

# グローバル資産分散オープン

追加型投信／内外／資産複合

【愛称】メインパートナー

グローバル資産分散オープンの募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により有価証券届出書を2023年12月21日に関東財務局長に提出しており、2023年12月22日にその届出の効力が生じております。

発行者名	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 猿田 隆
本店の所在の場所	東京都港区虎ノ門一丁目17番1号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません。



三井住友DSアセットマネジメント

1. 本書は、金融商品取引法第13条第2項第2号に定める内容を記載した目論見書です。
2. 運用による損益はすべて投資家の皆さまに帰属いたします。したがって、預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものでもありません。
3. 基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
4. 投資信託は、預金保険、貯金保険または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関は、投資者保護基金には加入していません。
5. 税制に関する本書の記載内容は、税法の改正等により将来変更されることがあります。

## 第一部【証券情報】

### (1)【ファンドの名称】

グローバル資産分散オープン

(愛称として「メインパートナー」という名称を用いることがあります。)

以下「当ファンド」といいます。

### (2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

\*ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である三井住友DSアセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

当初元本は1口当たり1円です。委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

### (3)【発行（売出）価額の総額】

10兆円を上限とします。

### (4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

※「基準価額」とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した価額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。

基準価額は、組入有価証券の値動き等により日々変動します。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、「メイン」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター※	ホームページ
三井住友DSアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	<a href="https://www.smd-am.co.jp">https://www.smd-am.co.jp</a>

※お問い合わせは、午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

### (5)【申込手数料】

原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、3.3%（税抜き 3.0%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

※累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

※申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

(6) 【申込単位】

お申込単位の詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

2023年12月22日から2024年6月24日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社において申込みを取り扱います。

販売会社の詳細につきましては、前記「(4) 発行 (売出) 価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。

(9) 【払込期日】

取得申込者は、申込金額 (取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数) に申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した額を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

販売会社において払込みを取り扱います。(販売会社は前記「(4) 発行 (売出) 価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。)

(11) 【振替機関に関する事項】

当ファンドの振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

イ 申込証拠金

ありません。

ロ 日本以外の地域における募集

ありません。

ハ クーリング・オフ制度 (金融商品取引法第37条の6) の適用

ありません。

ニ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとし、ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および当該振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

(参考：投資信託振替制度)

・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するもので、ファンドの設定、

解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われます。

- 受益証券は発行されませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます（原則として受益証券を保有することはできません。）。
- ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- 振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

###### ①ファンドの目的

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、世界の債券、株式、REIT（不動産投資信託）およびコモディティ等へ実質的に分散投資することにより、安定した利子・配当収益の確保とともに、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

###### ②信託金の限度額

信託金の限度額は、2兆円とします。委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

###### ③ファンドの基本的性格

当ファンドにおける一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は以下の通りです。

<商品分類表>

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
	海外	債券
		不動産投信
追加型	内外	その他資産 ( )
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

##### ※商品分類表の各項目の定義について

追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

資産複合…目論見書又は投資信託約款において、株式、債券、不動産投信（リート）およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

<属性区分表>

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル (日本を含む) 日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々	北米 欧州 アジア オセアニア	ファミリーファン ド	あり ( )
不動産投信	その他 ( )	中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファンド・オ ブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券(資産複合(株 式、債券、不動産投信、その他 債券)、資産配分固定型))				
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※属性区分表の各項目の定義について

その他資産(投資信託証券(資産複合(株式、債券、不動産投信、その他債券)、資産配分固定型))

…目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券を通じて実質的に複数資産(株式、債券、不動産投信、その他債券)を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。

年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。

グローバル(日本を含む)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界(日本を含む)の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファンド・オブ・ファンズ…一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

## (2) 【ファンドの沿革】

2007年5月22日 信託契約締結

2007年5月22日 当ファンドの設定・運用開始

2019年4月1日 ファンドの委託会社としての業務を大和住銀投信投資顧問株式会社から三井住友DSアセットマネジメント株式会社へ承継

## (3) 【ファンドの仕組み】

イ 当ファンドの関係法人とその役割

(イ) 委託会社 「三井住友DSアセットマネジメント株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。

(ロ) 受託会社 「三井住友信託銀行株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、株式会社日本カストディ銀行に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

(ハ) 販売会社

委託会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問いません。）に基づき、当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、受益者からの一部解約実行請求の受付、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。

(ニ) 投資顧問会社（運用の委託先）

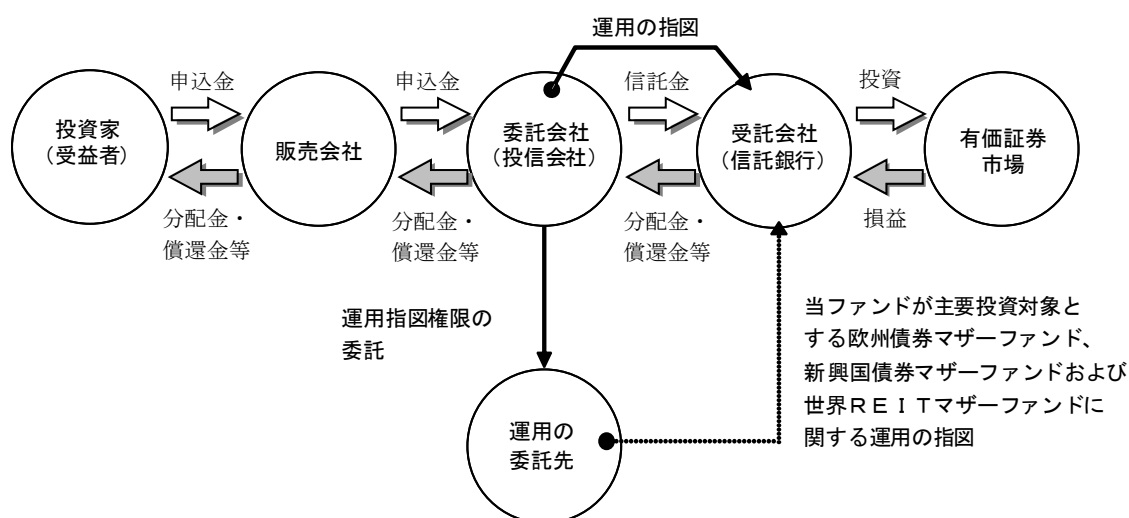
名称：ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド

役割：委託会社との間で締結される投資一任契約（運用委託契約）に基づき、欧州債券マザーファンドおよび新興国債券マザーファンドの運用指図に関する権限の委託を受け、信託財産の運用を行います。

名称：シービーアールイー・インベストメントマネジメント・リステッドリアルアセット・エルエルシー

役割：委託会社との間で締結される投資一任契約（運用委託契約）に基づき、世界REITマザーファンドの運用指図に関する権限の委託を受け、信託財産の運用を行います。

### 運営の仕組み



ロ 委託会社の概況



(イ) 資本金の額

20 億円 (2023 年 10 月 31 日現在)

(ロ) 会社の沿革

- 1985 年 7 月 15 日 三生投資顧問株式会社設立
- 1987 年 2 月 20 日 証券投資顧問業の登録
- 1987 年 6 月 10 日 投資一任契約にかかる業務の認可
- 1999 年 1 月 1 日 三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合
- 1999 年 2 月 5 日 三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社へ商号変更
- 2000 年 1 月 27 日 証券投資信託委託業の認可取得
- 2002 年 12 月 1 日 住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式会社に商号変更
- 2013 年 4 月 1 日 トヨタアセットマネジメント株式会社と合併
- 2019 年 4 月 1 日 大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友 D S アセットマネジメント株式会社に商号変更

(ハ) 大株主の状況

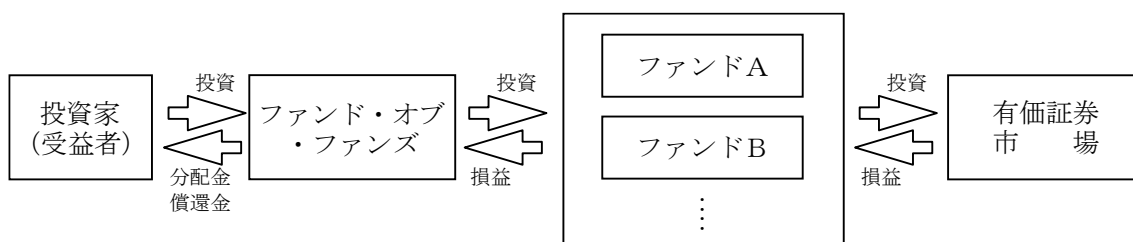
(2023 年 10 月 31 日現在)

名称	住所	所有 株式数 (株)	比率 (%)
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内一丁目 1 番 2 号	16,977,897	50.1
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号	7,946,406	23.5
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目 9 番地	5,080,509	15.0
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目 4 番 35 号	3,528,000	10.4
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号	337,248	1.0

ハ ファンドの運用形態 (ファンド・オブ・ファンズによる運用)

一般に、「ファンド・オブ・ファンズ」においては、株式や債券などの有価証券に直接投資するのではなく、複数の他の投資信託 (ファンド) を組み入れることにより運用を行います (投資信託に投資する投資信託)。また、種々の特長を持った投資信託を購入することにより、効率的に資産配分を行います。

【ファンド・オブ・ファンズによる運用】



## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

①投資信託証券への投資を通じて、先進国から新興国までの幅広い地域の債券、株式、REIT（不動産投資信託）およびコモディティ等へ実質的に分散投資し、安定した利子・配当収益の確保とともに、信託財産の中長期的な成長を目指します。

●分散投資にあたっては、資産の分散・地域の分散などを考慮します。

●投資信託証券への投資は、主に以下の指定投資信託証券（投資対象ファンド）の中から行います。

資産	地域・種類	指定投資信託証券
債券	米国債券	ティー・ロウ・プライス・ファンズSICAV-USアグリゲート・ボンド・ファンド(Jdクラス) (以下、「USアグリゲート・ボンド・ファンド(Jdクラス)」)
	欧州債券	欧州債券マザーファンド
	アジア・オセアニア債券	アジア・オセアニア債券マザーファンド
	新興国債券	新興国債券マザーファンド
	ハイ・イールド債券	ティー・ロウ・プライス・ファンズSICAV-グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(Jdクラス) (以下、「グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(Jdクラス)」)
株式	日本株式	日本好配当株マザーファンド
	先進国株式	グローバル好配当株マザーファンド
	新興国株式	ティー・ロウ・プライス・ファンズSICAV-エマージング・マーケット・エクイティ・ファンド(Jdクラス) (以下、「エマージング・マーケット・エクイティ・ファンド(Jdクラス)」)
REIT・ コモディティ	世界REIT	世界REITマザーファンド
	コモディティ	コモディティマザーファンド

※上記の指定投資信託証券の全てに投資することを約束するものではありません。

※指定投資信託証券は、将来、投資環境に応じて追加または変更になる場合があります。

②各資産への配分は、信託財産の純資産総額に対し、概ね債券：50%程度、株式：30%程度、REIT・コモディティ：20%程度を基本資産配分とします。ただし、実質組入有価証券の値動きや資金流入などによっては、上記の比率は変動します。また、投資環境の変化や各資産の利回り水準などを考慮して配分を調整することがあります。

③実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

④資金動向、市況動向等によっては、あるいはやむを得ない事情が発生した場合には上記のような運用ができない場合があります。

## ファンドの特色

1

投資信託証券への投資を通じて、先進国から新興国までの幅広い地域の債券、株式、REIT（不動産投資信託）およびコモディティ等へ実質的に分散投資し、安定した利子・配当収益の確保とともに、信託財産の中長期的な成長を目指します。

- 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
- 分散投資にあたっては、資産の分散・地域の分散などを考慮します。

<当ファンドが投資対象とする資産・投資対象>

資産	地域・種類	主要投資対象
債券	米国債券	主に米国の多種多様な投資適格の債券へ投資します。
	欧州債券	主に欧州地域の債券を中心に投資します。
	アジア・オセアニア債券	主にアジアおよびオセアニア地域の債券へ投資します。
	新興国債券	主に新興国の債券へ投資します。
	ハイ・イールド債券	主にハイ・イールド債券へ分散投資します。
株式	日本株式	主に日本の株式へ投資します。
	先進国株式	主に先進国の株式を中心に投資します。
	新興国株式	主に新興国の株式を中心に投資します。
REIT・コモディティ	世界REIT	日本を含む世界のREITへ分散投資します。
	コモディティ	商品市況に中長期的な動きが概ね連動する証券へ投資します。

※将来、投資環境に応じて投資対象資産の追加・変更を行う場合があります。

■投資信託証券への投資は、主に各資産を主要投資対象とする以下の投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。)の中から行います。

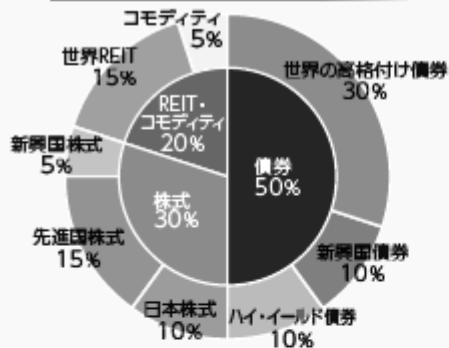
<当ファンドが投資対象とする指定投資信託証券>

資産	地域・種類	指定投資信託証券
債券	米国債券	ティー・ロウ・プライス・ファンズSICAV-USアグリゲート・ボンド・ファンド(Jdクラス) (以下、「USアグリゲート・ボンド・ファンド(Jdクラス)」)
	欧州債券	欧州債券マザーファンド
	アジア・オセアニア債券	アジア・オセアニア債券マザーファンド
	新興国債券	新興国債券マザーファンド
	ハイ・イールド債券	ティー・ロウ・プライス・ファンズSICAV-グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(Jdクラス) (以下、「グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(Jdクラス)」)
株式	日本株式	日本好配当株マザーファンド
	先進国株式	グローバル好配当株マザーファンド
	新興国株式	ティー・ロウ・プライス・ファンズSICAV-エマージング・マーケット・エクイティ・ファンド(Jdクラス) (以下、「エマージング・マーケット・エクイティ・ファンド(Jdクラス)」)
REIT・コモディティ	世界REIT	世界REITマザーファンド
	コモディティ	コモディティ・マザーファンド

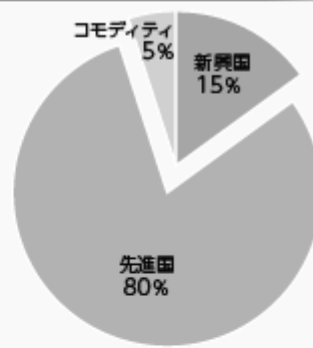
※上記の指定投資信託証券の全てに投資することを約束するものではありません。  
 ※指定投資信託証券は、将来、投資環境に応じて追加または変更になる場合があります。

**2** 各資産への配分は、信託財産の純資産総額に対し、概ね「債券：50%程度、株式：30%程度、REIT・コモディティ：20%程度」を基本資産配分とします。

資産配分のイメージ



地域別配分のイメージ



資産	資産クラス	基本資産配分	
債券	世界の 高格付け債券	米国債券	10%
		欧州債券	10%
		アジア・ オセアニア債券	10%
	新興国債券	10%	
	ハイ・イールド債券	10%	
株式	日本株式	10%	
	先進国株式	15%	
	新興国株式	5%	
REIT・ コモディティ	世界REIT	15%	
	コモディティ	5%	

※指定投資信託証券における有価証券の組入状況によっては、実際の資産配分で上記イメージとの乖離が生じる場合があります。  
 ※実質組入有価証券の値動きや資金流入などによっては上記の比率は変動します。  
 ※投資環境の変化や各資産の利回り水準などを考慮し、基本資産配分の調整等を行う場合があります。

### 3 年6回の分配を目指します。

- 決算日は、毎年1、3、5、7、9、11月の27日（休業日の場合は翌営業日）とします。
- 毎年5月および11月の決算時には、基準価額水準などを考慮し、売買益（評価益を含みます。）等を中心に分配する場合があります。
- 委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

#### ▶分配のイメージ

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
決算 ¥		決算 ¥		決算 ¥		決算 ¥		決算 ¥		決算 ¥	

※上記は分配のイメージであり、今後の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※資金動向、市況動向等によっては、あるいはやむを得ない事情が発生した場合には上記のような運用ができない場合があります。

### ファンドのしくみ

- ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。



\*1 欧州債券マザーファンドおよび新興国債券マザーファンドの運用にあたっては、ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドに運用指図に関する権限を委託します。

\*2 世界REITマザーファンドの運用にあたっては、シービーアールイー・インベストメント・マネジメント・リストッドリアル・アセット・エルエルシーに運用指図に関する権限を委託します。

## 投資対象とする指定投資信託証券の運用会社について

### [ 三井住友DSアセットマネジメント株式会社の概要 ]

- 三井住友DSアセットマネジメント株式会社は、2019年4月1日に、三井住友アセットマネジメント株式会社と大和住銀投信投資顧問株式会社が合併して誕生した会社です。
- 国内外の年金や金融機関などの機関投資家から個人投資家に至るまで、多様なお客さまニーズに対して、業界トップレベルの運用調査体制とグローバルなネットワークを活用した質の高い資産運用サービスを提供いたします。

### [ ティー・ロウ・プライス・グループの概要 ]

- ティー・ロウ・プライス・グループは、1937年に設立された独立系の資産運用会社であり、グローバルに資産運用業務を行っています。サステナビリティ実現への取組みを強化するため、TCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)への賛同を表明し、SASB Allianceに加入しております。
- ティー・ロウ・プライス・グループ・インクは、米国の上場会社であり、また、S & P 500インデックスの採用銘柄です。
- ティー・ロウ・プライス・グループ・インク傘下のティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド(所在地:英国ロンドン)およびティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インク(所在地:米国メリーランド州ボルチモア)は、ティー・ロウ・プライス・グループの運用技術および調査能力を活用することができます。

### [ シービーアールイー・インベストメントマネジメント・リステッドリアルアセット・エルエルシーの概要 ]

- シービーアールイー・インベストメントマネジメント・リステッドリアルアセット・エルエルシーは、世界的な不動産サービス会社である米国シービーアールイー・グループの投資運用部門で、不動産証券を主要投資対象とした運用を含むリアルアセット投資を担う運用会社です。同社は、シービーアールイー・グループの世界各国に展開したネットワークから不動産/マーケット情報・リサーチ情報を最大限活用することができます。

## 分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

ファンドで分配金が支払われるイメージ

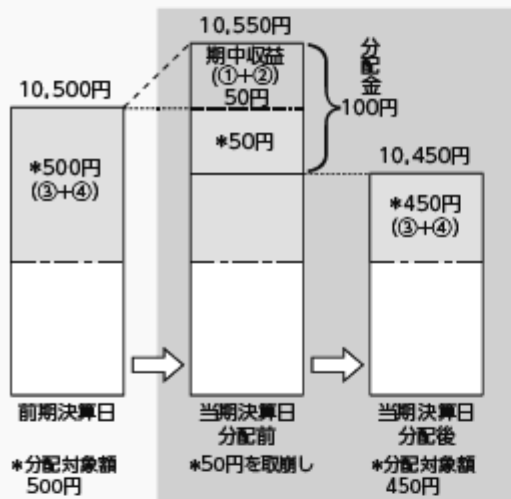


分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

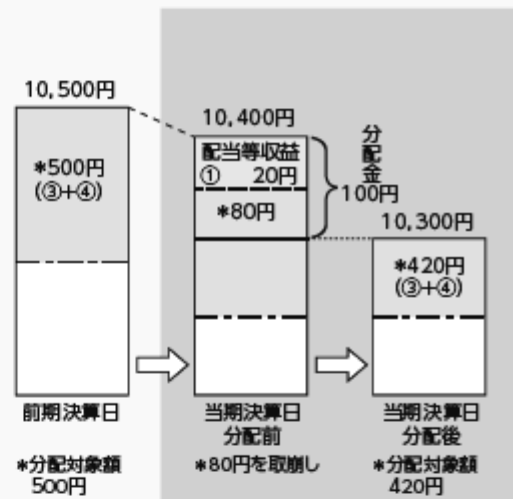
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)

[ 前期決算日から基準価額が上昇した場合 ]



[ 前期決算日から基準価額が下落した場合 ]

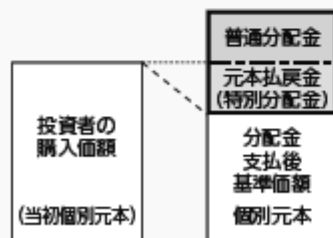


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

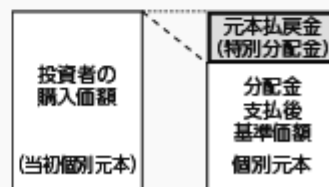
投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりりが小さかった場合も同様です。

[ 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合 ]



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

[ 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合 ]



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

## (2) 【投資対象】

### ①投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. 金銭債権
  - ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

## ②運用の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として指定投資信託証券（三井住友DSアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託（以下「マザーファンド」といいます。）を含みます。）に投資するほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により設立された法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
5. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

なお、3の証券を「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。また、4および5の証券を以下「投資信託証券」といいます。

## ③その他の金融商品の運用の指図

委託会社は、信託金を、前記②の有価証券の他、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形



〔参考情報：投資対象とする投資信託の概要〕

以下は、2023年10月末現在で知り得る情報に基づくものであり、今後、変更される場合があります。

- すべての指定投資信託証券に投資するとは限りません。指定投資信託証券は、将来、投資環境に応じて追加または変更になる場合があります。

▶ 債券

**米国債券…為替ヘッジなし**

ファンド名	ティー・ロウ・プライス・ファンズSICAV-USアグリゲート・ボンド・ファンド(Jdクラス)
形態	ルクセンブルグ籍会社型投資信託(米ドル建て)
投資顧問会社	ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド
副投資顧問会社	ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インク
運用の基本方針	主として米ドル建ての投資適格債券(BBB-格以上)へ投資することにより、トータルリターン の追求を図ります。
管理報酬等	運用報酬や事務代行会社等への報酬はかかりません。 ※運用報酬等は、「グローバル資産分散オープン」の委託会社の報酬に含まれています。 ※信託財産に関する租税、監査報酬等、その他の費用がかかります。

**欧州債券…為替ヘッジなし**

ファンド名	欧州債券マザーファンド
形態	国内籍親投資信託
運用会社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
投資顧問会社	ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド
運用の基本方針	主に欧州地域の公社債へ投資し、安定した利息収入の確保と信託財産の中長期的な成長を 目標として運用を行います。
信託財産留保額	ありません。

**アジア・オセアニア債券…為替ヘッジなし**

ファンド名	アジア・オセアニア債券マザーファンド
形態	国内籍親投資信託
運用会社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	主にアジアおよびオセアニア地域の公社債へ投資し、安定した利息収益の確保と信託財産の 中長期的な成長を目標として運用を行います。
信託財産留保額	ありません。

**新興国債券…為替ヘッジなし**

ファンド名	新興国債券マザーファンド
形態	国内籍親投資信託
運用会社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
投資顧問会社	ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド
運用の基本方針	主として新興国の政府および政府機関等の発行する米ドル建ての債券を中心に投資を行うことにより、安定的かつ高水準の利息収益の確保と信託財産の長期的な成長を目標として運用を行います。
信託財産留保額	ありません。

**ハイ・イールド債券…為替ヘッジなし**

ファンド名	ティー・ロウ・プライス・ファンズSICAV-グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(Jdクラス)
形態	ルクセンブルグ籍会社型投資信託(米ドル建て)
投資顧問会社	ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド
副投資顧問会社	ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インク
運用の基本方針	主としてBB格およびB格の高利回りの社債を中心に分散投資することにより、トータルリターンを追求を図ります。
管理報酬等	運用報酬や事務代行会社等への報酬はかかりません。 ※運用報酬等は、「グローバル資産分散オープン」の委託会社の報酬に含まれています。 ※信託財産に関する租税、監査報酬等、その他の費用がかかります。

**▶ 株式****日本株式**

ファンド名	日本好配当株マザーファンド
形態	国内籍親投資信託
運用会社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	日本の株式へ投資し、信託財産の長期的な成長を目標として運用を行います。
信託財産留保額	ありません。

**先進国株式…為替ヘッジなし**

ファンド名	グローバル好配当株マザーファンド
形態	国内籍親投資信託
運用会社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	世界各国の株式へ投資し、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。
信託財産留保額	ありません。

**新興国株式…為替ヘッジなし**

ファンド名	ティー・ロウ・プライス・ファンズSICAV-エマージング・マーケット・エクイティ・ファンド(Jdクラス)
形態	ルクセンブルグ籍会社型投資信託(米ドル建て)
投資顧問会社	ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド
副投資顧問会社	ティー・ロウ・プライス・シンガポール・プライベート・リミテッド
運用の基本方針	主として新興国の株式に投資することにより、信託財産の長期的な成長を図ります。
管理報酬等	運用報酬や事務代行会社等への報酬はかかりません。 ※運用報酬等は、「グローバル資産分散オープン」の委託会社の報酬に含まれています。 ※信託財産に関する租税、監査報酬等、その他の費用がかかります。

**▶ REIT・コモディティ****世界REIT…為替ヘッジなし**

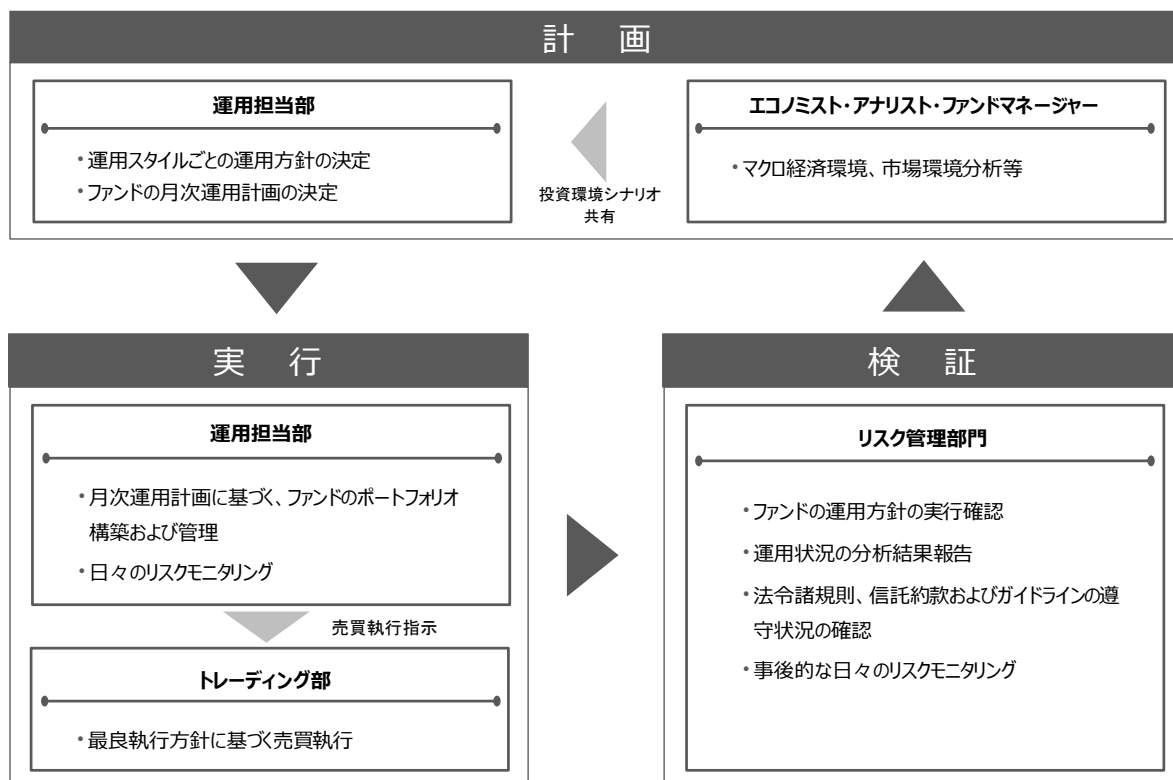
ファンド名	世界REITマザーファンド
形態	国内籍親投資信託
運用会社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
投資顧問会社	シーピーアールイー・インベストメントマネジメント・リステッドリアルアセット・エルエルシー
運用の基本方針	世界各国の不動産投資信託証券を主要投資対象とし、安定した配当収益の確保と信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。
信託財産留保額	ありません。

**コモディティ…為替ヘッジなし**

ファンド名	コモディティ・マザーファンド
形態	国内籍親投資信託
運用会社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	ブルームバーグ商品指数の騰落率に償還価額等が連動する外貨建ての証券へ投資することにより、ブルームバーグ商品指数が表す世界の商品市況について、その中長期的な動きを概ね捉えることを目標として運用します。
信託財産留保額	ありません。
指数の著作権など	ブルームバーグ商品指数および「ブルームバーグ(Bloomberg®)」は、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピー(Bloomberg Finance L.P.)およびその関係会社(以下「ブルームバーグ」と総称します。)のサービスマークであり、委託会社による一定の目的での利用のためにライセンスされています。ブルームバーグ商品指数は、ブルームバーグとUBSセキュリティーズ・エル・エル・シー(UBS Securities LLC)の間の契約に従ってブルームバーグが算出し、配信し、販売するものです。ブルームバーグ、ならびにUBSセキュリティーズ・エル・エル・シーおよびその関係会社(以下「UBS」と総称します。)のいずれも、委託会社の関係会社ではなく、ブルームバーグおよびUBSは、当ファンドを承認し、是認し、レビューまたは奨励するものではありません。ブルームバーグおよびUBSのいずれもブルームバーグ商品指数に関連するいかなるデータまたは情報の適時性、正確性または完全性も保証するものではありません。

**(3) 【運用体制】**

イ ファンドの運用体制



※リスク管理部門の人員数は、約40名です。

※当ファンドが主要投資対象とする欧州債券マザーファンド、新興国債券マザーファンドおよび世界REITマザーファンドの運用の主要部分は、委託会社からそれぞれマザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けたティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドおよびシービーアールイー・インベストメントマネジメント・リステッドリアルアセット・エルエルシーが、投資一任契約（運用委託契約）およびそれに付随するガイドラインに従って行います。

欧州債券マザーファンド、新興国債券マザーファンドおよび世界REITマザーファンドについて、委託会社においては、追加設定・一部解約に伴う資金の流出入の管理、運用委託先への委託資産の増減の指示、余裕資金の運用等および運用委託先の運用状況（ガイドライン等の遵守状況、運用パフォーマンスなど）のモニタリング等を行います。

※他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）の組入れは、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上、選定しています。また、定性・定量面における評価を継続的に実施するとともに、投資対象としての適格性を定期的に判断します。

※ファンドの運用体制は、委託会社の組織変更等により、変更されることがあります。

ロ 委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務（保管・管理・計算等）を通じて、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

運用委託先は、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上、選定しています。また、定性・定量面における評価を継続的に実施するとともに、運用委託契約の継続可否を定期的に判断します。

**[参考情報] ティー・ロウ・プライスの運用体制**

ティー・ロウ・プライスでは、戦略ごとに、ポートフォリオ・マネージャーおよびアナリストにより構成される専門運用チームが設けられており、運用チームは、他戦略の運用プロフェッショナルや、マクロエコノミスト等と適宜情報共有し、相互に支援します。また、運用部門では運用戦略に応じて、適宜、専門委員会が設けられております。ファンドの運用に関する社内規則として、一括発注および約定結果の配分にかかる方

針のほか、最良執行にかかる方針を定め、売買執行における最良執行に努めるとともに、売買執行にあたって使用する金融商品取引業者に関しても方針を定め、取引コストや各金融商品取引業者との取引量等についてモニタリングを行っております。また全社員が遵守すべき社内規則において、利益相反管理にかかる方針や従業員取引にかかる規則等が定められております。ファンドの保有する有価証券等の評価に関しては、評価方法その他を管理するための専門委員会を設け、保有有価証券等が一般社団法人投資信託協会の規則にそって適正に評価されるよう担保しています。また、ティール・ロウ・プライスは、環境、社会、ガバナンス（ESG）に関する諸要素を運用プロセスに取り入れ、ポートフォリオの組入銘柄のパフォーマンスに重大な影響を与えると判断する ESG 要素を考慮した投資を行っています。なお、投資判断を行う際に、結果として ESG 要素よりも他の投資に関する要素を優先する場合があります。

#### **【参考情報】シービーアールイー・インベストメントマネジメント・リステッドリアルアセット・エルエルシーの運用体制**

独自の不動産セクター・ランキング分析を参考にしつつ、グローバル投資委員会でトップダウンの地域アロケーションが決定され、ボトムアップの銘柄選択は綿密なファンダメンタルズ分析に基づいてグローバル・ポートフォリオ運用チームが決定します。

#### **(4) 【分配方針】**

毎決算時（毎年1、3、5、7、9、11月の27日。ただし、休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- イ. 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。
- ロ. 収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額な場合等には分配を行わないことがあります。
- ハ. 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ファンドは計算期間中の基準価額の変動にかかわらず継続的な分配を目指します。このため、計算期間中の基準価額の上昇分を上回る分配を行う場合があります。分配金額は運用状況等により変動することがあります。

#### **(5) 【投資制限】**

当ファンドは、委託会社による当ファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

##### **①信託約款に定める投資制限**

##### **イ. 主な投資制限**

- (イ) 投資信託証券、短期社債等およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。
- (ロ) 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- (ハ) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

##### **ロ. 同一銘柄の投資信託証券への投資制限**

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の50を超えることとなる投資の指図をしません。

##### **ハ. 公社債の借入の指図**

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。  
なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (ロ) 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (ニ) (イ)の借入れにかかる品借料は信託財産から支弁するものとします。

## ニ. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

## ホ. 外国為替予約の指図および範囲

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

## ヘ. 信用リスク集中回避のための投資制限

- (イ) 委託会社は、投資信託証券を組み入れる場合において、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、信託財産に属する当該同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。
- (ロ) 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

## ト. 資金の借入れ

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%の範囲内とします。
- (ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (ニ) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

## チ. 受託会社による資金の立替え

- (イ) 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申し出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- (ロ) 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- (ハ) 上記(イ)および上記(ロ)の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

## ② 法令に基づく投資制限

### イ 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

### ロ デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

### ハ 信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2）

委託会社は、運用財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。

### 3 【投資リスク】

#### イ ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果として信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金と異なります。また、一定の投資成果を保証するものではありません。

当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。

##### (イ) 株式市場リスク

内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況等によって変動し、株価が下落した場合はファンドの基準価額が下落する要因となります。

##### (ロ) 債券市場リスク

一般に債券は内外の経済情勢等の影響による金利の変動を受けて価格が変動します。通常、金利が上昇すると債券価格は下落します。また、格付けが引き下げられる場合も債券価格が下落するおそれがあります。債券価格の下落はファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、価格の変動幅は、債券の種類、格付け、残存期間、利払いのしくみの違い等により、債券ごとに異なります。

##### (ハ) 不動産投資信託（リート）に関するリスク

リートの価格は、不動産市況や金利・景気動向、関連法制度の変更等の影響を受け変動します。また、リートに組み入れられている個々の不動産等の市場価値や賃貸収入、個々のリートの事業活動や財務状況等によっても価格が変動します。これらにより、ファンドが組み入れているリートの価格が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

##### (ニ) 商品市況の価額変動に伴うリスク

商品市況は、多くの要因により変動します。要因の主なものとしては、対象となる商品の需給、貿易動向、天候、農業生産、商品産出地域の政治・経済情勢、疫病の発生などが挙げられます。このため、商品の動向を表わす各種商品指数も、商品市況の変動の影響を受けます。さらに、指数を対象にした先物等の市場では、流動性の不足、投機的参加者の参入、規制当局による規制や介入等により、一時的に偏りや混乱を生じることがあります。

当ファンドは商品指数に連動した債券等に投資しますので、これらの影響を受けます。商品市況が下落した場合、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。

##### (ホ) 信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

##### (ヘ) 為替変動リスク

外貨建資産への投資は為替変動の影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落する（円高となる）場合、円ベースでの評価額が下落し、基準価額が下落することがあります。

##### (ト) カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化、取引規制や税制の変更等によって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券等の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。



特に投資先が新興国の場合、その証券市場は先進国の証券市場に比べ、より運用上の制約が大きいことが想定されます。また、先進国に比べ、一般に市場規模が小さいため、有価証券の需給変動の影響を受けやすく、価格形成が偏ったり、変動性が大きくなる傾向が考えられます。

(チ) 流動性リスク

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

ロ その他の留意点

(イ) ファンド固有の留意点

資産および投資先の配分について

当ファンドの実質的な資産配分は、基本的な資産配分比率と乖離を生じる場合があります。

この結果、運用成果は、基本資産配分で運用を行った場合を上回ったり下回ったりすることがありますので、ご注意ください。

(ロ) 投資信託に関する留意点

- ・ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。
- ・ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。  
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受付が中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

ハ 投資リスクの管理体制

委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、運用リスク管理を行っています。

リスク管理担当部は、信託約款等に定める各種投資制限やリスク指標のモニタリングを実施し、制限に対する抵触等があった場合には運用部門に対処要請等を行い、結果をリスク管理会議へ報告します。

また、ファンドのパフォーマンスの分析・評価を行い、結果を運用評価会議等へ報告することで、運用方針等との整合性を維持するよう適切に管理しています。

さらに、流動性リスク管理について規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングやストレステストを実施するとともに、緊急時対応策等の策定や有効性の検証等を行います。なお、当該流動性リスクの適切な管理の実施等について、定期的にリスク管理会議へ報告します。他の運用会社が設定・運用を行うファンドを組み入れる場合は、必要に応じて当該運用会社等の実施する流動性モニタリングの状況等も活用し、流動性リスク管理を行います。

コンプライアンス担当部は、法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行い、結果をコンプライアンス会議に報告します。

### [参考情報] ティー・ロウ・プライスのリスク管理体制

ティール・ロウ・プライスでは、グループ全体で包括的に運用リスクを管理する体制としています。リスクをさまざまな側面から捉え、内在するリスクの種類を識別・把握し、多面的に管理するため、運用部門から独立したリスク管理部門を組織しております。リスク管理部門には運用リスク担当の専門チームを配置し、運用チームを主にデータ分析面でサポートし、さらに流動性リスク等の運用リスクのモニタリングも行っています。法令、規則および運用ガイドライン等の遵守にあたっては、インベストメント・コンプライアンスが運用部門から独立したモニタリングを行っています。

さらに、ティール・ロウ・プライス・グループ組織全体のリスク管理に関する方針設定および実態の把握のために、リスクを監督する委員会を設置しています。当該委員会は、ティール・ロウ・プライス・グループのリスク管理部門の責任者であるチーフ・リスク・オフィサー他、主要部門の責任者で構成され、運用にかかるリスク

(流動性リスクを含みます。)、オペレーショナル・リスク、ビジネス・リスク等について、全社的な観点から監督します。

受託会社や業務委託先の選定にあたっては、選定にかかる方針を定めており、必要に応じて面談や質問票への回答を求めるなどして選考を行うとともに、社内の管理担当者を定めて継続モニタリングを行います。

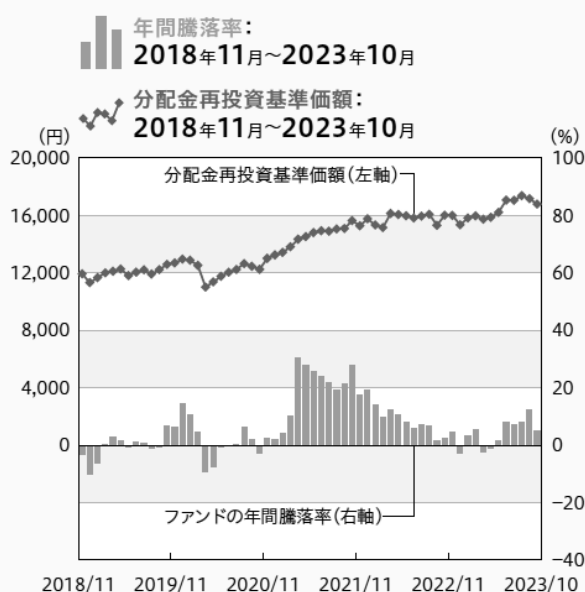
**[参考情報] シービーアールイー・インベストメントマネジメント・リステッドリアルアセット・エルエルシー  
のリスク管理体制**

運用部門から独立したコンプライアンス部門、ポートフォリオ分析部門でリスク分析、顧客ガイドライン違反等がモニターされ、リスクコントロール委員会 (Risk and Control Committee) に報告されます。

## (参考情報) 投資リスクの定量的比較

### ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

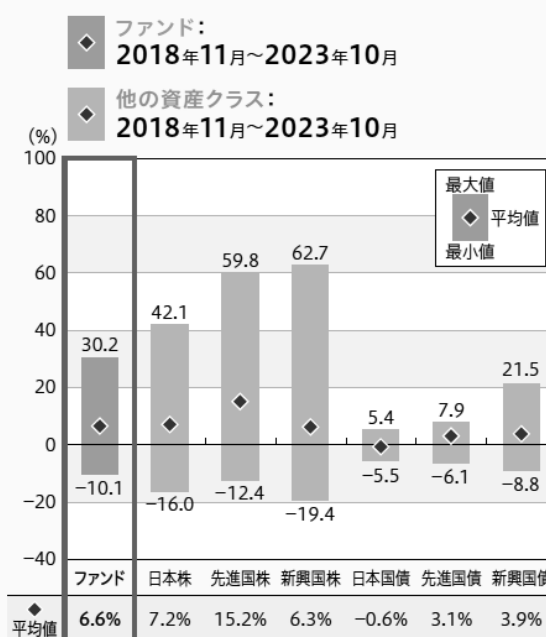
各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。  
※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

### ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。



※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。  
※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

## 各資産クラスの指数

日本株	TOPIX(東証株価指数、配当込み) 株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社が算出、公表する指数で、日本の株式を対象としています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。
日本国債	NOMURA-BPI(国債) 野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース) FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース) J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。  
※上記各指数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

#### 4 【手数料等及び税金】

##### (1) 【申込手数料】

原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、3.3%（税抜き 3.0%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

申込手数料は販売会社によるファンドの募集・販売の取扱い事務等の対価です。

※累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

※申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

##### (2) 【換金（解約）手数料】

解約手数料はありません。

##### (3) 【信託報酬等】

純資産総額に年 1.584%（税抜き 1.44%）の率を乗じて得た金額が、毎日信託財産の費用として計上され、ファンドの基準価額に反映されます。また、信託報酬は、各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬の配分は以下の通りです。

<信託報酬の配分（税抜き）>

支払先	料率	役務の内容
委託会社	年 0.70%	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価
販売会社	年 0.70%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	年 0.04%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

※上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。

※当ファンドが投資対象とする投資信託では、信託報酬は収受されませんので、当ファンドにおける実質的な信託報酬は上記と同じです。なお、上場投資信託は市場の需給により価格形成されるため、上場投資信託の費用は表示しておりません。

※委託会社の報酬には、以下の運用の指図の委託先への報酬の合計額が含まれます。

- 欧州債券マザーファンドの組入評価額に対して年 0.33%以内の率を乗じた額
- 新興国債券マザーファンドの組入評価額に対して年 0.336%以内の率を乗じた額
- 世界REITマザーファンドの組入評価額に対して年 0.45%以内の率を乗じた額

##### (4) 【その他の手数料等】

イ 信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）は、原則として、計算期間を通じて毎日、信託財産の費用として計上され、各特定期末（毎年3月、9月に属する計算期末）または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。

ロ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、信託財産中から支弁します。

ハ 有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用等（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）は、信託財産中から支弁するものとします。

※ 上記にかかる費用に関しましては、変更される場合があるものや、その時々取引内容等により金額が決定し、実務上、その発生もしくは請求のつど、信託財産の費用として認識され、その時点の信託財産で負担することとなるものがあります。したがって、あらかじめ、その金額、上限額等を具体的に記載することはできません。

※ 上記（１）～（４）にかかる手数料等および他の投資信託（ファンド）の組入れを通じて間接的に負担する手数料等の合計額、その上限額、計算方法等は、手数料等に保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時・請求時に初めて具体的金額を認識するものがあつたりすることから、あらかじめ具体的に記載することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

イ 個別元本について

- （イ）追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- （ロ）受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても同一受益者の顧客口座が複数存在する場合や、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」を併用するファンドの場合には、別々に個別元本の算出が行われることがあります。
- （ハ）受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の（収益分配金の課税について）を参照。）

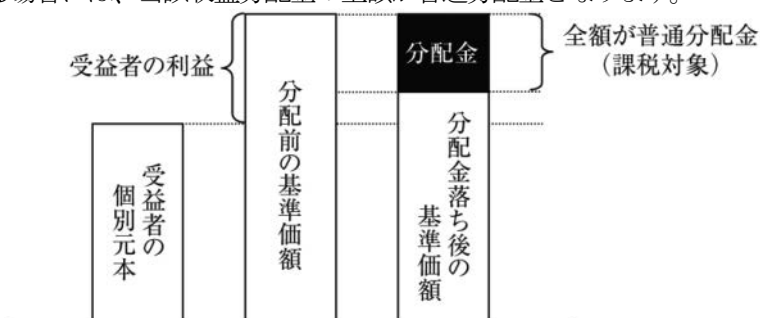
ロ 一部解約時および償還時の課税について

個人の受益者については、一部解約時および償還時の譲渡益が課税対象となり、法人の受益者については、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

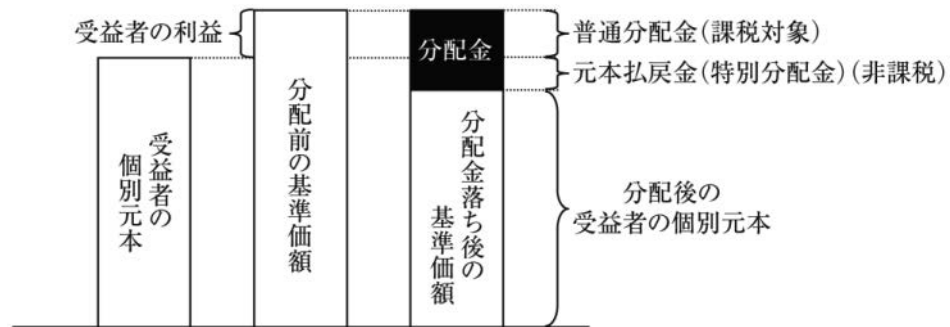
ハ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

- ①収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金（課税対象）となります。



- ②収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。



※上記①、②の図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

## ニ 個人、法人別の課税の取扱いについて

### (イ) 個人の受益者に対する課税

#### i. 収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

#### ii. 一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

また、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（上場株式、公募株式投資信託、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）、公募公社債投資信託および特定公社債をいいます。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限り）および利子所得の金額との損益通算が可能です。

### (ロ) 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

なお、当ファンドは、配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

※公募株式投資信託は税法上、NISA（少額投資非課税制度）の適用対象であり、2024年1月1日以降は一定の要件を満たした場合に限りNISAの適用対象となります。

※NISA（少額投資非課税制度）、ジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）をご利用になる場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。また、販売会社での専用口座の開設等、一定の要件があります。

2024年1月1日以降は、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。また、2024年1月1日以降は、税法上の要件を満たした公募株式投資信託等を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。なお、ジュニアNISAで新規の購入ができなくなります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※上記「(5)課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、2023年10月末現在の情報をもとに作成しています。税法の改正等により、変更されることがあります。

### (参考情報) 総経費率

直近の運用報告書の対象期間(2023年3月28日～2023年9月27日)における当ファンドの総経費率(年率換算)は以下の通りです。

投資対象とする投資信託(以下、投資先ファンド)の費用は、その他費用に含めています。なお、当ファンドの費用と投資先ファンドの費用の対象期間は、異なる場合があります。

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.69%	1.58%	0.11%

※上記は、対象期間の運用報告書に記載されている総経費率(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含まれていません。投資先ファンドは、原則として、売買委託手数料、支払利息および有価証券にかかる税金は含まれていません。)です。

※投資先ファンドが上場投資信託(ETF)および上場不動産投資信託(REIT)に投資している場合、当該ETFおよびREITの管理費用等は含まれていません。

※計算方法等の詳細は、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。なお、新たな対象期間にかかる運用報告書が作成され、上記の総経費率が更新されている場合があります。

運用報告書は、委託会社のホームページ(<https://www.smd-am.co.jp/fund/unpo/>)から検索いただけます。

## 5 【運用状況】

### (1) 【投資状況】

グローバル資産分散オープン

2023年10月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資証券	ルクセンブルグ	1,823,682,972	24.75
親投資信託受益証券	日本	5,501,516,228	74.68
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	41,817,488	0.57
合計（純資産総額）		7,367,016,688	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

### (2) 【投資資産】

#### ① 【投資有価証券の主要銘柄】

グローバル資産分散オープン

イ 主要投資銘柄

2023年10月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	グローバル好配当株マザーファンド	266,427,397	4.1689	1,110,709,175	4.0478	1,078,444,817	14.64
日本	親投資信託受益証券	世界REITマザーファンド	611,489,714	1.8328	1,120,738,347	1.7458	1,067,538,742	14.49
日本	親投資信託受益証券	アジア・オセアニア債券マザーファンド	445,492,425	1.7392	774,800,425	1.7326	771,860,175	10.48
日本	親投資信託受益証券	日本好配当株マザーファンド	234,380,968	3.3194	778,004,185	3.1630	741,347,001	10.06
ルクセンブルグ	投資証券	T.Rowe Price Funds SICAV - Global High Yield Bond Fund Jd	611,484	1,237.70	756,833,506	1,209.54	739,611,558	10.04
日本	親投資信託受益証券	欧州債券マザーファンド	510,251,729	1.4374	733,435,835	1.4407	735,119,665	9.98



	券							
ルクセンブルグ	投資証券	T. Rowe Price Funds SICAV - U. S. Aggregate Bond Fund Jd	549, 112	1, 366. 37	750, 289, 280	1, 335. 12	733, 132, 826	9. 95
日本	親投資信託受益証券	新興国債券マザーファンド	240, 103, 608	3. 0855	740, 839, 682	3. 0238	726, 025, 289	9. 86
日本	親投資信託受益証券	コモディティ・マザーファンド	421, 007, 886	0. 9143	384, 927, 510	0. 9054	381, 180, 539	5. 17
ルクセンブルグ	投資証券	T. Rowe Price Funds SICAV - Emerging Markets Equity Fund Jd	306, 831	1, 184. 12	363, 324, 654	1, 143. 75	350, 938, 586	4. 76

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2023年10月31日現在

種類	投資比率 (%)
投資証券	24. 75
親投資信託受益証券	74. 68
合計	99. 43

②【投資不動産物件】

グローバル資産分散オープン

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

グローバル資産分散オープン

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

グローバル資産分散オープン

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)

特定14期	(2014年3月27日)	18,487,083,420	18,698,603,326	8,172	8,262
特定15期	(2014年9月29日)	17,485,897,111	17,674,627,825	8,784	8,874
特定16期	(2015年3月27日)	15,877,142,832	16,036,168,545	9,468	9,558
特定17期	(2015年9月28日)	13,386,634,017	13,526,514,476	8,891	8,981
特定18期	(2016年3月28日)	12,093,667,251	12,223,926,249	8,482	8,572
特定19期	(2016年9月27日)	10,719,551,574	10,843,933,257	7,888	7,978
特定20期	(2017年3月27日)	10,697,650,411	10,813,947,695	8,585	8,675
特定21期	(2017年9月27日)	10,353,325,426	10,458,368,674	9,174	9,264
特定22期	(2018年3月27日)	8,991,020,410	9,086,030,221	8,749	8,839
特定23期	(2018年9月27日)	8,846,325,954	8,935,682,487	9,061	9,151
特定24期	(2019年3月27日)	8,252,747,789	8,338,090,798	8,878	8,968
特定25期	(2019年9月27日)	7,958,277,489	8,040,146,553	8,876	8,966
特定26期	(2020年3月27日)	6,662,084,468	6,739,382,974	7,934	8,024
特定27期	(2020年9月28日)	7,203,298,698	7,277,837,307	8,781	8,871
特定28期	(2021年3月29日)	7,724,138,821	7,795,021,632	10,040	10,130
特定29期	(2021年9月27日)	7,766,236,934	7,833,508,032	10,565	10,655
特定30期	(2022年3月28日)	7,821,047,532	7,899,883,324	11,041	11,151
特定31期	(2022年9月27日)	7,271,644,536	7,348,438,277	10,505	10,615
特定32期	(2023年3月27日)	6,935,263,519	7,044,609,408	10,256	10,416
特定33期	(2023年9月27日)	7,624,676,326	7,731,967,611	11,429	11,589
	2022年10月末日	7,555,918,595	-	10,950	-
	11月末日	7,452,036,320	-	10,841	-
	12月末日	7,106,924,020	-	10,393	-
	2023年1月末日	7,298,760,423	-	10,693	-
	2月末日	7,333,120,669	-	10,788	-
	3月末日	7,163,136,420	-	10,601	-
	4月末日	7,209,676,008	-	10,692	-
	5月末日	7,284,984,092	-	10,822	-
	6月末日	7,667,497,215	-	11,394	-
	7月末日	7,624,920,602	-	11,357	-
	8月末日	7,737,368,472	-	11,571	-
	9月末日	7,608,971,839	-	11,396	-
	10月末日	7,367,016,688	-	11,147	-

(注) 分配付純資産総額(分配付1万口当たりの純資産額)は、特定期間中の分配金累計額(1万口当たりの分配金累計額)を当該特定期間末の分配落純資産総額(分配落1万口当たりの純資産額)に加算したものです。

## ②【分配の推移】

グローバル資産分散オープン

	計算期間	1万口当たり分配金(円)
--	------	--------------

特定14期	2013年9月28日～2014年3月27日	90
特定15期	2014年3月28日～2014年9月29日	90
特定16期	2014年9月30日～2015年3月27日	90
特定17期	2015年3月28日～2015年9月28日	90
特定18期	2015年9月29日～2016年3月28日	90
特定19期	2016年3月29日～2016年9月27日	90
特定20期	2016年9月28日～2017年3月27日	90
特定21期	2017年3月28日～2017年9月27日	90
特定22期	2017年9月28日～2018年3月27日	90
特定23期	2018年3月28日～2018年9月27日	90
特定24期	2018年9月28日～2019年3月27日	90
特定25期	2019年3月28日～2019年9月27日	90
特定26期	2019年9月28日～2020年3月27日	90
特定27期	2020年3月28日～2020年9月28日	90
特定28期	2020年9月29日～2021年3月29日	90
特定29期	2021年3月30日～2021年9月27日	90
特定30期	2021年9月28日～2022年3月28日	110
特定31期	2022年3月29日～2022年9月27日	110
特定32期	2022年9月28日～2023年3月27日	160
特定33期	2023年3月28日～2023年9月27日	160

### ③【収益率の推移】

グローバル資産分散オープン

	収益率 (%)
特定14期	5.6
特定15期	8.6
特定16期	8.8
特定17期	△5.1
特定18期	△3.6
特定19期	△5.9
特定20期	10.0
特定21期	7.9
特定22期	△3.7
特定23期	4.6
特定24期	△1.0
特定25期	1.0
特定26期	△9.6
特定27期	11.8
特定28期	15.4
特定29期	6.1

特定 30 期	5.5
特定 31 期	△3.9
特定 32 期	△0.8
特定 33 期	13.0

(注) 収益率とは、特定期間末の基準価額（当該特定期間中の分配金累計額を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前特定期間末基準価額」といいます。）を控除した額を前特定期間末基準価額で除したものをいいます。

#### (4) 【設定及び解約の実績】

##### グローバル資産分散オープン

	設定口数（口）	解約口数（口）
特定 14 期	148,600,281	2,554,485,378
特定 15 期	88,632,209	2,802,199,202
特定 16 期	108,314,639	3,246,153,487
特定 17 期	53,274,974	1,766,917,163
特定 18 期	48,077,011	846,917,471
特定 19 期	45,281,793	712,778,081
特定 20 期	50,827,669	1,179,131,076
特定 21 期	43,574,840	1,219,406,897
特定 22 期	40,192,669	1,049,526,337
特定 23 期	31,101,061	544,156,608
特定 24 期	31,178,078	498,687,234
特定 25 期	27,402,515	356,921,859
特定 26 期	29,529,243	599,312,661
特定 27 期	29,588,147	222,724,738
特定 28 期	33,289,267	543,044,044
特定 29 期	27,785,645	370,432,893
特定 30 期	31,329,188	298,478,918
特定 31 期	36,705,390	198,574,482
特定 32 期	59,264,149	219,066,076
特定 33 期	86,366,017	176,876,592

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

#### (参考)

##### (1) 投資状況

##### 日本好配当株マザーファンド

2023年10月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	日本	14,753,235,210	97.22

現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	421,560,092	2.78
合計（純資産総額）		15,174,795,302	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建／ 売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率 （%）
株価指数先物取引	買建	日本	202,860,000	1.34
合計	買建	-	202,860,000	1.34

#### 世界REITマザーファンド

2023年10月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 （円）	投資比率 （%）
投資証券	アメリカ	359,129,031	33.64
	イギリス	205,321,968	19.23
	日本	143,959,400	13.49
	オーストラリア	102,222,476	9.58
	フランス	96,390,828	9.03
	シンガポール	71,957,191	6.74
	香港	30,058,161	2.82
	オランダ	26,716,554	2.50
	カナダ	7,981,787	0.75
	スペイン	6,474,026	0.61
	ベルギー	4,909,479	0.46
	ガーンジイ	3,617,113	0.34
	小計	1,058,738,014	99.18
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	8,790,031	0.82
合計（純資産総額）		1,067,528,045	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建／ 売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率 （%）
為替予約取引	買建	-	2,574,116	0.24
為替予約取引	売建	-	2,576,988	△0.24

#### グローバル好配当株マザーファンド

2023年10月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 （円）	投資比率 （%）
株式	アメリカ	19,941,306,759	35.71
	フランス	8,493,958,454	15.21
	日本	7,205,372,500	12.90
	イギリス	3,908,716,877	7.00
	台湾	3,125,848,516	5.60
	香港	1,421,361,680	2.55

	スイス	1,220,589,375	2.19
	ドイツ	1,124,002,971	2.01
	ケイマン諸島	1,087,697,246	1.95
	オーストラリア	1,018,713,518	1.82
	シンガポール	997,777,200	1.79
	スウェーデン	981,944,568	1.76
	オランダ	979,033,742	1.75
	バミューダ	954,088,000	1.71
	スペイン	712,675,096	1.28
	オーストリア	329,219,500	0.59
	小計	53,502,306,002	95.81
投資証券	オーストラリア	845,182,414	1.51
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	1,495,510,515	2.68
合計（純資産総額）		55,842,998,931	100.00

新興国債券マザーファンド

2023年10月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	インドネシア	516,551,364	4.98
	ドミニカ共和国	412,559,643	3.98
	オマーン	383,118,702	3.70
	トルコ	313,168,131	3.02
	パナマ	299,003,912	2.88
	アンゴラ	275,960,063	2.66
	コートジボアール	265,499,648	2.56
	セネガル	252,904,462	2.44
	バーレーン	250,946,255	2.42
	コロンビア	250,620,772	2.42
	ヨルダン	224,609,022	2.17
	ルーマニア	191,819,420	1.85
	アルバニア	188,012,877	1.81
	スリランカ	183,183,614	1.77
	グアテマラ	180,035,456	1.74
	エジプト	179,622,653	1.73
	モロッコ	177,071,054	1.71
	カタール	159,919,035	1.54
	セルビア	145,834,819	1.41
	パラグアイ	142,305,935	1.37
ペルー	135,567,848	1.31	
チリ	132,631,517	1.28	

	フィリピン	129,105,772	1.25
	エクアドル	125,637,093	1.21
	メキシコ	113,062,509	1.09
	南アフリカ	108,664,167	1.05
	アルゼンチン	95,781,388	0.92
	エルサルバドル	87,036,364	0.84
	ジャマイカ	75,958,555	0.73
	ケニア	72,599,065	0.70
	サウジアラビア	63,018,270	0.61
	バハマ	62,046,650	0.60
	ナイジェリア	59,771,107	0.58
	バミューダ	54,400,708	0.52
	ウルグアイ	49,302,776	0.48
	ポーランド	46,933,446	0.45
	パキスタン	35,340,949	0.34
	ブラジル	27,595,658	0.27
	コスタリカ	23,753,849	0.23
	バルバドス	7,045,658	0.07
	小計	6,498,000,186	62.67
特殊債券	メキシコ	75,830,862	0.73
	インド	75,780,937	0.73
	韓国	57,982,071	0.56
	小計	209,593,870	2.02
社債券	メキシコ	598,106,476	5.77
	ケイマン諸島	241,077,776	2.33
	インド	212,290,445	2.05
	チリ	207,634,703	2.00
	オランダ	194,452,780	1.88
	コロンビア	142,405,957	1.37
	イスラエル	114,608,384	1.11
	パナマ	109,118,826	1.05
	ブラジル	108,686,144	1.05
	インドネシア	106,781,537	1.03
	サウジアラビア	105,994,142	1.02
	フィリピン	102,789,470	0.99
	タイ	100,162,878	0.97
	アラブ首長国連邦	96,626,518	0.93
	カタール	94,928,571	0.92
	アイルランド	73,602,875	0.71
	モーリシャス	56,973,929	0.55
	スロヴェニア	48,464,283	0.47

	ルーマニア	42,715,206	0.41
	カザフスタン	42,112,661	0.41
	韓国	29,492,342	0.28
	カナダ	29,183,454	0.28
	シンガポール	28,955,900	0.28
	南アフリカ	28,222,404	0.27
	パラグアイ	26,954,559	0.26
	イギリス	26,642,682	0.26
	アメリカ	25,374,874	0.24
	バミューダ	24,365,345	0.23
	香港	24,130,016	0.23
	ジャマイカ	17,038,249	0.16
	小計	3,059,893,386	29.51
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	600,859,506	5.80
合計（純資産総額）		10,368,346,948	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建／ 売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率 （%）
債券先物取引	買建	アメリカ	352,726,795	3.40
合計	買建	-	352,726,795	3.40
債券先物取引	売建	ドイツ	122,545,810	△1.18
債券先物取引	売建	アメリカ	397,019,132	△3.83
合計	売建	-	519,564,942	△5.01

種類	買建／ 売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率 （%）
為替予約取引	買建	-	467,885,192	4.51
為替予約取引	売建	-	466,111,700	△4.50

#### 欧州債券マザーファンド

2023年10月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 （円）	投資比率 （%）
国債証券	イタリア	95,784,476	13.03
	ドイツ	78,537,598	10.68
	スペイン	72,855,608	9.91
	イギリス	70,464,134	9.59
	フランス	39,240,508	5.34
	リトアニア	28,660,294	3.90
	イスラエル	19,111,498	2.60
	キプロス	18,614,630	2.53
	チリ	15,799,346	2.15
	オーストリア	15,025,597	2.04
	チェコ	14,555,402	1.98



	ラトヴィア	12,618,547	1.72
	コートジボアール	11,895,057	1.62
	ベルギー	11,103,261	1.51
	ルーマニア	11,060,496	1.50
	ポーランド	10,928,267	1.49
	ハンガリー	10,542,670	1.43
	セルビア	10,513,604	1.43
	ブルガリア	9,660,128	1.31
	アイルランド	7,201,106	0.98
	スロヴェニア	5,176,974	0.70
	デンマーク	2,488,116	0.34
	ノルウェー	1,865,906	0.25
	小計	573,703,223	78.04
特殊債券	ハンガリー	23,596,499	3.21
	韓国	15,257,697	2.08
	国際機関	6,076,982	0.83
	ドイツ	4,047,261	0.55
	小計	48,978,439	6.66
社債券	スロヴェニア	32,491,981	4.42
	ポーランド	16,089,710	2.19
	チェコ	16,041,953	2.18
	スペイン	14,957,830	2.03
	アイスランド	14,702,070	2.00
	デンマーク	5,486,751	0.75
	小計	99,770,295	13.57
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	12,675,216	1.73
合計（純資産総額）		735,127,173	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建／ 売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率 （%）
為替予約取引	買建	-	81,808,644	11.13
為替予約取引	売建	-	81,925,685	△11.14

#### アジア・オセアニア債券マザーファンド

2023年10月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 （円）	投資比率 （%）
国債証券	マレーシア	120,384,829	15.60
	香港	93,700,733	12.14
	オーストラリア	86,610,525	11.22
	シンガポール	81,334,654	10.54
	韓国	14,753,209	1.91

	小計	396,783,950	51.41
特殊債券	国際機関	334,475,460	43.33
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	40,594,646	5.26
合計（純資産総額）		771,854,056	100.00

コモディティ・マザーファンド

2023年10月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 （円）	投資比率 （%）
社債券	イギリス	352,436,932	92.46
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	28,724,096	7.54
合計（純資産総額）		381,161,028	100.00

（2）投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

日本好配当株マザーファンド

イ 主要投資銘柄（上位30銘柄）

2023年10月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿単価 （円）	帳簿価額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 （円）	投資 比率 （%）
日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	406,800	1,692.50	688,509,000	1,705.00	693,594,000	4.57
日本	株式	日本製鉄	鉄鋼	194,400	3,392.00	659,404,800	3,232.00	628,300,800	4.14
日本	株式	東京建物	不動産業	305,400	2,083.50	636,300,900	1,989.00	607,440,600	4.00
日本	株式	武田薬品工業	医薬品	149,200	4,578.00	683,037,600	4,063.00	606,199,600	3.99
日本	株式	セイノーホールディングス	陸運業	273,000	2,138.48	583,804,940	2,189.50	597,733,500	3.94
日本	株式	AGC	ガラス・土石製品	115,500	5,086.00	587,433,000	5,111.00	590,320,500	3.89
日本	株式	KDDI	情報・通信業	124,700	4,570.00	569,879,000	4,487.00	559,528,900	3.69
日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	442,500	1,260.00	557,550,000	1,257.00	556,222,500	3.67
日本	株式	いすゞ自動車	輸送用機器	323,700	1,818.50	588,648,450	1,660.50	537,503,850	3.54
日本	株式	東ソー	化学	253,300	1,893.50	479,623,550	1,837.50	465,438,750	3.07
日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	116,600	3,442.00	401,337,200	3,343.00	389,793,800	2.57
日本	株式	大東建託	不動産業	23,800	15,729.17	374,354,145	16,150.00	384,370,000	2.53
日本	株式	九州旅客鉄道	陸運業	102,700	3,096.00	317,959,200	3,081.00	316,418,700	2.09
日本	株式	アステラス製薬	医薬品	166,000	2,059.50	341,877,000	1,900.00	315,400,000	2.08
日本	株式	西松建設	建設業	84,400	3,611.97	304,850,683	3,633.00	306,625,200	2.02
日本	株式	キャリアリンク	サービス業	122,500	2,447.00	299,757,500	2,434.00	298,165,000	1.96
日本	株式	丸井グループ	小売業	113,800	2,402.27	273,378,201	2,369.50	269,649,100	1.78

日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	1,477,200	176.50	260,725,800	176.80	261,168,960	1.72
日本	株式	日本冶金工業	鉄鋼	65,000	4,365.00	283,725,000	3,990.00	259,350,000	1.71
日本	株式	安藤・間	建設業	217,400	1,164.63	253,191,339	1,163.00	252,836,200	1.67
日本	株式	ふくおかフィナンシャルグループ	銀行業	61,200	3,740.00	228,888,000	3,957.00	242,168,400	1.60
日本	株式	ローランド	その他製品	55,700	4,205.00	234,218,500	4,330.00	241,181,000	1.59
日本	株式	SOMPOホールディングス	保険業	36,300	6,395.00	232,138,500	6,507.00	236,204,100	1.56
日本	株式	東洋製罐グループホールディングス	金属製品	90,000	2,549.50	229,455,000	2,525.00	227,250,000	1.50
日本	株式	オカムラ	その他製品	100,000	2,231.00	223,100,000	2,135.00	213,500,000	1.41
日本	株式	三井住友トラスト・ホールディングス	銀行業	37,900	5,760.00	218,304,000	5,610.00	212,619,000	1.40
日本	株式	オリックス	その他金融業	76,100	2,770.50	210,835,050	2,715.00	206,611,500	1.36
日本	株式	アマノ	機械	66,500	3,252.00	216,258,000	3,071.00	204,221,500	1.35
日本	株式	大同特殊鋼	鉄鋼	34,000	5,958.00	202,572,000	5,858.00	199,172,000	1.31
日本	株式	加賀電子	卸売業	32,700	6,440.00	210,588,000	5,970.00	195,219,000	1.29

ロ 種類別・業種別投資比率

2023年10月31日現在

種類	業種	投資比率 (%)
株式 (国内)	鉱業	1.19
	建設業	7.73
	化学	4.79
	医薬品	6.07
	ゴム製品	0.48
	ガラス・土石製品	3.89
	鉄鋼	7.16
	非鉄金属	0.58
	金属製品	1.50
	機械	2.72
	電気機器	0.65
	輸送用機器	3.54
	その他製品	3.00
	陸運業	8.27
	倉庫・運輸関連業	0.42
	情報・通信業	10.33
	卸売業	2.95
小売業	3.91	

	銀行業	7.84
	保険業	4.45
	その他金融業	2.34
	不動産業	10.04
	サービス業	3.36
合 計		97.22

世界REITマザーファンド

イ 主要投資銘柄（上位 30 銘柄）

2023年10月31日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
アメリカ	投資証 券	PUBLIC STORAGE	1,547	42,046.74	65,046,305	35,705.98	55,237,148	5.17
アメリカ	投資証 券	WELLTOWER INC	4,093	11,646.59	47,669,484	12,240.38	50,099,890	4.69
イギリス	投資証 券	UNITE GROUP PLC/THE	29,727	1,612.49	47,934,446	1,546.61	45,975,998	4.31
フランス	投資証 券	KLEPIERRE	12,187	3,182.49	38,785,014	3,569.85	43,505,761	4.08
オースト ラリア	投資証 券	GOODMAN GROUP	21,151	1,756.26	37,146,560	1,949.49	41,233,688	3.86
アメリカ	投資証 券	INVITATION HOMES INC	7,441	4,688.24	34,885,202	4,376.16	32,562,989	3.05
日本	投資証 券	日本都市ファンド 投資法人	324	95,400.00	30,909,600	97,500.00	31,590,000	2.96
フランス	投資証 券	MERCIALYS	24,927	1,474.74	36,760,961	1,258.17	31,362,498	2.94
イギリス	投資証 券	LAND SECURITIES GROUP PLC	30,263	1,042.82	31,558,985	1,022.11	30,931,986	2.90
香港	投資証 券	LINK REIT	43,189	962.59	41,573,128	695.97	30,058,161	2.82
オースト ラリア	投資証 券	SCENTRE GROUP	123,592	253.09	31,280,087	227.50	28,117,686	2.63
イギリス	投資証 券	SHAFTESBURY CAPITAL PLC	142,309	206.19	29,342,918	186.28	26,509,817	2.48
シンガポ ール	投資証 券	CAPITALAND ASCENDAS REIT	93,709	302.43	28,340,706	282.61	26,483,400	2.48
イギリス	投資証 券	NEWRIVER REIT PLC	182,056	143.76	26,171,703	141.03	25,675,400	2.41
日本	投資証 券	ケネディクス・オ フィス投資法人	152	150,500.00	22,876,000	157,600.00	23,955,200	2.24
アメリカ	投資証 券	ESSEX PROPERTY TRUST INC	753	32,406.29	24,401,933	31,403.08	23,646,519	2.22
オースト ラリア	投資証 券	STOCKLAND	67,763	374.80	25,397,282	333.17	22,576,259	2.11
日本	投資証	アクティビア・ブ	53	367,000.00	19,451,000	408,500.00	21,650,500	2.03

	券	ロパティーズ投資 法人							
アメリカ	投資証 券	EQUINIX INC	202	102,258.10	20,656,137	106,948.99	21,603,695	2.02	
オランダ	投資証 券	EUROCOMMERCIAL PROPERTIES NV	6,303	3,365.73	21,214,211	3,182.72	20,060,681	1.88	
日本	投資証 券	ラサールロジポー ト投資法人	126	153,977.03	19,401,106	148,200.00	18,673,200	1.75	
シンガポ ール	投資証 券	FRASERS LOGISTICS & COMMERCIAL	154,312	141.99	21,911,269	110.64	17,072,369	1.60	
日本	投資証 券	インヴィンシブル 投資法人	283	57,406.05	16,245,913	58,100.00	16,442,300	1.54	
イギリス	投資証 券	EMPIRIC STUDENT PROPERTY PLC	98,327	156.16	15,354,919	153.93	15,135,845	1.42	
アメリカ	投資証 券	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	1,086	17,966.16	19,511,253	13,908.92	15,105,082	1.41	
アメリカ	投資証 券	BRIXMOR PROPERTY GROUP INC	4,975	3,276.99	16,303,002	3,014.12	14,995,254	1.40	
イギリス	投資証 券	LONDONMETRIC PROPERTY PLC	50,065	339.23	16,983,650	294.42	14,740,077	1.38	
アメリカ	投資証 券	SIMON PROPERTY GROUP INC	920	15,471.29	14,233,591	15,747.89	14,488,057	1.36	
イギリス	投資証 券	SAFESTORE HOLDINGS PLC	11,682	1,642.02	19,182,088	1,214.93	14,192,834	1.33	
アメリカ	投資証 券	HOST HOTELS & RESORTS INC	6,100	2,589.50	15,795,975	2,299.46	14,026,729	1.31	

ロ 種類別投資比率

2023年10月31日現在

種類	投資比率 (%)
投資証券	99.18
合計	99.18

グローバル好配当株マザーファンド

イ 主要投資銘柄（上位30銘柄）

2023年10月31日現在

国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
フランス	株式	TOTALENERGIES SE	エネルギー	376,000	8,107.53	3,048,429,776	9,993.99	3,757,741,518	6.73
台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	半導体・ 半導体製 造装置	1,274,131	2,605.50	3,319,745,135	2,453.32	3,125,848,516	5.60
アメリカ	株式	CHEVRON CORP	エネルギー	107,100	23,057.43	2,469,450,988	21,841.92	2,339,269,192	4.19
アメリカ	株式	EXXON MOBIL	エネルギー	121,000	15,423.45	1,866,237,643	15,830.12	1,915,444,374	3.43

		CORP	ー						
アメリカ	株式	HOME DEPOT INC	一般消費財・サービス流通・小売り	41,220	45,273.12	1,866,158,134	42,084.07	1,734,705,563	3.11
アメリカ	株式	TEXAS INSTRUMENTS INC	半導体・半導体製造装置	81,000	25,969.89	2,103,560,847	21,006.16	1,701,498,555	3.05
イギリス	株式	ASTRAZENECA PLC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	89,100	18,373.91	1,637,115,737	18,570.19	1,654,604,214	2.96
日本	株式	ディスコ	機械	61,500	22,525.00	1,385,287,500	26,155.00	1,608,532,500	2.88
アメリカ	株式	ANALOG DEVICES INC	半導体・半導体製造装置	68,830	27,705.70	1,906,983,200	23,305.62	1,604,125,742	2.87
アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア機器・サービス	20,000	69,010.83	1,380,216,516	79,238.80	1,584,776,098	2.84
日本	株式	信越化学工業	化学	352,500	4,591.00	1,618,327,500	4,468.00	1,574,970,000	2.82
イギリス	株式	ASHTED GROUP PLC	資本財	180,000	9,257.84	1,666,410,408	8,518.15	1,533,267,684	2.75
フランス	株式	SCHNEIDER ELECTRIC SE	資本財	66,000	24,896.93	1,643,197,195	22,662.99	1,495,757,630	2.68
フランス	株式	AIR LIQUIDE SA	素材	51,700	24,557.39	1,269,617,311	25,350.69	1,310,630,921	2.35
フランス	株式	L'OREAL	家庭用品・パーソナル用品	19,900	63,884.45	1,271,300,535	62,202.65	1,237,832,794	2.22
アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	57,680	21,580.27	1,244,750,169	20,545.66	1,185,073,911	2.12
香港	株式	AIA GROUP LTD	保険	870,000	1,463.64	1,273,363,320	1,313.54	1,142,783,280	2.05
ドイツ	株式	DEUTSCHE TELEKOM AG-REG	電気通信サービス	346,000	3,093.87	1,070,479,020	3,248.56	1,124,002,971	2.01
アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	8,600	126,597.59	1,088,739,295	125,775.29	1,081,667,472	1.94
アメリカ	株式	AMERICAN WATER WORKS CO INC	公益事業	60,100	21,089.88	1,267,501,824	17,449.31	1,048,703,657	1.88
アメリカ	株式	BOOZ ALLEN HAMILTON HOLDINGS	商業・専門サービス	58,385	16,751.10	978,012,996	17,621.25	1,028,816,599	1.84
オーストラリア	株式	BHP GROUP LTD	素材	237,240	4,112.21	975,580,225	4,294.02	1,018,713,518	1.82
アメリカ	株式	NEXTERA ENERGY INC	公益事業	117,800	10,772.20	1,268,964,629	8,551.97	1,007,422,301	1.80

シンガポール	株式	BOC AVIATION LTD	資本財	1,050,000	1,210.30	1,270,810,800	950.26	997,777,200	1.79
スウェーデン	株式	ASSA ABLOY AB-B	資本財	314,000	3,353.84	1,053,106,074	3,127.21	981,944,568	1.76
バミューダ	株式	CHINA WATER AFFAIRS GROUP	公益事業	10,000,000	111.09	1,110,872,000	95.41	954,088,000	1.71
スイス	株式	SIKA AG-REG	素材	25,500	40,580.50	1,034,802,648	35,491.36	905,029,603	1.62
日本	株式	大和ハウス工業	建設業	214,000	3,690.00	789,660,000	4,127.00	883,178,000	1.58
アメリカ	株式	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	食品・飲料・タバコ	64,000	14,607.13	934,856,128	13,364.70	855,340,729	1.53
オーストラリア	投資証券	GOODMAN GROUP	-	433,540	1,867.63	809,691,356	1,949.49	845,182,414	1.51

ロ 種類別・業種別投資比率

2023年10月31日現在

種類	業種	投資比率 (%)
株式 (国内)	建設業	2.15
	化学	2.82
	機械	2.88
	電気機器	1.34
	その他製品	1.05
	保険業	1.44
	その他金融業	1.22
株式 (外国)	エネルギー	14.35
	素材	7.08
	資本財	9.47
	商業・専門サービス	2.62
	耐久消費財・アパレル	1.24
	消費者サービス	1.41
	一般消費財・サービス流通・小売り	3.11
	食品・飲料・タバコ	2.10
	家庭用品・パーソナル用品	2.22
	ヘルスケア機器・サービス	2.84
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	3.51
	銀行	3.84
	金融サービス	2.87
	保険	2.05
	ソフトウェア・サービス	0.45
	半導体・半導体製造装置	14.08
	電気通信サービス	2.01
公益事業	6.67	
不動産管理・開発	1.00	

投資証券	—	1.51
合計		97.32

新興国債券マザーファンド

イ 主要投資銘柄（上位 30 銘柄）

2023年10月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
セネガル	国債証券	REPUBLIC OF SENEGAL	2,150,000	11,698.26	251,512,599	11,763.00	252,904,462	6.250	2033/05/23	2.44
コートジボアール	国債証券	IVORY COAST	1,650,000	12,648.55	208,701,009	12,212.28	201,502,551	6.125	2033/06/15	1.94
インド	社債券	EXPORT-IMPORT BK INDIA	1,300,000	14,294.65	185,830,464	14,078.76	183,023,862	3.375	2026/08/05	1.77
パナマ	国債証券	REPUBLIC OF PANAMA	1,300,000	15,721.13	204,374,638	13,863.17	180,221,148	6.400	2035/02/14	1.74
インドネシア	国債証券	PERUSAHAAN PENERBIT SBSN	1,200,000	13,576.55	162,918,654	12,530.58	150,366,991	2.800	2030/06/23	1.45
ヨルダン	国債証券	KINGDOM OF JORDAN	1,100,000	13,549.34	149,042,781	12,724.65	139,971,112	5.850	2030/07/07	1.35
オマーン	国債証券	OMAN GOV INTERNTL BOND	950,000	15,080.63	143,265,939	14,474.81	137,510,701	5.625	2028/01/17	1.33
スリランカ	国債証券	REPUBLIC OF SRI LANKA	1,650,000	5,350.07	88,276,086	7,799.19	128,686,620	0.000	2025/11/03	1.24
ルーマニア	国債証券	ROMANIA	1,398,000	10,426.23	145,758,686	9,128.33	127,614,096	4.000	2051/02/14	1.23
アンゴラ	国債証券	REPUBLIC OF ANGOLA	1,025,000	12,380.21	126,897,135	11,831.77	121,275,671	8.000	2029/11/26	1.17
ドミニカ共和国	国債証券	DOMINICAN REPUBLIC	925,000	13,298.76	123,013,576	12,651.39	117,025,326	4.500	2030/01/30	1.13
セルビア	国債証券	REPUBLIC OF SERBIA	1,050,000	11,737.28	123,241,466	10,975.83	115,246,195	2.125	2030/12/01	1.11
ドミニカ共和国	国債証券	DOMINICAN REPUBLIC	950,000	12,998.40	123,484,794	12,066.80	114,634,624	4.875	2032/09/23	1.11
カタール	国債証券	STATE OF QATAR	900,000	14,676.50	132,088,496	12,195.08	109,755,739	4.817	2049/03/14	1.06
インドネシア	国債証券	REPUBLIC OF INDONESIA	757,000	14,016.56	106,105,378	13,793.94	104,420,141	3.500	2028/01/11	1.01
ドミニカ共和国	国債証券	DOMINICAN REPUBLIC	835,000	13,461.58	112,404,204	12,446.26	103,926,262	6.850	2045/01/27	1.00
メキシコ	社債券	PETROLEOS MEXICANOS	785,000	13,314.76	104,520,886	13,201.73	103,633,604	6.500	2027/03/13	1.00
コロンビア	国債証券	REPUBLIC OF COLOMBIA	900,000	11,793.80	106,144,175	11,403.13	102,628,149	6.125	2041/01/18	0.99



フィリピン	国債証券	REPUBLIC OF PHILIPPINES	600,000	17,978.88	107,873,259	16,703.86	100,223,131	7.750	2031/01/14	0.97
インドネシア	国債証券	REPUBLIC OF INDONESIA	800,000	14,401.10	115,208,817	12,446.86	99,574,856	4.625	2043/04/15	0.96
アルバニア	国債証券	REPUBLIC OF ALBANIA	770,000	13,248.27	102,011,668	12,929.52	99,557,309	3.500	2031/11/23	0.96
バーレーン	国債証券	KINGDOM OF BAHRAIN	800,000	13,044.75	104,357,980	12,241.88	97,935,030	5.625	2034/05/18	0.94
エジプト	国債証券	ARAB REPUBLIC OF EGYPT	1,057,000	7,743.27	81,846,389	7,778.71	82,220,925	8.500	2047/01/31	0.79
メキシコ	社債券	PETROLEOS MEXICANOS	610,000	13,539.18	82,588,980	13,210.26	80,582,555	8.750	2029/06/02	0.78
オマーン	国債証券	OMAN GOV INTERNL BOND	550,000	14,689.06	80,789,821	14,374.19	79,058,047	4.750	2026/06/15	0.76
ジャマイカ	国債証券	GOVERNMENT OF JAMAICA	500,000	15,762.09	78,810,458	15,191.71	75,958,555	6.750	2028/04/28	0.73
インド	特殊債券	EXPORT-IMPORT BK INDIA	600,000	13,439.01	80,634,032	12,630.16	75,780,937	3.250	2030/01/15	0.73
メキシコ	社債券	PETROLEOS MEXICANOS	560,000	13,582.83	76,063,870	13,444.99	75,291,920	4.500	2026/01/23	0.73
バーレーン	国債証券	KINGDOM OF BAHRAIN	500,000	15,368.58	76,842,907	14,845.74	74,228,724	7.000	2028/10/12	0.72
エクアドル	国債証券	REPUBLIC OF ECUADOR	1,275,000	5,974.57	76,175,756	5,716.66	72,887,470	3.500	2035/07/31	0.70

ロ 種類別投資比率

2023年10月31日現在

種類	投資比率 (%)
国債証券	62.67
特殊債券	2.02
社債券	29.51
合計	94.20

欧州債券マザーファンド

イ 主要投資銘柄（上位30銘柄）

2023年10月31日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額単価 (円)	評価額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資比率 (%)
ドイツ	国債証券	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	185,000	15,754.53	29,145,888	15,562.96	28,791,474	2.600	2033/08/15	3.92
イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	217,000	12,378.68	26,861,734	11,913.46	25,852,212	0.950	2032/06/01	3.52
リトアニア	国債証券	REPUBLIC OF LITHUANIA	171,000	14,734.91	25,196,700	14,928.80	25,528,240	0.250	2025/05/06	3.47
スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	175,000	14,734.44	25,785,264	13,966.52	24,441,414	2.350	2033/07/30	3.32
ハンガリー	特殊	HUNGARIAN	168,000	13,586.69	22,825,639	14,045.54	23,596,499	0.375	2026/06/09	3.21

リー	債券	DEVELOPMENT BA									
イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	137,000	16,854.88	23,091,190	16,393.86	22,459,590	4.750	2028/09/01	3.06	
ドイツ	国債証券	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	179,000	13,780.73	24,667,512	11,887.76	21,279,088	1.800	2053/08/15	2.89	
イギリス	国債証券	UK GILT	126,000	19,575.40	24,665,000	16,197.76	20,409,176	4.250	2046/12/07	2.78	
イギリス	国債証券	UK GILT	127,000	15,884.88	20,173,799	16,004.93	20,326,265	1.625	2028/10/22	2.76	
イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	126,000	16,962.50	21,372,749	15,112.05	19,041,180	4.750	2044/09/01	2.59	
ドイツ	国債証券	BUNDESOBLIGATION	114,000	15,777.67	17,986,544	15,665.14	17,858,255	2.400	2028/10/19	2.43	
スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	114,000	15,033.10	17,137,729	14,924.67	17,014,124	1.500	2027/04/30	2.31	
スロヴェニア	社債券	NOVA LJUBLJANSKA BANKA D	100,000	15,866.00	15,866,000	16,337.22	16,337,220	7.125	2027/06/27	2.22	
スロヴェニア	社債券	NOVA KREDITNA BANKA MARI	100,000	15,866.00	15,866,000	16,154.76	16,154,761	7.375	2026/06/29	2.20	
ポーランド	社債券	MBANK SA	100,000	15,866.00	15,866,000	16,089.71	16,089,710	8.375	2027/09/11	2.19	
チェコ	社債券	CESKA SPORITELNAS	100,000	15,866.00	15,866,000	16,041.95	16,041,953	5.943	2027/06/29	2.18	
チリ	国債証券	REPUBLIC OF CHILE	105,000	15,021.77	15,772,858	15,047.00	15,799,346	1.750	2026/01/20	2.15	
韓国	特殊債券	EXPORT-IMPORT BANK KOREA	100,000	15,067.62	15,067,622	15,257.70	15,257,697	0.000	2024/10/19	2.08	
オーストリア	国債証券	REPUBLIC OF AUSTRIA	94,000	18,037.98	16,955,705	15,984.68	15,025,597	3.800	2062/01/26	2.04	
スペイン	社債券	BANCO BILBAO VIZCAYA ARG	100,000	14,810.91	14,810,911	14,957.83	14,957,830	1.000	2030/01/16	2.03	
スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	119,000	12,929.52	15,386,129	12,434.66	14,797,245	0.700	2032/04/30	2.01	
アイスランド	社債券	ARION BANKI HF	100,000	14,047.92	14,047,915	14,702.07	14,702,070	0.375	2025/07/14	2.00	
フランス	国債証券	FRANCE OAT.	98,000	16,411.00	16,082,777	14,424.10	14,135,615	3.250	2045/05/25	1.92	
フランス	国債証券	FRANCE OAT.	113,000	12,740.56	14,396,829	12,258.39	13,851,979	0.000	2031/11/25	1.88	
イスラエル	国債証券	STATE OF ISRAEL	101,000	14,176.27	14,318,033	13,436.92	13,571,284	1.500	2029/01/16	1.85	
ラトヴィア	国債証券	REPUBLIC OF LATVIA	100,000	12,493.68	12,493,681	12,618.55	12,618,547	0.250	2030/01/23	1.72	
コートジボアール	国債証券	IVORY COAST	100,000	11,978.83	11,978,830	11,895.06	11,895,057	4.875	2032/01/30	1.62	
キプロス	国債証券	REPUBLIC OF CYPRUS	91,000	12,588.24	11,455,301	12,710.25	11,566,329	0.950	2032/01/20	1.57	
フラン	国債証券	FRANCE OAT.	154,000	9,025.53	13,899,320	7,307.09	11,252,912	0.750	2052/05/25	1.53	

ス	証券									
ポーランド	国債証券	POLAND GOVERNMENT BOND	353,000	2,977.60	10,510,942	3,095.83	10,928,267	0.250	2026/10/25	1.49

ロ 種類別投資比率

2023年10月31日現在

種類	投資比率 (%)
国債証券	78.04
特殊債券	6.66
社債券	13.57
合計	98.28

アジア・オセアニア債券マザーファンド

イ 主要投資銘柄

2023年10月31日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額単価 (円)	評価額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資比率 (%)
国際機関	特殊債券	INT BK RECON & DEVELOP	1,700,000	8,178.73	139,038,379	8,065.27	137,109,556	2.875	2026/11/30	17.76
国際機関	特殊債券	EUROPEAN INVESTMENT BANK	1,200,000	9,245.61	110,947,371	9,231.62	110,779,456	1.700	2024/11/15	14.35
オーストラリア	国債証券	AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,000,000	9,197.45	91,974,481	8,661.05	86,610,525	2.250	2028/05/21	11.22
国際機関	特殊債券	INT BK RECON & DEVELOP	1,000,000	8,519.98	85,199,809	8,658.64	86,586,448	2.500	2024/01/24	11.22
シンガポール	国債証券	SINGAPORE GOVERNMENT	770,000	10,702.06	82,405,846	10,562.94	81,334,654	2.125	2026/06/01	10.54
マレーシア	国債証券	MALAYSIAN GOVERNMENT	1,900,000	3,237.85	61,519,080	3,189.40	60,598,621	4.392	2026/04/15	7.85
マレーシア	国債証券	MALAYSIAN GOVERNMENT	1,900,000	3,189.78	60,605,785	3,146.64	59,786,207	3.892	2027/03/15	7.75
香港	国債証券	HONG KONG GOVERNMENT	2,900,000	1,888.64	54,770,425	1,849.96	53,648,712	2.390	2025/08/20	6.95
香港	国債証券	HONG KONG GOVERNMENT	2,100,000	1,897.53	39,848,049	1,907.24	40,052,021	1.940	2023/12/04	5.19
韓国	国債証券	KOREA TREASURY BOND	140,000,000	10.56	14,788,796	10.54	14,753,209	1.125	2025/09/10	1.91

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2023年10月31日現在

種類	投資比率 (%)
国債証券	51.41
特殊債券	43.33

合 計	94.74
-----	-------

コモディティ・マザーファンド

イ 主要投資銘柄

2023年10月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
イギリス	社債 券	BCOM/UBS 10/20/25	2,400,000	14,951.00	358,824,000	14,684.87	352,436,932	4.990	2025/10/20	92.46

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2023年10月31日現在

種類	投資比率 (%)
社債券	92.46
合 計	92.46

②投資不動産物件

日本好配当株マザーファンド

該当事項はありません。

世界REITマザーファンド

該当事項はありません。

グローバル好配当株マザーファンド

該当事項はありません。

新興国債券マザーファンド

該当事項はありません。

欧州債券マザーファンド

該当事項はありません。

アジア・オセアニア債券マザーファンド

該当事項はありません。

コモディティ・マザーファンド

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

日本好配当株マザーファンド

2023年10月31日現在

種類	国／地域	取引所等	名称	買建／ 売建	数量	通貨	簿価 (円)	時価 (円)	投資 比率
----	------	------	----	-----------	----	----	-----------	-----------	----------

									(%)
株価指数 先物取引	日本	大阪取引 所	TOPIX 先物 0512 月 2023年 12月	買建	9	日本・円	207,540,000	202,860,000	1.34

(注) 主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

#### 世界REITマザーファンド

2023年10月31日現在

種類	資産の名称	買建/ 売建	数量	簿価 (円)	時価 (円)	投資 比率 (%)
為替予約 取引	アメリカ・ドル	買建	13,746.86	2,056,995	2,054,962	0.19
	ユーロ	買建	3,272.51	520,824	519,154	0.05
	ユーロ	売建	9,868.50	1,565,736	1,565,548	△0.15
	アメリカ・ドル	売建	3,475.41	520,824	519,525	△0.05
	イギリス・ポンド	売建	2,707.11	491,259	491,915	△0.05

(注) 日本における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

#### グローバル好配当株マザーファンド

該当事項はありません。

#### 新興国債券マザーファンド

2023年10月31日現在

種類	国/ 地域	取引 所等	名称	買建/ 売建	数量	通貨	帳簿価額	簿価 (円)	評価額	時価 (円)	投資 比率 (%)
債券先 物取引	アメ リカ	シカ ゴ取 引所	US ULT RA BON D CBT DEC 23 2023年12月	買建	21	アメリ カ・ドル	2,629,689.27	393,164,842	2,359,218.75	352,726,795	3.40
	ドイ ツ	EU RE X	EURO-B UND FU TURE D EC 23 2023年12月	売建	6	ユーロ	765,875.52	121,513,810	772,380.00	122,545,810	△1.18
	アメ リカ	シカ ゴ取 引所	US 10Y R NOTE (CBT) DEC 23 2023年12月	売建	25	アメリ カ・ドル	2,732,152.09	408,484,058	2,655,468.75	397,019,132	△3.83

(注) 主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2023年10月31日現在

種類	資産の名称	買建/ 売建	数量	簿価 (円)	時価 (円)	投資 比率 (%)
為替予約	アメリカ・ドル	買建	3,170,611.20	472,532,162	467,885,192	4.51

取引	ユーロ	売建	2,488,234.53	394,459,820	391,108,168	△3.77
	メキシコ・ペソ	売建	9,324,854.29	78,072,342	75,003,532	△0.72

(注) 日本における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

#### 欧州債券マザーファンド

2023年10月31日現在

種類	資産の名称	買建/ 売建	数量	簿価 (円)	時価 (円)	投資 比率 (%)
為替予約 取引	ユーロ	買建	313,083.07	49,739,786	49,349,092	6.71
	ポーランド・ズロチ	買建	426,000.00	14,971,797	15,149,156	2.06
	イギリス・ポンド	買建	69,620.99	12,731,656	12,497,977	1.70
	ハンガリー・フォリント	買建	8,813,891.00	3,557,446	3,557,533	0.48
	ノルウェー・クローネ	買建	93,683.18	1,312,726	1,254,886	0.17
	ユーロ	売建	206,248.59	32,573,625	32,542,139	△4.43
	ポーランド・ズロチ	売建	454,153.26	16,132,750	16,150,325	△2.20
	チェコ・コルナ	売建	2,314,126.80	14,868,811	14,733,582	△2.00
	ハンガリー・フォリント	売建	17,803,000.00	7,213,294	7,185,789	△0.98
	イスラエル・シケル	売建	180,864.00	6,820,363	6,670,626	△0.91
	スウェーデン・クローナ	売建	181,030.50	2,478,307	2,404,302	△0.33
	デンマーク・クローネ	売建	105,510.00	2,226,261	2,238,922	△0.30

(注) 日本における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

#### アジア・オセアニア債券マザーファンド

該当事項はありません。

#### コモディティ・マザーファンド

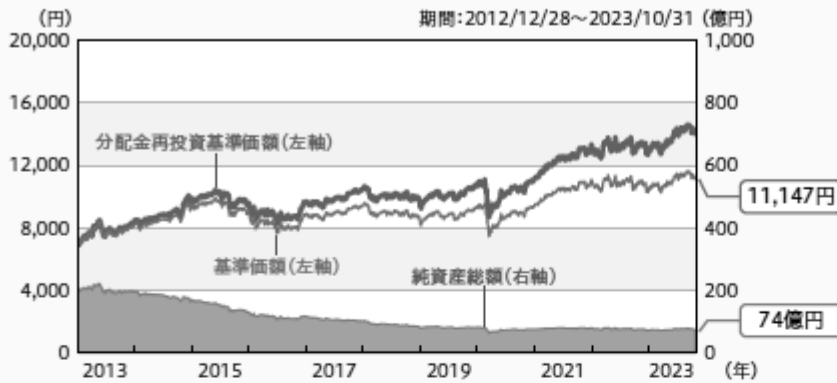
該当事項はありません。

《参考情報》

基準日:2023年10月31日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。  
 ※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

基準価額・純資産の推移



※分配金再投資基準価額、基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。  
 ※分配金再投資基準価額は、上記期間における分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算した価額です。

分配の推移

決算期	分配金
2023年 9月	30円
2023年 7月	30円
2023年 5月	100円
2023年 3月	30円
2023年 1月	30円
直近1年間累計	320円
設定来累計	3,290円

※分配金は1万口当たり、税引前です。  
 ※直近5計算期間を記載しています。

主要な資産の状況

□グローバル資産分散オープン

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	74.68
投資証券	ルクセンブルグ	24.75
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		0.57
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	グローバル好配当株マザーファンド	14.64
日本	親投資信託受益証券	世界REITマザーファンド	14.49
日本	親投資信託受益証券	アジア・オセアニア債券マザーファンド	10.48
日本	親投資信託受益証券	日本好配当株マザーファンド	10.06
ルクセンブルグ	投資証券	T.Rowe Price Funds SICAV - Global High Yield Bond Fund Jd	10.04
日本	親投資信託受益証券	欧州債券マザーファンド	9.98
ルクセンブルグ	投資証券	T.Rowe Price Funds SICAV - U.S. Aggregate Bond Fund Jd	9.95
日本	親投資信託受益証券	新興国債券マザーファンド	9.86
日本	親投資信託受益証券	コモディティ・マザーファンド	5.17
ルクセンブルグ	投資証券	T.Rowe Price Funds SICAV - Emerging Markets Equity Fund Jd	4.76

※比率は、ファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

## ▶ 投資対象とする投資信託の現況

### ■ ティー・ロウ・プライス・ファンズSICAV-USアグリゲート・ボンド・ファンド (Jdクラス)

当該投資信託をシェアクラスとして含む「ティー・ロウ・プライス・ファンズSICAV-USアグリゲート・ボンド・ファンド」の主要投資銘柄(上位5銘柄)は、以下の通りです。

#### 主要投資銘柄(上位5銘柄)

国・地域	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
アメリカ	MORGAN STANLEY	5.123	2029/02/01	0.8
アメリカ	BANK OF AMERICA	4.271	2029/07/23	0.7
イギリス	LSEGA FINANCING	2.000	2028/04/06	0.6
アメリカ	BRIXMOR OPERATING PARTNERSHIP	4.125	2029/05/15	0.5
ドイツ	VOLKSWAGEN GROUP OF AMERICA FINANCE	3.200	2026/09/26	0.5

※国債および政府機関債を除いています。

※比率は、ティー・ロウ・プライス・ファンズSICAV-USアグリゲート・ボンド・ファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

※ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドから入手した情報を基に委託会社作成

### ■ 欧州債券マザーファンド

#### 主要投資銘柄(上位5銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
ドイツ	国債証券	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	2.600	2033/08/15	3.92
イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	0.950	2032/06/01	3.52
リトアニア	国債証券	REPUBLIC OF LITHUANIA	0.250	2025/05/06	3.47
スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	2.350	2033/07/30	3.32
ハンガリー	特殊債券	HUNGARIAN DEVELOPMENT BA	0.375	2026/06/09	3.21

※比率は、欧州債券マザーファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

### ■ アジア・オセアニア債券マザーファンド

#### 主要投資銘柄(上位5銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
国際機関	特殊債券	INT BK RECON & DEVELOP	2.875	2026/11/30	17.76
国際機関	特殊債券	EUROPEAN INVESTMENT BANK	1.700	2024/11/15	14.35
オーストラリア	国債証券	AUSTRALIAN GOVERNMENT	2.250	2028/05/21	11.22
国際機関	特殊債券	INT BK RECON & DEVELOP	2.500	2024/01/24	11.22
シンガポール	国債証券	SINGAPORE GOVERNMENT	2.125	2026/06/01	10.54

※比率は、アジア・オセアニア債券マザーファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

### ■ 新興国債券マザーファンド

#### 主要投資銘柄(上位5銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
セネガル	国債証券	REPUBLIC OF SENEGAL	6.250	2033/05/23	2.44
コートジボアール	国債証券	IVORY COAST	6.125	2033/06/15	1.94
インド	社債券	EXPORT-IMPORT BK INDIA	3.375	2026/08/05	1.77
パナマ	国債証券	REPUBLIC OF PANAMA	6.400	2035/02/14	1.74
インドネシア	国債証券	PERUSAHAAN PENERBIT SBSN	2.800	2030/06/23	1.45

※比率は、新興国債券マザーファンドの純資産総額に対する時価の比率です。



■ティール・ロウ・プライス・ファンズSICAVーグローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド (Jdクラス)

当該投資信託をシェアクラスとして含む「ティール・ロウ・プライス・ファンズSICAVーグローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド」の主要投資銘柄 (上位5銘柄) は、以下の通りです。

主要投資銘柄 (上位5銘柄)

国・地域	銘柄名	利率 (%)	償還期限	比率 (%)
アメリカ	Rivian Holdings Llc/rivian Llc/rivian Automotive Llc	11.493	2026/10/15	1.5
アメリカ	Cco Holdings Llc / Cco Holdings Capital	6.375	2029/09/01	1.3
アメリカ	Ford Motor	6.100	2032/08/19	0.9
アメリカ	American Airlines	11.750	2025/07/15	0.9
アメリカ	Venture Global Lng	8.375	2031/06/01	0.8

※国債および政府機関債を除いています。

※比率は、ティール・ロウ・プライス・ファンズSICAVーグローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

※ティール・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドから入手した情報を基に委託会社作成

■日本好配当株マザーファンド

主要投資銘柄 (上位5銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	業種	比率 (%)
日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	4.57
日本	株式	日本製鉄	鉄鋼	4.14
日本	株式	東京建物	不動産業	4.00
日本	株式	武田薬品工業	医薬品	3.99
日本	株式	セイノーホールディングス	陸運業	3.94

※比率は、日本好配当株マザーファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

■グローバル好配当株マザーファンド

主要投資銘柄 (上位5銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	業種	比率 (%)
フランス	株式	TOTALENERGIES SE	エネルギー	6.73
台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	半導体・半導体製造装置	5.60
アメリカ	株式	CHEVRON CORP	エネルギー	4.19
アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	エネルギー	3.43
アメリカ	株式	HOME DEPOT INC	一般消費財・サービス流通・小売り	3.11

※比率は、グローバル好配当株マザーファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

■ティール・ロウ・プライス・ファンズSICAVーエマージング・マーケット・エクイティ・ファンド (Jdクラス)

当該投資信託をシェアクラスとして含む「ティール・ロウ・プライス・ファンズSICAVーエマージング・マーケット・エクイティ・ファンド」の主要投資銘柄 (上位5銘柄) は、以下の通りです。

主要投資銘柄 (上位5銘柄)

国・地域	銘柄名	業種
台湾	Taiwan Semiconductor Manufacturing	情報技術
韓国	Samsung Electronics	情報技術
中国	Tencent Holdings	コミュニケーション・サービス
中国	Yum China Holdings	一般消費財・サービス
インド	Reliance Industries	エネルギー

※比率は、ティール・ロウ・プライス・ファンズSICAVーエマージング・マーケット・エクイティ・ファンドの開示基準により、非開示となります。

※ティール・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドから入手した情報を基に委託会社作成

## ■世界REITマザーファンド

### 主要投資銘柄(上位5銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
アメリカ	投資証券	PUBLIC STORAGE	5.17
アメリカ	投資証券	WELLTOWER INC	4.69
イギリス	投資証券	UNITE GROUP PLC/THE	4.31
フランス	投資証券	KLEPIERRE	4.08
オーストラリア	投資証券	GOODMAN GROUP	3.86

※比率は、世界REITマザーファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

## ■コモディティ・マザーファンド

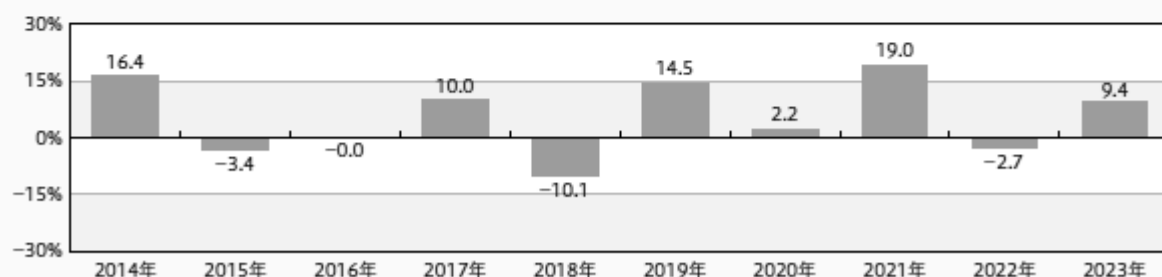
### 主要投資銘柄(上位5銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
イギリス	社債券	BCOM/UBS 10/20/25	4.990	2025/10/20	92.46

※比率は、コモディティ・マザーファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

※「主要投資銘柄(上位5銘柄)」は組入有価証券が5銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

## 年間収益率の推移(暦年ベース)



※収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。分配実績がない場合は、基準価額の騰落率です。

※2023年の収益率は、年初から基準日までの騰落率です。

※ファンドにはベンチマークはありません。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### イ 申込方法

(イ) ファンドの取得申込者は、お申込みを取り扱う販売会社に取引口座を開設の上、当ファンドの取得申込みを行っていただきます。

当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」の2つの申込方法がありますが、販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。

お申込みの販売会社にお問い合わせください。

(ロ) 原則として午後3時までに取得申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。

なお、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、組入投資信託証券の取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受け付けを中止させていただく場合、既に受け付けた取得申込みを取り消させていただく場合があります。

(ハ) 当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

ファンドのお買付けに関しましては、クーリング・オフ制度の適用はありません。

(ニ) 定時定額で取得申込みをする「定時定額購入サービス」（販売会社によっては、名称が異なる場合があります。）を利用する場合は、販売会社との間で「定時定額購入サービス」に関する契約を締結します。詳細については、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

#### ロ 申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

#### ハ 申込手数料

原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、3.3%（税抜き3.0%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

※累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

※申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

#### ニ 申込単位

お申込単位の詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

#### ホ 照会先

手続き等のご不明な点についての委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター※	ホームページ
三井住友D Sアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	<a href="https://www.smd-am.co.jp">https://www.smd-am.co.jp</a>

※お問い合わせは、午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

#### ヘ 申込取扱場所・払込取扱場所

販売会社において申込み・払込みを取り扱います。

#### ト 払込期日

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した額を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払い

ください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

## 2 【換金（解約） 手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約請求（一部解約の実行請求）により換金することができます。お買付けの販売会社にお申し出ください。

解約請求のお申込みに関しては、原則として午後3時までに解約請求のお申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分とします。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、解約請求受付日から起算して6営業日目からお支払いします。

一部解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額となります。

解約単位の詳細および一部解約価額につきましては、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、組入投資信託証券の取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行請求を取り消すことがあります。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記に準じた取扱いとなります。

## 3 【資産管理等の概要】

### (1) 【資産の評価】

#### イ 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入れ有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。

投資対象とする投資信託証券は、原則として、基準価額計算日に知りうる直近の純資産価格（基準価額）で評価します。また、上場されている場合は、その主たる取引所における最終相場で評価します。

投資対象とする親投資信託受益証券は、当該親投資信託受益証券の基準価額で評価します。

なお、外貨建資産の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算するものとします。また、予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

<マザーファンドの主要投資対象の評価方法>

主要投資対象	有価証券等の評価方法
株式、投資証券、債券等	(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 原則として、金融商品取引所、外国金融商品市場の最終相場 で評価します。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 原則として、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売

	気配相場を除く。)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価します。
市場デリバティブ取引	原則として、金融商品取引所、外国金融商品市場の発表する清算値段または最終相場で評価します。

※国内で取引される資産については原則として基準価額計算日の値、外国で取引される資産については原則として基準価額計算日に知りうる直近の日の値で評価します。

ロ 基準価額の算出頻度・照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、「メイン」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター※	ホームページ
三井住友DSアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	<a href="https://www.smd-am.co.jp">https://www.smd-am.co.jp</a>

※お問い合わせは、午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

2007年5月22日から下記「(5) その他 イ 信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信託終了の日までとなります。

(4) 【計算期間】

毎年1月28日から3月27日まで、3月28日から5月27日まで、5月28日から7月27日まで、7月28日から9月27日まで、9月28日から11月27日まで、および11月28日から翌年1月27日までとするを原則としますが、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

イ 信託の終了

(イ) 信託契約の解約

- a. 委託会社は、当ファンドの信託契約を解約することが受益者にとって有利であると認めるとき、残存口数が30億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、上記aの事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を当ファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、当ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- c. 上記bの公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. 上記cの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。

- e. 委託会社は、当ファンドの信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f. 上記c～eまでの取扱いは、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記cの一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(ロ) 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い信託契約を解約し、信託を終了させます。

(ハ) 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドに関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、その委託会社と受託会社との間において存続します。

(ニ) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。
- b. 上記により受託会社が辞任し、または解任された場合は、委託会社は新受託会社を選任します。
- c. 委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

ロ 収益分配金、償還金の支払い

(イ) 収益分配金

- a. 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- b. 分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払われます。  
ただし、分配金自動再投資コースにかかる収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づいて、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(ロ) 償還金

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払われます。

ハ 信託約款の変更

- (イ) 委託会社は、当ファンドの信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、監督官庁より変更の命令を受けたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨および内容を監督官庁に届け出ます。

- (ロ) 委託会社は、上記(イ)の変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を当ファンドの知られたる受益者に交付します。ただし、当ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- (ハ) 上記(ロ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (ニ) 上記(ハ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、(イ)の信託約款の変更をしません。
- (ホ) 委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

## ニ 反対者の買取請求権

当ファンドの信託契約の解約または重大な信託約款の変更が行われる場合において、それぞれの手続きにおいて設けられる異議申立期間内に委託会社に異議を述べた受益者は、自己に帰属する受益権を、受託会社に信託財産をもって買い取るよう請求をすることができます。

## ホ 販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問わず、ファンドの募集・販売の取扱い、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を規定するもの）は、期間満了の3ヵ月前に当事者のいずれからも、何らの意思表示もない場合は、自動的に1年間更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により変更されることがあります。

## へ 投資顧問会社（運用の委託先）との契約の更改等

- (イ) 委託会社とティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドとの間の運用委託契約には期限の定めがありません。投資一任契約の内容は、必要に応じて、委託会社とティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドとの合意により変更されることがあります。
- (ロ) 委託会社とシービーアールイー・インベストメントマネジメント・リステッドリアルアセット・エルエルシーとの間で締結される投資一任契約（運用委託契約）は、当事者のいずれからも何らの意思表示もない場合は、自動的に1年間更新されます。投資一任契約の内容は、必要に応じて、委託会社とシービーアールイー・インベストメントマネジメント・リステッドリアルアセット・エルエルシーとの合意により変更されることがあります。

## ト 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社の事業の全部または一部の譲渡、もしくは分割承継により、当ファンドに関する事業が譲渡・承継されることがあります。

## チ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.smd-am.co.jp>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

## リ 運用にかかる報告書の開示方法

委託会社は6ヵ月（原則として3月、9月の各決算時までの期間）毎に、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書（全体版）および運用報告書（全体版）の記載事項のうち重要なものを記載した交付運用報告書を作成します。

交付運用報告書は、原則として、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。なお、運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページで閲覧できます。

#### 4【受益者の権利等】

委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異が生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次の通りです。

##### イ 分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースをお申込みの場合の収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づき、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、受益者が、その支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

##### ロ 償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払われます。

償還金は、受益者がその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

##### ハ 一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」の記載をご参照ください。

##### ニ 信託約款変更等に対する異議申立権および受益権の買取請求権

委託会社が、当ファンドの解約（監督官庁の命令による解約等の場合を除きます。）または重大な信託約款の変更を行おうとする場合において、当該解約または信託約款変更に関する異議のある受益者は、それぞれの手続きにおいて設けられる異議申立期間中に異議を申し立てることができます。異議を申し立てた受益者の受益権の口数が、受益権の総口数の過半数となるときは、当該解約または信託約款変更は行われません。

当該解約または信託約款変更が行われる場合において、前述の異議を申し立てた受益者は、委託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨の請求ができます。

##### ホ 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。



### 第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）ならびに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は 6 ヶ月未満であるため、財務諸表は 6 ヶ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、特定 33 期（2023 年 3 月 28 日から 2023 年 9 月 27 日まで）の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人により監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2023年12月13日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 山口 健志

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバル資産分散オープン（2023年3月28日から2023年9月27日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローバル資産分散オープン（2023年9月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の事項

ファンドの2023年3月27日をもって終了した前特定期間の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して2023年6月13日付けで無限定適正意見を表明している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを

評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【グローバル資産分散オープン】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	特定 32 期 (2023 年 3 月 27 日現在)	特定 33 期 (2023 年 9 月 27 日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
預金	2,160,967	2,465,802
金銭信託	1,850,332	770,819
コール・ローン	78,699,412	62,515,358
投資証券	1,724,457,652	1,917,996,309
親投資信託受益証券	5,128,727,442	5,643,455,159
未収入金	40,000,000	40,000,000
流動資産合計	6,975,895,805	7,667,203,447
資産合計	6,975,895,805	7,667,203,447
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	20,286,235	20,014,704
未払解約金	1,442,484	1,614,899
未払受託者報酬	516,215	571,286
未払委託者報酬	18,067,917	19,995,458
その他未払費用	319,435	330,774
流動負債合計	40,632,286	42,527,121
負債合計	40,632,286	42,527,121
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	6,762,078,607	6,671,568,032
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	173,184,912	953,108,294
(分配準備積立金)	902,782,350	1,156,882,335
元本等合計	6,935,263,519	7,624,676,326
純資産合計	6,935,263,519	7,624,676,326
負債純資産合計	6,975,895,805	7,667,203,447

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	特定 32 期		特定 33 期	
	自 2022 年 9 月 28 日	至 2023 年 3 月 27 日	自 2023 年 3 月 28 日	至 2023 年 9 月 27 日
営業収益				
受取配当金	37,473,444		46,962,141	
受取利息	395		581	
有価証券売買等損益	138,747,891		666,795,003	
為替差損益	△174,944,199		244,814,065	
営業収益合計	1,277,531		958,571,790	
営業費用				
支払利息	25,436		24,807	
受託者報酬	1,596,650		1,653,458	
委託者報酬	55,883,913		57,872,616	
その他費用	321,524		338,025	
営業費用合計	57,827,523		59,888,906	
営業利益又は営業損失 (△)	△56,549,992		898,682,884	
経常利益又は経常損失 (△)	△56,549,992		898,682,884	
当期純利益又は当期純損失 (△)	△56,549,992		898,682,884	
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	174,280		5,625,914	
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	349,764,002		173,184,912	
剰余金増加額又は欠損金減少額	4,252,704		8,554,923	
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-		-	
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	4,252,704		8,554,923	
剰余金減少額又は欠損金増加額	14,761,633		14,397,226	
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	14,761,633		14,397,226	
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-		-	
分配金	109,345,889		107,291,285	
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	173,184,912		953,108,294	

## (3) 【注記表】

## (重要な会計方針の注記)

項 目	特定 33 期	
	自 2023 年 3 月 28 日	至 2023 年 9 月 27 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>	
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。</p>	
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	<p>外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第 60 条および第 61 条に基づいて処理しております。</p>	

## (重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

## (貸借対照表に関する注記)

項 目	特定 32 期	特定 33 期
	(2023 年 3 月 27 日現在)	(2023 年 9 月 27 日現在)
1. 当特定期間の末日における受益権の総数	6,762,078,607 口	6,671,568,032 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 1.0256 円 (1 万口当たりの純資産額 10,256 円)	1 口当たり純資産額 1.1429 円 (1 万口当たりの純資産額 11,429 円)

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	特定 32 期	特定 33 期
	自 2022 年 9 月 28 日 至 2023 年 3 月 27 日	自 2023 年 3 月 28 日 至 2023 年 9 月 27 日

1. 委託者報酬	委託者報酬に含まれる、信託財産の運用の指図にかかる権限の全部または一部を委託するために要する費用 4,822,733 円	委託者報酬に含まれる、信託財産の運用の指図にかかる権限の全部または一部を委託するために要する費用 5,037,512 円
2. 分配金の計算過程	(自 2022 年 9 月 28 日至 2022 年 11 月 28 日) 第 93 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (43,505,443 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整金 (56,389,488 円)、および分配準備積立金 (952,809,150 円) より、分配対象収益は 1,052,704,081 円 (1 万口当たり 1,534.86 円) であり、うち 68,586,340 円 (1 万口当たり 100 円) を分配金額としております。	(自 2023 年 3 月 28 日至 2023 年 5 月 29 日) 第 96 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (55,398,633 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整金 (64,034,533 円)、および分配準備積立金 (894,098,949 円) より、分配対象収益は 1,013,532,115 円 (1 万口当たり 1,509.53 円) であり、うち 67,142,159 円 (1 万口当たり 100 円) を分配金額としております。
	(自 2022 年 11 月 29 日至 2023 年 1 月 27 日) 第 94 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (15,334,932 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整金 (58,883,628 円)、および分配準備積立金 (920,333,811 円) より、分配対象収益は 994,552,371 円 (1 万口当たり 1,457.34 円) であり、うち 20,473,314 円 (1 万口当たり 30 円) を分配金額としております。	(自 2023 年 5 月 30 日至 2023 年 7 月 27 日) 第 97 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (38,420,284 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (205,602,267 円)、収益調整金 (69,926,022 円)、および分配準備積立金 (876,133,110 円) より、分配対象収益は 1,190,081,683 円 (1 万口当たり 1,773.20 円) であり、うち 20,134,422 円 (1 万口当たり 30 円) を分配金額としております。
	(自 2023 年 1 月 28 日至 2023 年 3 月 27 日) 第 95 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (20,007,806 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整金 (62,151,490 円)、および分配準備積立金 (903,060,779 円) より、分配対象収益は 985,220,075 円 (1 万口当たり 1,456.98 円) であり、うち 20,286,235 円 (1 万口当たり 30 円) を分配金額としております。	(自 2023 年 7 月 28 日至 2023 年 9 月 27 日) 第 98 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (37,322,102 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (50,035,336 円)、収益調整金 (73,500,489 円)、および分配準備積立金 (1,089,539,601 円) より、分配対象収益は 1,250,397,528 円 (1 万口当たり 1,874.22 円) であり、うち 20,014,704 円 (1 万口当たり 30 円) を分配金額としております。

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項目	特定 33 期 自 2023 年 3 月 28 日 至 2023 年 9 月 27 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券

	<p>当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当特定期間については、投資証券、親投資信託受益証券を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引</p> <p>当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。</p> <p>当特定期間については、為替予約取引を行っております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク</p> <p>有価証券およびデリバティブ取引等</p> <p>当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>

## II. 金融商品の時価等に関する事項

項目	特定 33 期 (2023 年 9 月 27 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資証券、親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。



	<p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引）          デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等          これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。</p>

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

特定 32 期（自 2022 年 9 月 28 日 至 2023 年 3 月 27 日）

種 類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	△55,015,182 円
親投資信託受益証券	△219,581,092 円
合計	△274,596,274 円

特定 33 期（自 2023 年 3 月 28 日 至 2023 年 9 月 27 日）

種 類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	△79,711,840 円
親投資信託受益証券	50,896,210 円
合計	△28,815,630 円

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

特定 33 期 自 2023 年 3 月 28 日 至 2023 年 9 月 27 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項 目	特定 32 期 (2023 年 3 月 27 日現在)	特定 33 期 (2023 年 9 月 27 日現在)
期首元本額	6,921,880,534 円	6,762,078,607 円
期中追加設定元本額	59,264,149 円	86,366,017 円
期中一部解約元本額	219,066,076 円	176,876,592 円

(4) 【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

種 類	通 貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	アメリカ・ドル	T.Rowe Price Funds SICAV - U.S. Aggregate Bond Fund Jd	569,214.63	5,202,621.71	
		T.Rowe Price Funds SICAV - Emerging Markets Equity Fund Jd	306,831.15	2,430,102.70	
		T.Rowe Price Funds SICAV - Global High Yield Bond Fund Jd	631,983.86	5,232,826.36	
		アメリカ・ドル小計	1,508,029.64	12,865,550.77 (1,917,996,309)	
投資証券合計				1,917,996,309 (1,917,996,309)	
親投資信託受益証券	日本・円	新興国債券マザーファンド	240,103,608	740,839,682	
		欧州債券マザーファンド	510,251,729	733,435,835	
		アジア・オセアニア債券マザーファンド	445,492,425	774,800,425	
		世界REITマザーファンド	611,489,714	1,120,738,347	
		コモディティ・マザーファンド	421,007,886	384,927,510	
		グローバル好配当株マザーファンド	266,427,397	1,110,709,175	
		日本好配当株マザーファンド	234,380,968	778,004,185	
		日本・円小計	2,729,153,727	5,643,455,159 (-)	
親投資信託受益証券合計				5,643,455,159 (-)	
合 計				7,561,451,468 (1,917,996,309)	

(注) 金額欄の( )内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通 貨	銘柄数	組入 投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	投資証券 3銘柄	25.2%	100.0%

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

グローバル資産分散オープンは、「日本好配当株マザーファンド」、「世界REITマザーファンド」、「グローバル好配当株マザーファンド」、「新興国債券マザーファンド」、「欧州債券マザーファンド」、「アジア・オセアニア債券マザーファンド」および「コモディティ・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。

なお、以下に記載した状況は、監査の対象外です。

日本好配当株マザーファンド

(1) 貸借対照表

	(2023年3月27日現在)	(2023年9月27日現在)
(単位：円)		
資産の部		
流動資産		
金銭信託	9,675,096	7,333,954
コール・ローン	411,506,832	594,801,864
株式	12,511,415,360	15,505,862,340
派生商品評価勘定	-	1,033,500
未収入金	-	139,575,425
未収配当金	11,501,600	10,067,200
前払金	12,675,000	-
差入委託証拠金	11,700,000	14,175,000
流動資産合計	12,968,473,888	16,272,849,283
資産合計	12,968,473,888	16,272,849,283
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	11,941,500	-
未払金	-	260,489,450
未払解約金	40,313,019	-
その他未払費用	1,058	1,555
流動負債合計	52,255,577	260,491,005
負債合計	52,255,577	260,491,005
純資産の部		
元本等		
元本	5,085,889,031	4,823,831,107
剰余金		
剰余金又は欠損金(△)	7,830,329,280	11,188,527,171
元本等合計	12,916,218,311	16,012,358,278
純資産合計	12,916,218,311	16,012,358,278
負債純資産合計	12,968,473,888	16,272,849,283

## (2) 注記表

## (重要な会計方針の注記)

項 目	自 2023年3月28日 至 2023年9月27日	
	1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>先物取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。</p>	

## (重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

## (貸借対照表に関する注記)

項 目	(2023年3月27日現在)	(2023年9月27日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	5,085,889,031 口	4,823,831,107 口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 2.5396円 (1万口当たりの純資産額 25,396円)	1口当たり純資産額 3.3194円 (1万口当たりの純資産額 33,194円)

## (金融商品に関する注記)

## I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	自 2023年3月28日 至 2023年9月27日	
	1. 金融商品に対する取組方針	<p>当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。</p>
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>(1) 金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券</p> <p>当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、株式を組み入れております。</p>	

	<p>2) デリバティブ取引</p> <p>当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。</p> <p>当計算期間については、先物取引を行っております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク</p> <p>有価証券およびデリバティブ取引等</p> <p>当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p>
<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p>	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>

## II. 金融商品の時価等に関する事項

項目	(2023年9月27日現在)
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p>	<p>金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>
<p>2. 時価の算定方法</p>	<p>(1) 有価証券（株式）</p> <p>「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引）</p> <p>デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しており</p>

	ます。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

(2023年3月27日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評 価 損 益
			う ち 1 年 超		
市場取引	株価指数先物取引 買建				
	TOPIX 先物 0506 月	303,091,500	-	291,150,000	△11,941,500
	小計	303,091,500	-	291,150,000	△11,941,500
合 計		303,091,500	-	291,150,000	△11,941,500

(2023年9月27日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評 価 損 益
			う ち 1 年 超		
市場取引	株価指数先物取引 買建				
	TOPIX 先物 0512 月	352,666,500	-	353,700,000	1,033,500
	小計	352,666,500	-	353,700,000	1,033,500
合 計		352,666,500	-	353,700,000	1,033,500

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1) 原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2) 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

自 2023 年 3 月 28 日 至 2023 年 9 月 27 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

## (その他の注記)

(2023 年 3 月 27 日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	5,276,262,804 円
同期中における追加設定元本額	38,649,570 円
同期中における一部解約元本額	229,023,343 円
2023 年 3 月 27 日現在の元本の内訳	
日本好配当株オープン	4,817,830,521 円
グローバル資産分散オープン	268,058,510 円
合 計	5,085,889,031 円

(2023 年 9 月 27 日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	5,085,889,031 円
同期中における追加設定元本額	76,910,354 円
同期中における一部解約元本額	338,968,278 円
2023 年 9 月 27 日現在の元本の内訳	
日本好配当株オープン	4,589,450,139 円
グローバル資産分散オープン	234,380,968 円
合 計	4,823,831,107 円

## (3) 附属明細表

## ①有価証券明細表

## (a) 株式

(単位：円)

銘柄	株数	評価額		備考
		単価	金額	
INPEX	82,700	2,267.000	187,480,900	
安藤・間	184,600	1,225.000	226,135,000	
西松建設	80,300	3,840.000	308,352,000	
大和ハウス工業	39,700	4,156.000	164,993,200	
ライト工業	56,400	2,085.000	117,594,000	
ユアテック	60,000	985.000	59,100,000	
太平電業	45,600	4,165.000	189,924,000	
明星工業	101,000	1,045.000	105,545,000	
東ソー	222,600	1,991.000	443,196,600	

セントラル硝子	24,100	3,055.000	73,625,500
第一稀元素化学工業	75,000	972.000	72,900,000
花王	10,800	5,609.000	60,577,200
J S P	34,500	2,068.000	71,346,000
武田薬品工業	149,200	4,810.000	717,652,000
アステラス製薬	166,000	2,166.000	359,556,000
ブリヂストン	12,900	5,968.000	76,987,200
A G C	115,500	5,295.000	611,572,500
日本製鉄	191,800	3,676.000	705,056,800
大同特殊鋼	34,000	6,372.000	216,648,000
日本冶金工業	62,100	5,020.000	311,742,000
SWCC	35,000	2,196.000	76,860,000
東洋製罐グループホールディングス	90,000	2,522.000	226,980,000
小松製作所	44,800	4,253.000	190,534,400
アマノ	66,500	3,312.000	220,248,000
スター精密	30,000	1,891.000	56,730,000
芝浦電子	17,600	5,860.000	103,136,000
いすゞ自動車	315,700	1,970.500	622,086,850
本田技研工業	56,200	5,256.000	295,387,200
ローランド	54,200	4,205.000	227,911,000
オカムラ	100,000	2,286.000	228,600,000
山九	20,600	5,323.000	109,653,800
丸全昭和運輸	18,300	3,940.000	72,102,000
センコーグループホールディングス	171,900	1,088.000	187,027,200
セイノーホールディングス	261,700	2,163.500	566,187,950
九州旅客鉄道	102,700	3,286.000	337,472,200
住友倉庫	26,500	2,530.000	67,045,000
日本電信電話	1,477,200	183.200	270,623,040
KDD I	124,700	4,701.000	586,214,700
ソフトバンク	354,200	1,776.500	629,236,300
アイネス	36,300	1,667.000	60,512,100
TOKA I ホールディングス	33,800	957.000	32,346,600
兼松	11,300	2,223.000	25,119,900
伊藤忠エネクス	20,300	1,555.000	31,566,500
東陽テクニカ	90,600	1,346.000	121,947,600
加賀電子	32,700	6,610.000	216,147,000
オートバックスセブン	32,000	1,615.500	51,696,000
ローソン	7,600	6,998.000	53,184,800
ツルハホールディングス	16,500	10,250.000	169,125,000
丸井グループ	88,600	2,542.500	225,265,500
サンドラッグ	20,900	4,210.000	87,989,000
三菱UFJフィナンシャル・グループ	442,500	1,313.000	581,002,500
三井住友トラスト・ホールディングス	37,900	5,922.000	224,443,800
ふくおかフィナンシャルグループ	61,200	3,762.000	230,234,400



山口フィナンシャルグループ	130,000	1,371,000	178,230,000
SOMPOホールディングス	36,300	6,904,000	250,615,200
第一生命ホールディングス	15,600	3,063,000	47,782,800
東京海上ホールディングス	123,600	3,645,000	450,522,000
オリックス	76,100	2,904,000	220,994,400
三菱HCキャピタル	150,000	1,049,000	157,350,000
大東建託	20,100	16,190,000	325,419,000
ヒューリック	33,400	1,362,500	45,507,500
野村不動産ホールディングス	35,200	3,822,000	134,534,400
東京建物	305,400	2,101,000	641,645,400
スターツコーポレーション	32,700	3,010,000	98,427,000
ゴールドクレスト	77,400	2,182,000	168,886,800
キャリアリンク	122,500	2,529,000	309,802,500
ベルシステム24ホールディングス	78,000	1,623,000	126,594,000
アイモバイル	64,700	1,313,000	84,951,100
合 計	7,349,800		15,505,862,340

(b) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

② デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

世界REITマザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

	(2023年3月27日現在)	(2023年9月27日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	4,483,924	3,722,547
金銭信託	23,803	44,313
コール・ローン	1,012,397	3,593,854
投資証券	994,435,710	1,104,878,261
派生商品評価勘定	943	57,084
未収入金	-	25,383,183
未収配当金	5,085,420	3,398,680
流動資産合計	1,005,042,197	1,141,077,922
資産合計	1,005,042,197	1,141,077,922
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	896	59,212
未払金	-	20,281,273
その他未払費用	-	3
流動負債合計	896	20,340,488
負債合計	896	20,340,488

純資産の部		
元本等		
元本	611,489,714	611,489,714
剰余金		
剰余金又は欠損金(△)	393,551,587	509,247,720
元本等合計	1,005,041,301	1,120,737,434
純資産合計	1,005,041,301	1,120,737,434
負債純資産合計	1,005,042,197	1,141,077,922

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項目	自 2023年3月28日 至 2023年9月27日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	<p>外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。</p>

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2023年3月27日現在)	(2023年9月27日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	611,489,714 口	611,489,714 口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.6436円 (1万口当たりの純資産額 16,436円)	1口当たり純資産額 1.8328円 (1万口当たりの純資産額 18,328円)

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	自 2023年3月28日 至 2023年9月27日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、投資証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。当計算期間については、為替予約取引を行っております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に

	実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
--	---------------------------

## II. 金融商品の時価等に関する事項

項目	(2023年9月27日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

(2023年3月27日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建				
	アメリカ・ドル	171,532	-	170,636	△896
	小計	171,532	-	170,636	△896
	売建				
	オーストラリア・ドル	171,532	-	170,589	943
	小計	171,532	-	170,589	943
	合計	343,064	-	341,225	47

(2023年9月27日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建				

	アメリカ・ドル	11,958,649	-	11,916,089	△42,560
	イギリス・ポンド	11,356,413	-	11,347,866	△8,547
	小計	23,315,062	-	23,263,955	△51,107
	売建				
	アメリカ・ドル	11,356,413	-	11,364,518	△8,105
	イギリス・ポンド	11,958,649	-	11,901,565	57,084
	小計	23,315,062	-	23,266,083	48,979
	合 計	46,630,124	-	46,530,038	△2,128

(注) 1. 時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2023 年 3 月 28 日 至 2023 年 9 月 27 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(2023 年 3 月 27 日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	586,386,809 円
同期中における追加設定元本額	52,906,943 円
同期中における一部解約元本額	27,804,038 円
2023 年 3 月 27 日現在の元本の内訳	
グローバル資産分散オープン	611,489,714 円
合 計	611,489,714 円

(2023年9月27日現在)

開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	611,489,714円
同期中における追加設定元本額	-円
同期中における一部解約元本額	-円
2023年9月27日現在の元本の内訳	
グローバル資産分散オープン	611,489,714円
合計	611,489,714円

## (3) 附属明細表

## ① 有価証券明細表

## (a) 株式

該当事項はありません。

## (b) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	アメリカ・ドル	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	1,086.00	106,971.00	
		AMERICAN TOWER CORP	209.00	34,048.19	
		AMERICOLD REALTY TRUST INC	830.00	25,406.30	
		APARTMENT INCOME REIT CO	2,113.00	64,700.06	
		BRIXMOR PROPERTY GROUP INC	4,975.00	104,027.25	
		EPR PROPERTIES	978.00	40,410.96	
		EQUINIX INC	202.00	143,628.06	
		ESSENTIAL PROPERTIES REALTY	1,826.00	39,441.60	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	753.00	160,893.51	
		HIGHWOODS PROPERTIES INC	1,624.00	32,869.76	
		HOST HOTELS & RESORTS INC	5,502.00	87,151.68	
		INVITATION HOMES INC	7,441.00	238,112.00	
		KILROY REALTY CORP	1,795.00	55,968.10	
		MACERICH CO/THE	4,517.00	49,551.49	
		PARK HOTELS & RESORTS INC	3,011.00	35,650.24	
		PEBBLEBROOK HOTEL TRUST	1,616.00	21,395.84	
		PUBLIC STORAGE	1,490.00	393,240.80	
		RETAIL OPPORTUNITY INVESTMEN	1,724.00	21,429.32	
		REXFORD INDUSTRIAL REALTY IN	1,914.00	95,125.80	
		RYMAN HOSPITALITY PROPERTIES	795.00	63,520.50	
		SBA COMMUNICATIONS CORP	301.00	60,230.10	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	920.00	100,418.00	
		SPIRIT REALTY CAPITAL INC	831.00	28,245.69	
SUNSTONE HOTEL INVESTORS INC	2,886.00	26,147.16			
TANGER FACTORY OUTLET CENTER	1,332.00	29,810.16			
VORNADO REALTY TRUST	1,221.00	26,385.81			

	WELLTOWER INC	5,042.00	408,855.78	
	アメリカ・ドル小計	56,934.00	2,493,635.16 (371,751,130)	
オースト ラリア・ ドル	ARENA REIT	17,775.00	60,968.25	
	GOODMAN GROUP	21,151.00	454,958.01	
	MIRVAC GROUP	87,126.00	187,320.90	
	SCENTRE GROUP	80,925.00	203,931.00	
	STOCKLAND	57,827.00	227,838.38	
	オーストラリア・ドル小計	264,804.00	1,135,016.54 (108,042,223)	
香港・ド ル	LINK REIT	43,189.00	1,589,355.20	
	香港・ドル小計	43,189.00	1,589,355.20 (30,293,109)	
シンガポ ール・ド ル	CAPITALAND ASCENDAS REIT	93,709.00	259,573.93	
	CAPITALAND INTEGRATED COMMER	100,900.00	186,665.00	
	FRASERS LOGISTICS & COMMERCI	154,312.00	171,286.32	
	KEPPEL REIT	102,200.00	88,914.00	
	シンガポール・ドル小計	451,121.00	706,439.25 (76,874,718)	
イギリ ス・ポ ンド	BIG YELLOW GROUP PLC	7,890.00	77,282.55	
	EMPIRIC STUDENT PROPERTY PLC	87,616.00	80,168.64	
	LAND SECURITIES GROUP PLC	30,263.00	183,151.67	
	LONDONMETRIC PROPERTY PLC	50,065.00	87,663.81	
	NEWRIVER REIT PLC	182,056.00	151,106.48	
	SAFESTORE HOLDINGS PLC	18,218.00	138,365.71	
	SHAFTESBURY CAPITAL PLC	91,139.00	104,718.71	
	TRITAX BIG BOX REIT PLC	23,765.00	34,292.89	
	UNITE GROUP PLC/THE	29,727.00	273,488.40	
	イギリス・ポンド小計	520,739.00	1,130,238.86 (204,573,234)	
ユーロ	EUROCOMMERCIAL PROPERTIES NV	6,303.00	129,841.80	
	ICADE	3,598.00	112,689.36	
	KLEPIERRE	11,756.00	269,329.96	
	MERCIALYS	24,927.00	208,140.45	
	MERLIN PROPERTIES SOCIMI SA	20,824.00	164,717.84	
	MONTEA NV	479.00	31,422.40	
	NSI NV	2,067.00	37,412.70	
	UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	1,873.00	85,277.69	
	ユーロ小計	71,827.00	1,038,832.20 (163,460,247)	
日本・円	アクティビア・プロパティーズ投資	53	21,995,000	

	法人			
	ラサールロジポート投資法人	126	18,232,200	
	日本都市ファンド投資法人	324	31,784,400	
	オリックス不動産投資法人	33	5,920,200	
	インヴィンシブル投資法人	283	17,376,200	
	ケネディクス・オフィス投資法人	76	26,372,000	
	大和証券オフィス投資法人	18	12,006,000	
	ジャパン・ホテル・リート投資法人	204	16,197,600	
	日本・円小計	1,117	149,883,600	
投資証券合計			1,104,878,261 (954,994,661)	
合 計			1,104,878,261 (954,994,661)	

(注) 金額欄の( )内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通貨	銘柄数		組入 投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	投資証券	27 銘柄	33.2%	38.9%
オーストラリア・ドル	投資証券	5 銘柄	9.6%	11.3%
香港・ドル	投資証券	1 銘柄	2.7%	3.2%
シンガポール・ドル	投資証券	4 銘柄	6.9%	8.0%
イギリス・ポンド	投資証券	9 銘柄	18.3%	21.4%
ユーロ	投資証券	8 銘柄	14.6%	17.1%

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

グローバル好配当株マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

	(2023年3月27日現在)	(2023年9月27日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	531,950,775	426,141,563
金銭信託	37,778,011	13,638,543
コール・ローン	1,606,796,364	1,106,119,637
株式	51,918,575,274	55,232,540,611
投資証券	694,216,980	887,689,147
未収配当金	180,241,069	182,515,573
流動資産合計	54,969,558,473	57,848,645,074
資産合計	54,969,558,473	57,848,645,074
負債の部		
流動負債		



未払解約金	16,360,361	11,470,402
その他未払費用	4,448	1,614
流動負債合計	16,364,809	11,472,016
負債合計	16,364,809	11,472,016
純資産の部		
元本等		
元本	14,829,406,031	13,873,406,636
剰余金		
剰余金又は欠損金(△)	40,123,787,633	43,963,766,422
元本等合計	54,953,193,664	57,837,173,058
純資産合計	54,953,193,664	57,837,173,058
負債純資産合計	54,969,558,473	57,848,645,074

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項目	自 2023 年 3 月 28 日 至 2023 年 9 月 27 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式、投資証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第 60 条および第 61 条に基づいて処理しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2023 年 3 月 27 日現在)	(2023 年 9 月 27 日現在)
----	---------------------	---------------------

1. 当計算期間の末日における 受益権の総数	14,829,406,031 口	13,873,406,636 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 3.7057 円 (1 万口当たりの純資産額 37,057 円)	1 口当たり純資産額 4.1689 円 (1 万口当たりの純資産額 41,689 円)

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	自 2023 年 3 月 28 日 至 2023 年 9 月 27 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>(1) 金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、株式、投資証券を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。当計算期間については、為替予約取引を行っております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っております。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場</p>

	<p>合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>
--	---

## II. 金融商品の時価等に関する事項

項目	(2023年9月27日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券（株式、投資証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

### (デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

### (関連当事者との取引に関する注記)

自 2023年3月28日 至 2023年9月27日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

### (その他の注記)

(2023年3月27日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	15,579,840,458 円
同期中における追加設定元本額	32,481,018 円
同期中における一部解約元本額	782,915,445 円
2023年3月27日現在の元本の内訳	
グローバル好配当株オープン	14,552,949,549 円
グローバル資産分散オープン	276,456,482 円
合計	14,829,406,031 円

(2023年9月27日現在)

開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	14,829,406,031円
同期中における追加設定元本額	18,285,942円
同期中における一部解約元本額	974,285,337円
2023年9月27日現在の元本の内訳	
グローバル好配当株オープン	13,606,979,239円
グローバル資産分散オープン	266,427,397円
合計	13,873,406,636円

## (3) 附属明細表

## ①有価証券明細表

## (a)株式

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
日本・円	住友林業	90,000	3,898.000	350,820,000	
	大和ハウス工業	214,000	4,156.000	889,384,000	
	信越化学工業	352,500	4,471.000	1,576,027,500	
	ディスコ	61,500	26,305.000	1,617,757,500	
	アズビル	170,000	4,618.000	785,060,000	
	バンダイナムコホールディングス	189,000	3,130.000	591,570,000	
	東京海上ホールディングス	240,000	3,645.000	874,800,000	
	オリックス	251,000	2,904.000	728,904,000	
日本・円小計		1,568,000		7,414,323,000	
アメリカ・ドル	CHEVRON CORP	107,100	167.800	17,971,380.00	
	EXXON MOBIL CORP	121,000	116.410	14,085,610.00	
	BOOZ ALLEN HAMILTON HOLDINGS	58,385	108.330	6,324,847.05	
	CINTAS CORP	5,800	478.870	2,777,446.00	
	MCDONALD'S CORP	20,200	267.720	5,407,944.00	
	HOME DEPOT INC	41,220	302.540	12,470,698.80	
	PEPSICO INC	13,000	172.520	2,242,760.00	
	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	64,000	91.070	5,828,480.00	
	UNITEDHEALTH GROUP INC	20,000	505.450	10,109,000.00	
	MERCK & CO. INC.	20,000	105.390	2,107,800.00	
	JPMORGAN CHASE & CO	57,680	144.930	8,359,562.40	
	ARES MANAGEMENT CORP - A	50,000	102.880	5,144,000.00	
	MICROSOFT CORP	5,000	312.140	1,560,700.00	
	ANALOG DEVICES INC	68,830	172.340	11,862,162.20	
	BROADCOM INC	8,600	816.190	7,019,234.00	
TEXAS INSTRUMENTS INC	81,000	157.960	12,794,760.00		

	AMERICAN WATER WORKS CO INC	60,100	129.640	7,791,364.00	
	NEXTERA ENERGY INC	117,800	65.340	7,697,052.00	
	アメリカ・ドル小計	919,715		141,554,800.45 (21,102,989,650)	
オースト ラリア・ ドル	BHP GROUP LTD	237,240	43.300	10,272,492.00	
	オーストラリア・ドル小計	237,240		10,272,492.00 (977,838,512)	
香港・ドル	BOC AVIATION LTD	1,050,000	54.200	56,910,000.00	
	TECHTRONIC INDUSTRIES CO LTD	200,000	77.600	15,520,000.00	
	AIA GROUP LTD	870,000	61.650	53,635,500.00	
	CHINA WATER AFFAIRS GROUP	10,000,000	5.030	50,300,000.00	
	LONGFOR GROUP HOLDINGS LTD	2,500,000	13.700	34,250,000.00	
	香港・ドル小計	14,620,000		210,615,500.00 (4,014,331,430)	
台湾・ドル	CHAILEASE HOLDING CO LTD	647,920	180.000	116,625,600.00	
	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	1,274,131	519.000	661,273,989.00	
	台湾・ドル小計	1,922,051		777,899,589.00 (3,596,852,120)	
イギリス・ ポンド	ANGLO AMERICAN PLC	189,054	22.045	4,167,695.43	
	ASHTREAD GROUP PLC	180,000	50.960	9,172,800.00	
	ASTRAZENECA PLC	89,100	111.640	9,947,124.00	
	イギリス・ポンド小計	458,154		23,287,619.43 (4,215,059,117)	
スイス・フ ラン	SIKA AG-REG	25,500	229.300	5,847,150.00	
	PARTNERS GROUP HOLDING AG	2,000	1,024.000	2,048,000.00	
	スイス・フラン小計	27,500		7,895,150.00 (1,284,067,196)	
スウェー デン・ク ローナ	ASSA ABLOY AB-B	314,000	236.500	74,261,000.00	
	スウェーデン・クローナ小計	314,000		74,261,000.00 (1,005,493,940)	
ユーロ	TOTALENERGIES SE	376,000	61.910	23,278,160.00	
	AIR LIQUIDE SA	51,700	159.100	8,225,470.00	
	SCHNEIDER ELECTRIC SE	66,000	152.920	10,092,720.00	
	LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUI	6,500	703.000	4,569,500.00	
	L'OREAL	19,900	387.550	7,712,245.00	
	BAWAG GROUP AG	50,000	42.420	2,121,000.00	
	ING GROEP NV	330,000	12.428	4,101,240.00	
	ASML HOLDING NV	4,000	542.600	2,170,400.00	
	DEUTSCHE TELEKOM AG-REG	346,000	19.996	6,918,616.00	

	IBERDROLA SA	431,700	10.815	4,668,835.50	
	ユーロ小計	1,681,800		73,858,186.50 (11,621,585,646)	
	合 計	21,748,460		55,232,540,611 (47,818,217,611)	

(注) 金額欄の( )内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通貨	銘柄数		組入株式時価比率	合計金額に対する比率
アメリカ・ドル	株式	18 銘柄	36.5%	44.1%
オーストラリア・ドル	株式	1 銘柄	1.7%	2.0%
香港・ドル	株式	5 銘柄	6.9%	8.4%
台湾・ドル	株式	2 銘柄	6.2%	7.5%
イギリス・ポンド	株式	3 銘柄	7.3%	8.8%
スイス・フラン	株式	2 銘柄	2.2%	2.7%
スウェーデン・クローナ	株式	1 銘柄	1.7%	2.1%
ユーロ	株式	10 銘柄	20.1%	24.3%

(b) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	オーストラリア・ドル	GOODMAN GROUP	433,540.00	9,325,445.40	
		オーストラリア・ドル小計	433,540.00	9,325,445.40 (887,689,147)	
投資証券合計				887,689,147 (887,689,147)	
合 計				887,689,147 (887,689,147)	

(注) 金額欄の( )内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通貨	銘柄数		組入投資証券時価比率	合計金額に対する比率
オーストラリア・ドル	投資証券	1 銘柄	1.5%	100.0%

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

新興国債券マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

(2023年3月27日現在)

(2023年9月27日現在)

資産の部

流動資産

預金	360,029,140	51,512,996
金銭信託	3,445,782	1,827,782
コール・ローン	146,558,020	148,237,654
国債証券	6,044,283,757	6,909,319,755
特殊債券	193,371,035	213,590,434
社債券	2,919,238,974	3,108,454,465
派生商品評価勘定	13,530,911	37,579,070
未収利息	127,693,144	158,272,870
前払費用	3,148,305	2,862,461
差入委託証拠金	33,935,740	75,182,187
流動資産合計	9,845,234,808	10,706,839,674

資産合計

9,845,234,808 10,706,839,674

負債の部

流動負債

派生商品評価勘定	11,379,646	38,405,739
未払金	26,642,409	-
未払解約金	-	40,000,000
その他未払費用	395	511
流動負債合計	38,022,450	78,406,250

負債合計

38,022,450 78,406,250

純資産の部

元本等

元本	3,653,604,323	3,444,694,679
剰余金		
剰余金又は欠損金(△)	6,153,608,035	7,183,738,745

元本等合計 9,807,212,358 10,628,433,424

純資産合計

9,807,212,358 10,628,433,424

負債純資産合計

9,845,234,808 10,706,839,674

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項目	自 2023 年 3 月 28 日
	至 2023 年 9 月 27 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券、特殊債券、社債券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p>

	(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	(1) 先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。 (2) 為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第 60 条および第 61 条に基づいて処理しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2023年3月27日現在)	(2023年9月27日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	3,653,604,323 口	3,444,694,679 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 2.6843 円 (1 万口当たりの純資産額 26,843 円)	1 口当たり純資産額 3.0855 円 (1 万口当たりの純資産額 30,855 円)

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2023年3月28日 至 2023年9月27日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、国債証券、特殊債券、社債券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 当計算期間については、先物取引、為替予約取引を行っております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク



	<p>有価証券およびデリバティブ取引等</p> <p>当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>

## II. 金融商品の時価等に関する事項

項目	(2023年9月27日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券（国債証券、特殊債券、社債券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

(2023年3月27日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評 価 損 益
			う ち 1 年 超		
市場取引	債券先物取引 買建				
	US ULTRA BOND CBT JUN23	213,992,440	-	223,558,481	9,566,041
	小計	213,992,440	-	223,558,481	9,566,041
	売建				
	US 10YR NOTE (CBT) JUN23	160,556,602	-	166,866,595	△6,309,993
	小計	160,556,602	-	166,866,595	△6,309,993
合 計		374,549,042	-	390,425,076	3,256,048

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評 価 損 益
			う ち 1 年 超		
市場取引以外 の取引	為替予約取引 買建				
	アメリカ・ドル	309,831,800	-	305,545,838	△4,285,962
	ユーロ	5,442,401	-	5,362,350	△80,051
	小計	315,274,201	-	310,908,188	△4,366,013
	売建				
	アメリカ・ドル	5,442,401	-	5,263,604	178,797
	メキシコ・ペソ	68,017,620	-	67,931,915	85,705
	ユーロ	241,814,180	-	238,817,451	2,996,729
	小計	315,274,201	-	312,012,970	3,261,231
	合 計		630,548,402	-	622,921,158

(2023年9月27日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評 価 損 益
			う ち 1 年 超		
市場取引	債券先物取引 買建				
	US ULTRA BOND CBT	474,930,455	-	443,513,000	△31,417,455

	DEC23				
	小計	474,930,455	-	443,513,000	△31,417,455
	売建				
	US 10YR NOTE (CBT)	409,678,847	-	402,923,659	6,755,188
	DEC23				
	小計	409,678,847	-	402,923,659	6,755,188
	合 計	884,609,302	-	846,436,659	△24,662,267

(注) 1. 時価の算定方法

債券先物取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1) 原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2) 債券先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評 価 損 益
			う ち 1 年 超		
市場取引以外 の取引	為替予約取引				
	買建				
	アメリカ・ドル	463,055,818	-	493,061,162	30,005,344
	小計	463,055,818	-	493,061,162	30,005,344
	売建				
	アメリカ・ドル	40,000,000	-	40,041,988	△41,988
	メキシコ・ペソ	76,492,712	-	78,617,846	△2,125,134
	ユーロ	386,563,106	-	390,565,730	△4,002,624
	小計	503,055,818	-	509,225,564	△6,169,746
	合 計	966,111,636	-	1,002,286,726	23,835,598

(注) 1. 時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3)上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2023年3月28日 至 2023年9月27日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(2023年3月27日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	3,826,079,926円
同期中における追加設定元本額	2,904,530円
同期中における一部解約元本額	175,380,133円
2023年3月27日現在の元本の内訳	
グローバル資産分散オープン	253,018,499円
大和住銀/T.ロウ・プライス FOFs用新興国債券ファンド(適格機関投資家専用)	824,842,778円
T.ロウ・プライス新興国債券オープンM(FOFs用)(適格機関投資家専用)	2,575,743,046円
合計	3,653,604,323円

(2023年9月27日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	3,653,604,323円
同期中における追加設定元本額	349,957円
同期中における一部解約元本額	209,259,601円
2023年9月27日現在の元本の内訳	
グローバル資産分散オープン	240,103,608円
大和住銀/T.ロウ・プライス FOFs用新興国債券ファンド(適格機関投資家専用)	729,791,082円
T.ロウ・プライス新興国債券オープンM(FOFs用)(適格機関投資家専用)	2,474,799,989円
合計	3,444,694,679円

(3) 附属明細表

①有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
----	----	----	------	-----	----

国債証券	アメリカ・ドル	ANGOL 8 11/26/29	1,025,000.00	852,728.25	
		ANGOL 8.25 05/09/28	400,000.00	350,912.00	
		ANGOL 8.75 04/14/32	200,000.00	163,126.00	
		ANGOL 9.125 11/26/49	300,000.00	219,048.00	
		ANGOL 9.5 11/12/25	350,000.00	344,687.00	
		ARGENT FL 01/09/38	1,610,046.00	501,996.23	
		ARGENT FL 07/09/30	644,659.00	196,943.32	
		ARGENT FL 07/09/35	707,240.00	187,927.81	
		AZERBJ 3.5 09/01/32	500,000.00	410,780.00	
		BAHAMA 6 11/21/28	500,000.00	417,330.00	
		BARBAD 6.5 10/01/29	50,000.00	46,756.00	
		BERMUD 5 07/15/32	400,000.00	374,000.00	
		BHRAIN 5.625 05/18/34	800,000.00	691,312.00	
		BHRAIN 6.75 09/20/29	200,000.00	197,830.00	
		BHRAIN 7 10/12/28	500,000.00	510,820.00	
		BHRAIN 7.5 09/20/47	400,000.00	362,908.00	
		BRAZIL 4.5 05/30/29	200,000.00	186,576.00	
		CHILE 3.25 09/21/71	400,000.00	229,436.00	
		CHILE 3.5 01/31/34	450,000.00	373,599.00	
		CHILE 4 01/31/52	200,000.00	147,142.00	
		CHILE 4.95 01/05/36	200,000.00	184,130.00	
		COLOM 3 01/30/30	200,000.00	155,114.00	
		COLOM 3.125 04/15/31	275,000.00	205,488.25	
		COLOM 4.125 05/15/51	300,000.00	170,775.00	
		COLOM 4.5 03/15/29	200,000.00	175,294.00	
		COLOM 5 06/15/45	700,000.00	468,524.00	
		COLOM 6.125 01/18/41	900,000.00	717,282.00	
		COSTAR 5.625 04/30/43	200,000.00	167,922.00	
		DOMREP 4.5 01/30/30	925,000.00	790,162.75	
		DOMREP 4.875 09/23/32	950,000.00	784,158.50	
		DOMREP 4.875 09/23/32	200,000.00	165,086.00	
		DOMREP 5.875 01/30/60	500,000.00	362,725.00	
		DOMREP 6.85 01/27/45	1,010,000.00	873,639.90	
		ECUA FL 07/31/30	622,300.00	320,503.16	
		ECUA FL 07/31/35	1,275,000.00	476,340.00	
		ECUA FL 07/31/35	285,900.00	106,812.24	
		EGYPT 6.588 02/21/28	325,000.00	214,126.25	
		EGYPT 7.5 01/31/27	250,000.00	181,555.00	
		EGYPT 7.625 05/29/32	250,000.00	145,442.50	
		EGYPT 8.5 01/31/47	1,057,000.00	569,331.91	
		ELSALV 5.875 01/30/25	375,000.00	345,472.50	
ELSALV 6.375 01/18/27	100,000.00	83,658.00			

ELSALV 7.65 06/15/35	305,000.00	223,961.50	
GUATEM 4.875 02/13/28	500,000.00	466,065.00	
GUATEM 4.9 06/01/30	400,000.00	365,652.00	
GUATEM 6.6 06/13/36	200,000.00	192,852.00	
INDOIS 2.8 06/23/30	1,200,000.00	1,014,864.00	
INDOIS 4.15 03/29/27	300,000.00	288,072.00	
INDOIS 4.45 02/20/29	710,000.00	680,059.30	
INDON 3.5 01/11/28	757,000.00	701,390.78	
INDON 4.625 04/15/43	800,000.00	697,536.00	
INDON 5.25 01/17/42	350,000.00	330,274.00	
IVYCST 6.125 06/15/33	1,650,000.00	1,390,801.50	
JAMAN 6.75 04/28/28	500,000.00	511,250.00	
JORDAN 5.85 07/07/30	1,100,000.00	989,967.00	
JORDAN 7.5 01/13/29	200,000.00	197,334.00	
JORDAN 7.5 01/13/29	200,000.00	197,334.00	
JORDAN 7.75 01/15/28	200,000.00	201,250.00	
KENINT 7.25 02/28/28	600,000.00	482,172.00	
KSA 3.45 02/02/61	230,000.00	144,187.00	
KSA 4.5 04/22/60	400,000.00	312,712.00	
MEX 6.35 02/09/35	350,000.00	344,011.50	
MOROC 3 12/15/32	900,000.00	693,009.00	
MOROC 4 12/15/50	725,000.00	460,215.50	
MOROC 5.5 12/11/42	400,000.00	330,204.00	
MOROC 6.5 09/08/33	230,000.00	228,856.90	
NGERIA 7.875 02/16/32	500,000.00	403,135.00	
OMAN 4.75 06/15/26	550,000.00	534,726.50	
OMAN 5.625 01/17/28	950,000.00	928,112.00	
OMAN 6 08/01/29	200,000.00	197,408.00	
OMAN 6.25 01/25/31	200,000.00	198,438.00	
OMAN 6.5 03/08/47	400,000.00	362,936.00	
OMAN 7 01/25/51	200,000.00	191,434.00	
OMANIB 4.75 06/15/26	200,000.00	194,446.00	
PANAMA 2.252 09/29/32	400,000.00	291,004.00	
PANAMA 4.5 01/19/63	310,000.00	200,387.10	
PANAMA 4.5 04/16/50	225,000.00	153,173.25	
PANAMA 6.4 02/14/35	1,300,000.00	1,266,187.00	
PANAMA 6.7 01/26/36	200,000.00	199,456.00	
PARGUY 2.739 01/29/33	200,000.00	153,652.00	
PARGUY 2.739 01/29/33	200,000.00	153,652.00	
PARGUY 5.4 03/30/50	650,000.00	518,401.00	
PARGUY 6.1 08/11/44	200,000.00	177,322.00	
PERU 2.78 12/01/60	585,000.00	317,643.30	

	PERU 2.783 01/23/31	400,000.00	329,932.00	
	PERU 3.3 03/11/41	330,000.00	231,283.80	
	PERU 3.55 03/10/51	115,000.00	76,933.85	
	PHILIP 4.625 07/17/28	200,000.00	194,212.00	
	PHILIP 7.75 01/14/31	600,000.00	679,794.00	
	PKSTAN 7.875 03/31/36	466,000.00	223,097.50	
	POLAND 5.5 04/04/53	110,000.00	100,986.60	
	QATAR 3.75 04/16/30	200,000.00	187,506.00	
	QATAR 4.4 04/16/50	200,000.00	165,254.00	
	QATAR 4.817 03/14/49	900,000.00	792,846.00	
	ROMANI 3 02/14/31	512,000.00	415,283.20	
	ROMANI 4 02/14/51	1,398,000.00	907,525.68	
	SENEGL 6.25 05/23/33	2,150,000.00	1,744,187.50	
	SERBIA 2.125 12/01/30	1,050,000.00	775,362.00	
	SERBIA 6.25 05/26/28	210,000.00	206,306.10	
	SOAF 5.375 07/24/44	400,000.00	271,236.00	
	SOAF 5.65 09/27/47	200,000.00	134,170.00	
	SOAF 5.875 04/20/32	400,000.00	341,728.00	
	SOAF 7.3 04/20/52	320,000.00	256,108.80	
	SRILAN 6.125 06/03/25	700,000.00	340,739.00	
	SRILAN 6.85 11/03/25	1,650,000.00	800,118.00	
	TURKEY 4.875 10/09/26	450,000.00	413,901.00	
	TURKEY 5.95 01/15/31	350,000.00	299,876.50	
	TURKEY 6 01/14/41	200,000.00	149,718.00	
	TURKEY 8.6 09/24/27	425,000.00	432,339.75	
	TURKEY 9.375 01/19/33	200,000.00	205,276.00	
	TURKEY 9.375 03/14/29	400,000.00	412,292.00	
	TURKEY 9.875 01/15/28	200,000.00	211,592.00	
	URUGUA 5.75 10/28/34	330,000.00	338,009.10	
	アメリカ・ドル小計	56,680,145.00	43,952,559.08 (6,552,447,508)	
メキシ コ・ペソ	MBONO 7.75 05/29/31	8,750,000.00	7,727,737.50	
	メキシコ・ペソ小計	8,750,000.00	7,727,737.50 (65,660,267)	
ユーロ	ALBANI 3.5 06/16/27	400,000.00	375,012.00	
	ALBANI 3.5 11/23/31	770,000.00	638,268.40	
	ALBANI 5.9 06/09/28	190,000.00	186,228.50	
	IVYCST 4.875 01/30/32	250,000.00	193,155.00	
	IVYCST 6.625 03/22/48	325,000.00	227,906.25	
	POLAND 3.875 02/14/33	210,000.00	206,325.00	
	ROMANI 2.875 04/13/42	40,000.00	23,832.40	

		ユーロ小計	2,185,000.00	1,850,727.55 (291,211,980)	
国債証券合計				6,909,319,755 (6,909,319,755)	
特殊債券	アメリカ・ドル	EIBKOR 5 01/11/28	200,000.00	197,586.00	
		EIBKOR 5.125 01/11/33	200,000.00	196,412.00	
		EXIMBK 3.25 01/15/30	600,000.00	512,856.00	
		PEMEX 5.5 06/27/44	800,000.00	451,016.00	
	アメリカ・ドル小計		1,800,000.00	1,357,870.00 (202,431,260)	
	メキシコ・ペソ	PEMEX 7.19 09/12/24	1,400,000.00	1,313,354.00	
メキシコ・ペソ小計		1,400,000.00	1,313,354.00 (11,159,174)		
特殊債券合計				213,590,434 (213,590,434)	
社債券	アメリカ・ドル	ABDPOC 2.5 05/06/31	200,000.00	164,738.00	
		AESGEN FL 03/26/79	200,000.00	190,160.00	
		AGROSU 4.6 01/20/32	200,000.00	161,082.00	
		AITOCU 4 08/11/41	200,000.00	155,570.00	
		AMXLMM 5.375 04/04/32	200,000.00	173,496.00	
		ARAMCO 3.5 04/16/29	400,000.00	361,772.00	
		ARAMCO 4.25 04/16/39	450,000.00	370,503.00	
		BANBOG 6.25 05/12/26	200,000.00	192,198.00	
		BANCOG FL PERPETUAL	200,000.00	176,986.00	
		BANORT FL PERPETUAL	200,000.00	194,610.00	
		BBLTB FL 09/23/36	200,000.00	156,284.00	
		BBLTB FL 09/25/34	250,000.00	209,505.00	
		BBNIJ 3.75 03/30/26	200,000.00	186,010.00	
		BBVASM FL 01/18/33	450,000.00	387,139.50	
		BBVASM FL 06/29/38	450,000.00	445,990.50	
		BCOLO FL 12/18/29	250,000.00	218,035.00	
		BCONAL 2.5 08/11/30	550,000.00	429,209.00	
		BFFCC 3.068 08/18/50	500,000.00	290,030.00	
		BMETR 4.7 05/07/50	400,000.00	316,812.00	
		BRASKM 7.25 02/13/33	200,000.00	182,722.00	
		BRASKM 8.5 01/12/31	200,000.00	196,800.00	
		BVTSJ 3.625 09/23/26	200,000.00	177,958.00	
		CDEL 5.125 02/02/33	200,000.00	184,886.00	
		CELARA 5.15 01/29/50	200,000.00	155,178.00	
CEMEX 5.45 11/19/29	200,000.00	190,382.00			
CODELCO INC 3.15 01/14/30	200,000.00	169,652.00			



	COMENG 6.375 04/24/35	287,350.00	268,666.50	
	CSANBZ 8.25 PERPETUAL	100,000.00	99,557.00	
	CWCLN 6.875 09/15/27	200,000.00	177,658.00	
	DAVIVI FL PERPETUAL	400,000.00	278,000.00	
	DPWDU 3.875 07/18/29	400,000.00	365,508.00	
	EBIUH FL PERPETUAL	200,000.00	197,900.00	
	ECOPET 4.625 11/02/31	155,000.00	119,309.70	
	ECOPET 5.875 05/28/45	60,000.00	40,389.60	
	ECOPET 6.875 04/29/30	190,000.00	174,484.60	
	ECOPET 8.875 01/13/33	100,000.00	98,720.00	
	EQPTRC 4.25 11/03/26	200,000.00	190,620.00	
	EQPTRC 5.875 05/18/30	200,000.00	199,382.00	
	EXIMBK 3.375 08/05/26	1,300,000.00	1,220,414.00	
	GLOPAR 4.875 01/22/30	400,000.00	332,332.00	
	GLOPAR 5.5 01/14/32	525,000.00	435,802.50	
	GLOPM 3 07/23/35	400,000.00	289,884.00	
	GRNKEN 4.3 12/13/28	222,600.00	190,180.53	
	HLSTWR 7 12/18/25	200,000.00	192,870.00	
	HYNMTR 5.6 03/30/28	175,000.00	170,975.00	
	ICLIT 6.375 05/31/38	300,000.00	296,061.00	
	ICTPM 4.75 06/17/30	200,000.00	188,970.00	
	IENOVA 4.875 01/14/48	400,000.00	295,248.00	
	KZOKZ 5.75 04/19/47	380,000.00	302,438.20	
	LENOVO 3.421 11/02/30	200,000.00	163,552.00	
	LILAPR 5.125 07/15/29	400,000.00	323,360.00	
	LVIATH 6.125 06/30/25	200,000.00	195,370.00	
	MAFUAFL PERPETUAL	200,000.00	194,320.00	
	MINCAP 5.625 08/10/37	450,000.00	346,293.00	
	MONDFI 5.125 05/07/29	250,000.00	227,475.00	
	MWCPM 4.375 07/30/30	250,000.00	227,187.50	
	OMGRID 3.958 05/07/25	200,000.00	191,304.00	
	OMGRID 5.8 02/03/31	500,000.00	477,850.00	
	PEMEX 10 02/07/33	250,000.00	223,270.00	
	PEMEX 4.5 01/23/26	560,000.00	498,730.40	
	PEMEX 5.625 01/23/46	80,000.00	44,084.80	
	PEMEX 5.95 01/28/31	150,000.00	107,268.00	
	PEMEX 6.5 03/13/27	785,000.00	691,553.60	
	PEMEX 8.75 06/02/29	610,000.00	541,027.30	
	PERTIJ 5.625 05/20/43	200,000.00	176,030.00	
	PIFKSA 5.125 02/14/53	406,000.00	334,190.78	
	PLNIJ 4.125 05/15/27	200,000.00	187,972.00	
	PLNIJ 6.25 01/25/49	200,000.00	181,208.00	

	POHANG 5.75 01/17/28	200,000.00	198,628.00	
	QPETRO 2.25 07/12/31	475,000.00	383,439.00	
	QPETRO 3.125 07/12/41	400,000.00	282,488.00	
	QTELQD 2.625 04/08/31	200,000.00	168,096.00	
	RILIN 2.875 01/12/32	250,000.00	199,460.00	
	RPCUH 6 08/31/36	300,000.00	299,868.00	
	SAFTRA 8.25 02/06/28	200,000.00	192,516.00	
	SIGMA 4.875 03/27/28	200,000.00	190,184.00	
	TATAIN 5.45 01/24/28	200,000.00	195,472.00	
	TCDPSA 5.875 04/15/27	200,000.00	186,198.00	
	TOPTB 3.5 10/17/49	575,000.00	332,988.25	
	TRAJAM 5.75 10/10/36	139,285.07	116,354.56	
	アメリカ・ドル小計	23,525,235.07	20,240,816.82 (3,017,500,973)	
ユーロ	NOVAKR FL 06/29/26	300,000.00	306,957.00	
	TVLRO FL 04/27/27	260,000.00	271,076.00	
	ユーロ小計	560,000.00	578,033.00 (90,953,493)	
社債券合計			3,108,454,465 (3,108,454,465)	
合 計			10,231,364,654 (10,231,364,654)	

(注) 金額欄の( )内は、外貨建保有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通貨	銘柄数		組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	国債証券	113 銘柄	61.7%	64.0%
	特殊債券	4 銘柄	1.9%	2.0%
	社債券	80 銘柄	28.4%	29.5%
メキシコ・ペソ	国債証券	1 銘柄	0.6%	0.6%
	特殊債券	1 銘柄	0.1%	0.1%
ユーロ	国債証券	7 銘柄	2.7%	2.8%
	社債券	2 銘柄	0.9%	0.9%

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表 (デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。

欧州債券マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

	(2023年3月27日現在)	(2023年9月27日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	44,188,560	2,357,132

金銭信託	9,136	4,771
コール・ローン	388,560	386,966
国債証券	539,800,767	575,926,378
特殊債券	49,336,000	48,525,116
社債券	71,440,509	99,101,962
派生商品評価勘定	3,187,085	1,824,867
未収利息	5,263,639	6,007,495
前払費用	292,283	998,000
流動資産合計	713,906,539	735,132,687
資産合計	713,906,539	735,132,687
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	2,760,901	1,688,819
流動負債合計	2,760,901	1,688,819
負債合計	2,760,901	1,688,819
純資産の部		
元本等		
元本	539,363,811	510,251,729
剰余金		
剰余金又は欠損金(△)	171,781,827	223,192,139
元本等合計	711,145,638	733,443,868
純資産合計	711,145,638	733,443,868
負債純資産合計	713,906,539	735,132,687

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項 目	自 2023 年 3 月 28 日
	至 2023 年 9 月 27 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券、特殊債券、社債券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。</p>

3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。
-------------------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2023年3月27日現在)	(2023年9月27日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	539,363,811口	510,251,729口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.3185円 (1万口当たりの純資産額 13,185円)	1口当たり純資産額 1.4374円 (1万口当たりの純資産額 14,374円)

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2023年3月28日 至 2023年9月27日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、国債証券、特殊債券、社債券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。当計算期間については、為替予約取引を行っております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っております。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。

	<p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>
--	--

## II. 金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2023年9月27日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券（国債証券、特殊債券、社債券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

(2023年3月27日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評 価 損 益
			う ち 1 年 超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建 イギリス・ボンド	27,977,757	-	27,841,919	△135,838

	ノルウェー・クローネ	1,710,404	-	1,647,527	△62,877
	スウェーデン・クローナ	16,784,056	-	16,140,687	△643,369
	チェコ・コルナ	12,152,518	-	12,295,691	143,173
	ポーランド・ズロチ	7,430,249	-	7,212,774	△217,475
	ハンガリー・フォリント	12,787,988	-	13,094,244	306,256
	ユーロ	66,019,857	-	64,318,515	△1,701,342
	小計	144,862,829	-	142,551,357	△2,311,472
	売建				
	イギリス・ポンド	2,137,720	-	2,072,267	65,453
	デンマーク・クローネ	1,564,389	-	1,551,163	13,226
	スウェーデン・クローナ	18,327,471	-	18,167,316	160,155
	セルビア・ディナール	10,801,815	-	10,651,529	150,286
	チェコ・コルナ	11,344,894	-	10,857,736	487,158
	ポーランド・ズロチ	13,269,381	-	13,146,890	122,491
	ハンガリー・フォリント	8,574,187	-	8,107,667	466,520
	ユーロ	78,842,972	-	77,570,605	1,272,367
	小計	144,862,829	-	142,125,173	2,737,656
	合 計	289,725,658	-	284,676,530	426,184

(2023年9月27日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評 価 損 益
			うち 1年超		
市場取引以外 の取引	為替予約取引				
	買建				
	イギリス・ポンド	36,739,203	-	36,802,359	63,156
	ノルウェー・クローネ	1,312,726	-	1,280,948	△31,778
	セルビア・ディナール	11,857,650	-	11,986,793	129,143
	チェコ・コルナ	2,124,724	-	2,112,374	△12,350
	ハンガリー・フォリント	4,071,505	-	4,067,090	△4,415
	ユーロ	76,424,097	-	76,275,240	△148,857
	小計	132,529,905	-	132,524,804	△5,101
	売建				
	イギリス・ポンド	24,482,005	-	24,241,897	240,108
	イスラエル・シケル	6,858,055	-	7,012,676	△154,621
デンマーク・クローネ	2,226,261	-	2,215,404	10,857	

	スウェーデン・クローナ	2,420,377	-	2,444,816	△24,439
	セルビア・ディナール	11,755,715	-	11,986,793	△231,078
	チェコ・コルナ	11,976,490	-	11,782,785	193,705
	ポーランド・ズロチ	16,132,750	-	15,363,096	769,654
	ハンガリー・フォリント	572,444	-	543,324	29,120
	ユーロ	56,105,808	-	56,797,965	△692,157
	小計	132,529,905	-	132,388,756	141,149
	合計	265,059,810	-	264,913,560	136,048

(注) 1. 時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2023年3月28日
至 2023年9月27日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(2023年3月27日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	514,531,323 円
同期中における追加設定元本額	46,739,893 円
同期中における一部解約元本額	21,907,405 円
2023年3月27日現在の元本の内訳	
グローバル資産分散オープン	539,363,811 円

合 計	539,363,811 円
-----	---------------

(2023年9月27日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	539,363,811 円
同期中における追加設定元本額	-円
同期中における一部解約元本額	29,112,082 円
2023年9月27日現在の元本の内訳	
グローバル資産分散オープン	510,251,729 円
合 計	510,251,729 円

(3) 附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

種 類	通 貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考	
国債証券	イギリス・ポンド	UKT 0.625 10/22/50	130,000.00	48,830.60		
		UKT 1.25 07/31/51	93,000.00	42,885.09		
		UKT 1.625 10/22/28	127,000.00	112,537.24		
		UKT 3.75 10/22/53	25,000.00	20,839.00		
		UKT 4.25 06/07/32	57,000.00	57,130.53		
		UKT 4.25 12/07/46	126,000.00	116,103.96		
			イギリス・ポンド小計	558,000.00	398,326.42 (72,097,082)	
		イスラエル・シュケル	ILGOV 3.75 03/31/47	190,000.00	171,813.20	
			イスラエル・シュケル小計	190,000.00	171,813.20 (6,679,237)	
		デンマーク・クローネ	DGB 4.5 11/15/39	101,000.00	117,999.31	
			デンマーク・クローネ小計	101,000.00	117,999.31 (2,489,784)	
		ノルウェー・クローネ	NGB 1.75 09/06/29	157,000.00	138,301.30	
			ノルウェー・クローネ小計	157,000.00	138,301.30 (1,903,026)	
		チェコ・	CZGB 1.5 04/24/40	1,430,000.00	904,775.30	



コロナ	CZGB 1.75 06/23/32	1,680,000.00	1,339,632.00	
チェコ・コロナ小計		3,110,000.00	2,244,407.30 (14,464,083)	
ポーランド・ズロチ	POLGB 0.25 10/25/26	353,000.00	305,810.96	
ポーランド・ズロチ小計		353,000.00	305,810.96 (10,447,634)	
ハンガリー・フォリント	HGB 4.75 11/24/32	31,000,000.00	26,053,640.00	
ハンガリー・フォリント小計		31,000,000.00	26,053,640.00 (10,503,107)	
ユーロ	BGARIA 4.5 01/27/33	63,000.00	61,300.26	
	BGB 4.25 03/28/41	54,000.00	57,207.06	
	BGB 5 03/28/35	12,000.00	13,607.40	
	BTPS 0.5 07/15/28	47,000.00	39,763.41	
	BTPS 0.95 06/01/32	217,000.00	162,537.34	
	BTPS 2.65 12/01/27	17,000.00	16,117.87	
	BTPS 2.7 03/01/47	33,000.00	22,785.84	
	BTPS 4.75 09/01/28	137,000.00	141,014.10	
	BTPS 4.75 09/01/44	126,000.00	121,587.48	
	BTPS 5 09/01/40	54,000.00	54,183.06	
	CHILE 1.75 01/20/26	105,000.00	99,356.25	
	CROATI 2.7 06/15/28	100,000.00	96,050.00	
	CYPRUS 0.95 01/20/32	91,000.00	72,698.08	
	CYPRUS 2.375 09/25/28	47,000.00	44,322.88	
	DBR 0 08/15/50	32,000.00	14,750.72	
	DBR 0.25 02/15/29	10,000.00	8,783.90	
	DBR 1.25 08/15/48	9,000.00	6,329.97	
	DBR 1.8 08/15/53	179,000.00	137,126.53	
	DBR 2.3 02/15/33	39,000.00	37,490.31	
	DBR 2.6 08/15/33	141,000.00	138,570.57	
	FRTR 0 11/25/31	113,000.00	87,164.81	
	FRTR 0.75 05/25/52	154,000.00	73,182.34	
	FRTR 3.25 05/25/45	98,000.00	90,611.78	
	IRISH 1.35 03/18/31	11,000.00	9,714.21	
	IRISH 2 02/18/45	48,000.00	36,343.20	
	ISRAEL 1.5 01/16/29	101,000.00	89,497.11	
	IVYCST 4.875 01/30/32	100,000.00	77,262.00	
	LATVIA 0.25 01/23/30	100,000.00	79,380.00	
	LITHUN 0.25 05/06/25	171,000.00	160,604.91	

		LITHUN 2.125 06/01/32	23,000.00	19,757.00	
		OBL 2.4 10/19/28	114,000.00	112,050.60	
		RAGB 3.8 01/26/62	94,000.00	97,731.80	
		ROMANI 1.75 07/13/30	29,000.00	22,076.25	
		ROMANI 2.5 02/08/30	58,000.00	47,819.26	
		SERBIA 1.65 03/03/33	100,000.00	65,785.00	
		SLOREP 0.4875 10/20/50	21,000.00	8,895.81	
		SLOREP 1.5 03/25/35	31,000.00	23,962.07	
		SPGB 0.7 04/30/32	119,000.00	92,950.90	
		SPGB 1.5 04/30/27	114,000.00	106,600.26	
		SPGB 1.9 10/31/52	7,000.00	4,109.56	
		SPGB 2.35 07/30/33	175,000.00	153,965.00	
		SPGB 3.45 07/30/66	13,000.00	10,413.91	
		SPGB 4.9 07/30/40	29,000.00	31,138.46	
		SPGB 5.15 10/31/44	54,000.00	59,930.28	
		ユーロ小計	3,390,000.00	2,906,529.55 (457,342,425)	
国債証券合計				575,926,378 (575,926,378)	
特殊債券	スウェーデン・クローナ	EIB 1.75 11/12/26	480,000.00	450,936.00	
		スウェーデン・クローナ小計	480,000.00	450,936.00 (6,105,673)	
	ユーロ	EIBKOR 0 10/19/24	100,000.00	95,704.00	
		KFW 0.875 07/04/39	38,000.00	25,914.86	
		MAGYAR 0.375 06/09/26	168,000.00	147,967.68	
	ユーロ小計	306,000.00	269,586.54 (42,419,442)		
	特殊債券合計				48,525,116 (48,525,116)
社債券	デンマーク・クローネ	RDKRE 2 04/01/24	260,000.00	257,626.20	
		デンマーク・クローネ小計	260,000.00	257,626.20 (5,435,913)	
	ユーロ	ARION 0.375 07/14/25	100,000.00	92,348.00	
		BBVASM FL 01/16/30	100,000.00	94,123.00	
		CESSPO FL 06/29/27	100,000.00	101,248.00	
		MBKPW FL 09/11/27	100,000.00	101,830.00	
		NOVAKR FL 06/29/26	100,000.00	102,319.00	
		NOVALJ FL 06/27/27	100,000.00	103,404.00	
ユーロ小計	600,000.00	595,272.00			

		(93,666,049)	
社債券合計		99,101,962	
		(99,101,962)	
合 計		723,553,456	
		(723,553,456)	

(注) 金額欄の( )内は、外貨建価値証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通貨	銘柄数		組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
イギリス・ポンド	国債証券	6 銘柄	9.8%	10.0%
イスラエル・シケル	国債証券	1 銘柄	0.9%	0.9%
デンマーク・クローネ	国債証券	1 銘柄	0.3%	0.3%
	社債券	1 銘柄	0.7%	0.8%
ノルウェー・クローネ	国債証券	1 銘柄	0.3%	0.3%
スウェーデン・クローナ	特殊債券	1 銘柄	0.8%	0.8%
チェコ・コルナ	国債証券	2 銘柄	2.0%	2.0%
ポーランド・ズロチ	国債証券	1 銘柄	1.4%	1.4%
ハンガリー・フォリント	国債証券	1 銘柄	1.4%	1.5%
ユーロ	国債証券	44 銘柄	62.4%	63.2%
	特殊債券	3 銘柄	5.8%	5.9%
	社債券	6 銘柄	12.8%	12.9%

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

アジア・オセアニア債券マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

	(2023年3月27日現在)	(2023年9月27日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	13,135,280	27,726,228
金銭信託	131,915	69,851
コール・ローン	5,610,700	5,665,085
国債証券	371,825,698	398,411,425
特殊債券	309,530,483	337,412,782
未収利息	4,235,373	5,449,140
前払費用	-	86,809
流動資産合計	704,469,449	774,821,320
資産合計	704,469,449	774,821,320
負債の部		
流動負債		
その他未払費用	-	6
流動負債合計	-	6
負債合計	-	6

純資産の部		
元本等		
元本	445,492,425	445,492,425
剰余金		
剰余金又は欠損金(△)	258,977,024	329,328,889
元本等合計	704,469,449	774,821,314
純資産合計	704,469,449	774,821,314
負債純資産合計	704,469,449	774,821,320

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項目	自 2023年3月28日 至 2023年9月27日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券、特殊債券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	<p>外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。</p>

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2023年3月27日現在)	(2023年9月27日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	445,492,425 口	445,492,425 口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.5813円 (1万口当たりの純資産額 15,813円)	1口当たり純資産額 1.7392円 (1万口当たりの純資産額 17,392円)

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	自 2023年3月28日 至 2023年9月27日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>(1) 金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、国債証券、特殊債券を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。当計算期間については、為替予約取引を行っております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っております。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に</p>

	実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
--	---------------------------

## II. 金融商品の時価等に関する事項

項目	(2023年9月27日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（国債証券、特殊債券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2023年3月28日 至 2023年9月27日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(2023年3月27日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	476,309,066 円
同期中における追加設定元本額	-円
同期中における一部解約元本額	30,816,641 円
2023年3月27日現在の元本の内訳	
グローバル資産分散オープン	445,492,425 円
合計	445,492,425 円

(2023年9月27日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	445,492,425 円
同期中における追加設定元本額	-円

同期中における一部解約元本額	-円
2023年9月27日現在の元本の内訳	
グローバル資産分散オープン	445,492,425円
合計	445,492,425円

(3) 附属明細表

① 有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	オーストラリア・ドル	ACGB 2.25 05/21/28	1,000,000.00	923,070.00	
		オーストラリア・ドル小計	1,000,000.00	923,070.00 (87,867,033)	
	香港・ドル	HKGB 1.94 12/04/23	2,100,000.00	2,088,471.00	
		HKGB 2.39 08/20/25	2,900,000.00	2,800,385.00	
	香港・ドル小計	5,000,000.00	4,888,856.00 (93,181,595)		
	シンガポール・ドル	SIGB 2.125 06/01/26	770,000.00	741,356.00	
		シンガポール・ドル小計	770,000.00	741,356.00 (80,674,360)	
	韓国・ウォン	KTB 1.125 09/10/25	140,000,000.00	132,759,200.00	
		韓国・ウォン小計	140,000,000.00	132,759,200.00 (14,643,341)	
	マレーシア・リングgit	MGS 3.892 03/15/27	1,900,000.00	1,911,115.00	
MGS 4.392 04/15/26			1,900,000.00	1,935,454.00	
マレーシア・リングgit小計		3,800,000.00	3,846,569.00 (122,045,095)		
国債証券合計				398,411,425 (398,411,425)	
特殊債券	オーストラリア・ドル	EIB 1.7 11/15/24	1,200,000.00	1,163,748.00	
		オーストラリア・ドル小計	1,200,000.00	1,163,748.00 (110,777,172)	

ニュージー ーラン ド・ドル	IBRD 2.5 01/24/24	1,000,000.00	989,680.00	
	IBRD 2.875 11/30/26	1,700,000.00	1,568,284.00	
ニュージーランド・ドル小計		2,700,000.00	2,557,964.00 (226,635,609)	
特殊債券合計			337,412,782 (337,412,782)	
合 計			735,824,207 (735,824,207)	

(注) 金額欄の( )内は、外貨建保有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通貨	銘柄数		組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
オーストラリア・ドル	国債証券	1 銘柄	11.3%	11.9%
	特殊債券	1 銘柄	14.3%	15.1%
香港・ドル	国債証券	2 銘柄	12.0%	12.7%
シンガポール・ドル	国債証券	1 銘柄	10.4%	11.0%
ニュージーランド・ドル	特殊債券	2 銘柄	29.3%	30.8%
韓国・ウォン	国債証券	1 銘柄	1.9%	2.0%
マレーシア・リンギット	国債証券	2 銘柄	15.8%	16.6%

## ②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## コモディティ・マザーファンド

### (1) 貸借対照表

(単位：円)

	(2023年3月27日現在)	(2023年9月27日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	1,680,822	1,681,599
金銭信託	391,726	207,563
コール・ローン	16,661,138	16,833,895
社債券	303,344,215	363,788,594
未収利息	1,466,967	2,305,139
前払費用	105,487	120,367
流動資産合計	323,650,355	384,937,157
資産合計	323,650,355	384,937,157
負債の部		
流動負債		
その他未払費用	29	44
流動負債合計	29	44
負債合計	29	44
純資産の部		



元本等		
元本	421,007,886	421,007,886
剰余金		
剰余金又は欠損金(△)	△97,357,560	△36,070,773
元本等合計	323,650,326	384,937,113
純資産合計	323,650,326	384,937,113
負債純資産合計	323,650,355	384,937,157

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項 目	自 2023 年 3 月 28 日
	至 2023 年 9 月 27 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>社債券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提示する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	<p>外貨建資産等の会計処理</p> <p>「投資信託財産の計算に関する規則」第 60 条および第 61 条に基づいて処理しております。</p>

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	(2023 年 3 月 27 日現在)	(2023 年 9 月 27 日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	421,007,886 口	421,007,886 口
2. 「投資信託財産の計算に関する規則」第 55 条の 6 第 10 号に規定する額	元本の欠損 97,357,560 円	元本の欠損 36,070,773 円
3. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 0.7688 円 (1 万口当たりの純資産額 7,688 円)	1 口当たり純資産額 0.9143 円 (1 万口当たりの純資産額 9,143 円)

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	自 2023 年 3 月 28 日 至 2023 年 9 月 27 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>(1) 金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、社債券を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>

## II. 金融商品の時価等に関する事項

項目	(2023年9月27日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（社債券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

### (デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

### (関連当事者との取引に関する注記)

自 2023年3月28日 至 2023年9月27日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

### (その他の注記)

(2023年3月27日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	418,047,422 円
同期中における追加設定元本額	35,452,612 円
同期中における一部解約元本額	32,492,148 円
2023年3月27日現在の元本の内訳	
グローバル資産分散オープン	421,007,886 円
合計	421,007,886 円

(2023年9月27日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	421,007,886 円
同期中における追加設定元本額	-円
同期中における一部解約元本額	-円

2023年9月27日現在の元本の内訳	
グローバル資産分散オープン	421,007,886円
合計	421,007,886円

(3) 附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
社債券	アメリカ・ドル	BCOM/BARCLAYS 10/20/23	2,400,000.00	2,440,224.00	
		アメリカ・ドル小計	2,400,000.00	2,440,224.00 (363,788,594)	
社債券合計				363,788,594 (363,788,594)	
合計				363,788,594 (363,788,594)	

(注) 金額欄の( )内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通貨	銘柄数		組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	社債券	1銘柄	94.5%	100.0%

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

グローバル資産分散オープン

2023年10月31日現在

I 資産総額	7,385,200,421円
II 負債総額	18,183,733円
III 純資産総額 (I - II)	7,367,016,688円
IV 発行済口数	6,608,913,718口
V 1口当たり純資産額 (III/IV) (1万口当たり純資産額)	1.1147円 (11,147円)

#### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券は発行されません。

##### イ 名義書換

該当事項はありません。

##### ロ 受益者名簿

作成しません。

##### ハ 受益者に対する特典

ありません。

##### ニ 受益権の譲渡および譲渡制限等

###### (イ) 受益権の譲渡

- a. 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとしします。
- b. 上記 a の申請のある場合には、上記 a の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとしします。ただし、上記 a の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとしします。
- c. 上記 a の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

###### (ロ) 受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

##### ホ 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議の上、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとしします。

##### ヘ 償還金

償還金は、原則として、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。

##### ト 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1【委託会社等の概況】

###### イ 資本金の額および株式数

	2023年10月31日現在
資本金の額	20億円
会社が発行する株式の総数	60,000,000株
発行済株式総数	33,870,060株

###### ロ 最近5年間における資本金の額の増減 該当ありません。

###### ハ 会社の機構

委託会社の取締役は8名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

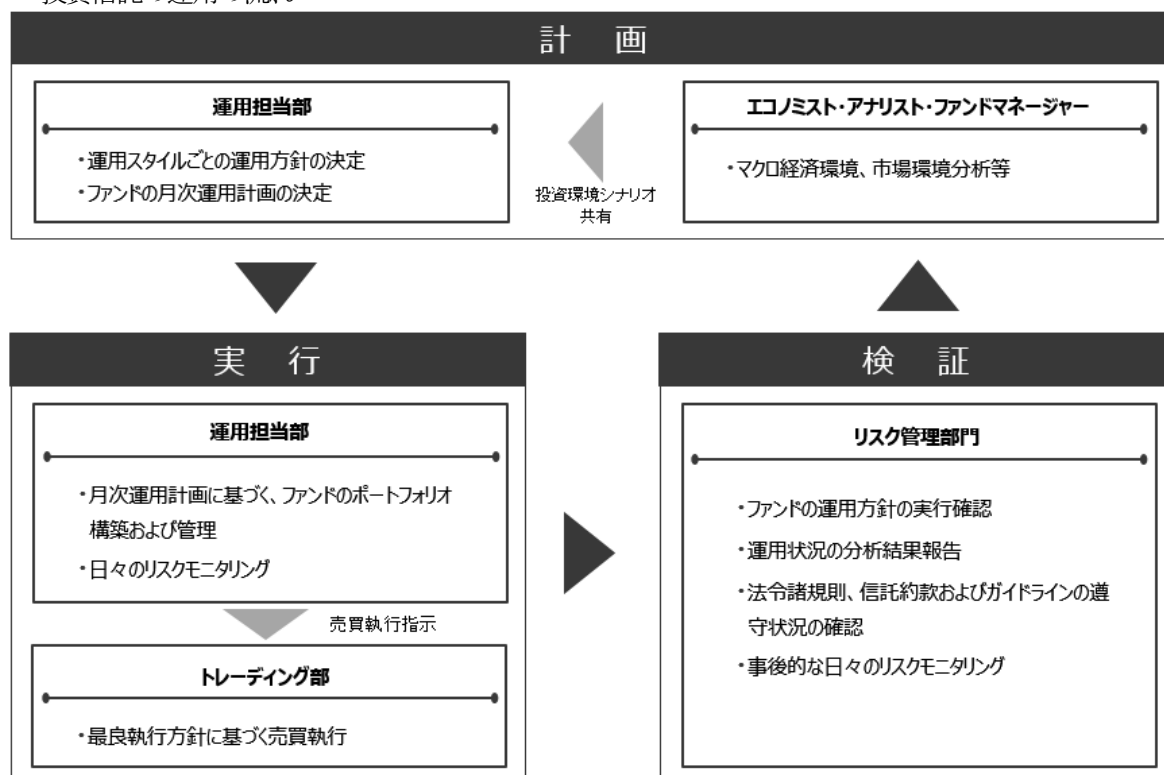
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を1名選定し、必要に応じて取締役会長1名を選定することができます。

## ニ 投資信託の運用の流れ



## 2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助言業務を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務を行っています。

2023年10月31日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

	本数(本)	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	695	10,733,058
単位型株式投資信託	96	554,272
追加型公社債投資信託	1	24,785
単位型公社債投資信託	164	254,556
合計	956	11,566,673

### 3 【委託会社等の経理状況】

- 1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第 2 条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。
- 2 当社は、当事業年度（2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。



## 独立監査人の監査報告書

2023年6月15日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

菅野 雅子

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

佐藤 栄裕

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第38期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

## (1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	49,008,279	37,742,400
金銭の信託	-	12,645,575
顧客分別金信託	300,041	300,046
前払費用	475,266	546,900
未収入金	103,809	437,880
未収委託者報酬	12,125,117	11,563,662
未収運用受託報酬	2,437,063	2,138,030
未収投資助言報酬	388,639	344,586
未収収益	36,700	35,477
その他の流動資産	18,458	8,423
流動資産合計	64,893,375	65,762,982
固定資産		
有形固定資産 ※1		
建物	1,433,442	1,361,305
器具備品	653,985	559,057
土地	710	710
リース資産	7,357	4,114
建設仮勘定	5,500	81,240
有形固定資産合計	2,100,996	2,006,427
無形固定資産		
ソフトウェア	2,766,476	2,414,295
ソフトウェア仮勘定	100,616	508,956
のれん	3,349,950	3,045,409
顧客関連資産	13,558,615	11,445,340
電話加入権	12,716	12,706
商標権	42	36
無形固定資産合計	19,788,417	17,426,744
投資その他の資産		
投資有価証券	14,212,354	9,222,276
関係会社株式	11,246,398	11,850,598
長期差入保証金	1,414,646	1,388,987
長期前払費用	77,936	80,207
会員権	90,479	90,479
貸倒引当金	△20,750	△20,750
投資その他の資産合計	27,021,065	22,611,799
固定資産合計	48,910,479	42,044,971
資産合計	113,803,855	107,807,953

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
リース債務	3,567	2,564
顧客からの預り金	6,045	11,094
その他の預り金	196,515	128,069
未払金		
未払収益分配金	1,969	2,013
未払償還金	152	1,312
未払手数料	5,545,582	5,194,011
その他未払金	48,893	259,542
未払費用	7,379,404	6,370,986
未払消費税等	1,133,332	406,770
未払法人税等	2,455,291	333,009
賞与引当金	2,100,323	1,801,492
資産除去債務	7,192	13,940
その他の流動負債	40,396	73,657
流動負債合計	18,918,667	14,598,465
固定負債		
リース債務	4,525	1,960
繰延税金負債	1,279,409	550,493
退職給付引当金	5,084,506	5,027,832
その他の固定負債	4,620	-
固定負債合計	6,373,062	5,580,287
負債合計	25,291,730	20,178,752
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	8,628,984	8,628,984
その他資本剰余金	73,466,962	73,466,962
資本剰余金合計	82,095,946	82,095,946
利益剰余金		
利益準備金	284,245	284,245
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	3,834,794	3,391,568
利益剰余金合計	4,119,040	3,675,814
株主資本計	88,214,986	87,771,760
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	297,138	△ 142,558
評価・換算差額等合計	297,138	△ 142,558
純資産合計	88,512,124	87,629,201
負債・純資産合計	113,803,855	107,807,953

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	66,139,024	61,471,271
運用受託報酬	9,652,634	8,978,419
投資助言報酬	1,256,334	1,273,386
その他営業収益		
サービス支援手数料	199,046	208,222
その他	32,936	22,995
営業収益計	77,279,976	71,954,296
営業費用		
支払手数料	30,522,133	28,036,456
広告宣伝費	330,161	294,588
調査費		
調査費	3,196,921	3,749,357
委託調査費	12,192,048	11,455,987
営業雑経費		
通信費	67,600	61,068
印刷費	494,834	452,951
協会費	34,433	38,701
諸会費	30,488	33,447
情報機器関連費	4,767,504	5,067,617
販売促進費	31,930	29,621
その他	181,301	197,696
営業費用合計	51,849,358	49,417,495
一般管理費		
給料		
役員報酬	263,893	219,872
給料・手当	8,664,828	7,807,797
賞与	991,916	1,042,472
賞与引当金繰入額	2,100,323	1,798,492
交際費	12,301	27,713
寄付金	29,273	25,518
事務委託費	1,422,189	1,727,189
旅費交通費	16,863	99,733
租税公課	476,729	352,030
不動産賃借料	1,289,256	1,268,303
退職給付費用	632,559	624,551
固定資産減価償却費	3,133,951	3,247,869
のれん償却費	304,540	304,540
諸経費	256,994	200,758
一般管理費合計	19,595,622	18,746,845
営業利益	5,834,995	3,789,956

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	7,666	1,755
受取利息	1,836	1,373
時効成立分配金・償還金	43,406	521
原稿・講演料	2,587	2,281
投資有価証券償還益	383,608	119,033
投資有価証券売却益	911,268	25,848
為替差益	4,673	5,816
雑収入	81,640	91,814
営業外収益合計	1,436,686	248,443
営業外費用		
金銭の信託運用損	-	454,339
投資有価証券償還損	146,219	83,598
投資有価証券売却損	81,384	152,691
雑損失	2,866	-
営業外費用合計	230,470	690,629
経常利益	7,041,212	3,347,770
特別損失		
固定資産除却損	※1 83,651	13,203
システム統合関連費用	※2 375,636	-
早期退職費用	※3 260,075	126,832
支払補償費	※4 -	30,075
その他特別損失	67,000	-
特別損失合計	786,362	170,111
税引前当期純利益	6,254,849	3,177,659
法人税、住民税及び事業税	3,101,482	1,622,064
法人税等調整額	△965,673	△541,433
法人税等合計	2,135,809	1,080,631
当期純利益	4,119,040	2,097,028

## (3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金		
					配当準備積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	2,000,000	8,628,984	81,927,000	90,555,984	284,245	60,000	1,476,959	△10,281,242
当期変動額								
剰余金の配当								
欠損填補			△8,460,037	△8,460,037				8,460,037
当期純利益								4,119,040
任意積立金の取崩						△60,000	△1,476,959	1,536,959
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	—	—	△8,460,037	△8,460,037	—	△60,000	△1,476,959	14,116,037
当期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	—	—	3,834,794

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	△8,460,037	84,095,946	949,365	949,365	85,045,311
当期変動額					
剰余金の配当					
欠損填補	8,460,037	—			—
当期純利益	4,119,040	4,119,040			4,119,040
任意積立金の取崩	—	—			—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△652,227	△652,227	△652,227
当期変動額合計	12,579,078	4,119,040	△652,227	△652,227	3,466,812
当期末残高	4,119,040	88,214,986	297,138	297,138	88,512,124

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	3,834,794
当期変動額						
剰余金の配当						△ 2,540,254
当期純利益						2,097,028
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）						
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△ 443,225
当期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	3,391,568

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	4,119,040	88,214,986	297,138	297,138	88,512,124
当期変動額					
剰余金の配当	△ 2,540,254	△ 2,540,254			△ 2,540,254
当期純利益	2,097,028	2,097,028			2,097,028
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）			△ 439,697	△ 439,697	△ 439,697
当期変動額合計	△ 443,225	△ 443,225	△ 439,697	△ 439,697	△ 882,923
当期末残高	3,675,814	87,771,760	△ 142,558	△ 142,558	87,629,201



## [注記事項]

### (重要な会計方針)

#### 1. 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券

###### ① 子会社株式

移動平均法による原価法

###### ② その他有価証券

市場価格のない株式等以外

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

##### (2) 金銭の信託

運用目的の金銭の信託：時価法

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～50年
器具備品	4～15年

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん	14年
顧客関連資産	6～19年
ソフトウェア（自社利用分）	5年

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

##### (3) 退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。

###### ① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

###### ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

##### (1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

##### (2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

##### (3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、対象顧客との投資助言契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の助言期間にわたり収益として認識しております。

#### (会計方針の変更)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 31 号 2021 年 6 月 17 日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第 27-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。これによる当事業年度の財務諸表に与える影響はありません。なお、時価算定会計基準適用指針 27-3 項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」注記については記載しておりません。

#### (貸借対照表関係)

##### ※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2022 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2023 年 3 月 31 日)
建物	210,548 千円	301,463 千円
器具備品	1,309,352 千円	1,499,284 千円
リース資産	6,073 千円	7,493 千円

##### 2 当座借越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行 1 行と当座借越契約を締結しております。当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2022 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2023 年 3 月 31 日)
当座借越極度額の総額	10,000,000 千円	10,000,000 千円
借入実行残高	— 千円	— 千円
差引額	10,000,000 千円	10,000,000 千円

##### 3 保証債務

当社は、子会社である Sumitomo Mitsui DS Asset Management (USA) Inc. における賃貸借契約に係る賃借料に対し、2023 年 6 月までの賃借料総額の支払保証を行っております。

	前事業年度 (2022 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2023 年 3 月 31 日)
Sumitomo Mitsui DS Asset Management (USA) Inc.	57,356 千円	12,514 千円

(損益計算書関係)

※1 固定資産除却損

	前事業年度 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
建物	一千円	2,482 千円
器具備品	0 千円	4,273 千円
リース資産	一千円	532 千円
ソフトウェア	83,651 千円	5,915 千円

※2 システム統合関連費用

社内システム統合に伴うものであり、主にデータの移行費用などです。

※3 早期退職費用

早期希望退職の募集等の実施に関連して発生する費用です。

※4 支払補償費

受益者や販売会社に生じた損失の補償に伴い発生する費用です。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

1. 発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	33,870,060 株	—	—	33,870,060 株

2. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月28日 定時株主総会	普通株式	2,540,254	75.00	2022年 3月31日	2022年 6月29日

当事業年度(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1. 発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	33,870,060 株	—	—	33,870,060 株

2. 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月28日 定時株主総会	普通株式	2,540,254	75.00	2022年 3月31日	2022年 6月29日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,591,892	47.00	2023年 3月31日	2023年 6月29日

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
1年以内	1,166,952	1,161,545
1年超	2,323,090	1,161,545
合計	3,490,042	2,323,090

(金融商品関係)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っており、当社が設定する投資信託の事業推進等を目的として、直接または特定金外信託を通じて当該投資信託を保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。

また、資金調達を行っておりません。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっています。

金銭の信託及び投資有価証券については、主に事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。関係会社株式については、主に全額出資の子会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。

営業債務である未払手数料は、すべて1年以内の支払期日であります。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ①信用リスクの管理

当社は、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、営業債権について取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その状況について取締役会に報告しています。

金銭の信託、投資有価証券及び子会社株式は発行体の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

##### ②市場リスクの管理

金銭の信託及び投資有価証券については、自己勘定資産の運用・管理に関する規程に従い、各所管部においては所管する有価証券について管理を、経営企画部においては総合的なリスク管理を行い、定期的に時価を把握しています。また、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、その状況について取締役会に報告しています。

なお、事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等については、純資産額に対する保有制限を設けており、また、自社設定投信等の取得・処分に関する規則に従い、定期的に取締役会において報告し、投資家の資金性格、金額、および投資家数等の状況から検討した結果、目的が達成されたと判断した場合には速やかに処分することとしています。

また、特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、市場価格の変動リスクについて為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引により一部リスクヘッジしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のないものは、次表には含まれておりません（注1 参照）。また、現金及び預金、顧客分別金信託、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、顧客からの預り金、未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似することから、注記を省略しております。

前事業年度（2022年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	—	—	—
(2) 投資有価証券			
① その他有価証券	14,172,545	14,172,545	—
資産計	14,172,545	14,172,545	—

当事業年度（2023年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	12,645,575	12,645,575	—
(2) 投資有価証券			
① その他有価証券	9,182,466	9,182,466	—
資産計	21,828,042	21,828,042	—

（注1）市場価格のない金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

区分	前事業年度 （2022年3月31日）	当事業年度 （2023年3月31日）
その他有価証券 非上場株式	39,809	39,809
合計	39,809	39,809
子会社株式 非上場株式	11,246,398	11,850,598
合計	11,246,398	11,850,598

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。なお、時価算定会計基準適用指針27-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」については記載しておりません。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 金銭の信託	—	12,645,575	—	12,645,575
(2) 投資有価証券				
① その他有価証券	—	9,182,466	—	9,182,466
資産計	—	21,828,042	—	21,828,042

時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

#### (1) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (2) 投資有価証券① その他有価証券

投資有価証券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、公表されている基準価額又は取引金融機関から提示された価格により評価しております。

(有価証券関係)

1. 子会社株式

前事業年度 (2022年3月31日)

子会社株式 (貸借対照表計上額 関係会社株式 11,246,398千円) は、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度 (2023年3月31日)

子会社株式 (貸借対照表計上額 関係会社株式 11,850,598千円) は、市場価格がないことから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度 (2022年3月31日)

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1) 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	9,299,062	8,672,725	626,337
小計	9,299,062	8,672,725	626,337
(2) 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	4,873,482	5,039,817	△166,335
小計	4,873,482	5,039,817	△166,335
合計	14,172,545	13,712,543	460,001

(注) 非上場株式等 (貸借対照表計上額 39,809千円) については、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度 (2023年3月31日)

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1) 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	3,144,004	3,054,367	89,637
小計	3,144,004	3,054,367	89,637
(2) 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	6,038,462	6,295,278	△256,815
小計	6,038,462	6,295,278	△256,815
合計	9,182,466	9,349,645	△167,178

(注) 非上場株式等 (貸借対照表計上額 39,809千円) については、市場価格がないことから、記載しておりません。

3. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
4,082,976	911,268	81,384

(単位：千円)

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
7,183,410	383,608	146,219

当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
1,675,637	25,848	152,691

(単位：千円)

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
6,449,143	119,033	83,598

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
退職給付債務の期首残高	5,258,448	5,084,506
勤務費用	454,611	429,188
利息費用	1,013	6,502
数理計算上の差異の発生額	△34,553	△12,781
退職給付の支払額	△595,013	△479,583
過去勤務費用の発生額	—	—
退職給付債務の期末残高	5,084,506	5,027,832

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (2022 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2023 年 3 月 31 日)
非積立型制度の退職給付債務	5,084,506	5,027,832
未認識数理計算上の差異	—	—
未認識過去勤務費用	—	—
退職給付引当金	5,084,506	5,027,832

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
勤務費用	454,611	429,188
利息費用	1,013	6,502
数理計算上の差異の費用処理額	△34,553	△12,781
その他	211,487	201,641
確定給付制度に係る退職給付費用	632,559	624,551

(注) その他は、その他の関係会社等からの出向者の年金掛金負担分及び退職給付引当額相当額負担分、退職定年制度適用による割増退職金並びに確定拠出年金への拠出額であります。

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎 (加重平均で表わしております。)

	前事業年度 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
割引率	0.130%	0.230%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度 237,296 千円、当事業年度 241,556 千円であります。



(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
(単位：千円)		
繰延税金資産		
退職給付引当金	1,556,876	1,539,522
賞与引当金	643,119	551,617
調査費	279,809	473,972
未払金	284,070	211,439
未払事業税	139,522	39,995
ソフトウェア償却	107,998	105,506
子会社株式評価損	114,876	114,876
その他有価証券評価差額金	93,946	120,350
その他	28,056	21,158
繰延税金資産小計	3,248,274	3,178,439
評価性引当額	△189,102	△193,662
繰延税金資産合計	3,059,171	2,984,776
繰延税金負債		
無形固定資産	4,151,648	3,504,563
資産除去債務	825	3,201
その他有価証券評価差額金	186,107	27,506
繰延税金負債合計	4,338,581	3,535,270
繰延税金資産（負債）の純額	△1,279,409	△550,493

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.6	3.0
のれん償却費	1.4	2.9
所得税額控除による税額控除	—	△1.3
その他	0.3	△1.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.1	34.0

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「セグメント情報等」注記に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

## 2. 関連情報

### (1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	66,139,024	9,652,634	1,256,334	231,982	77,279,976

### (2) 地域ごとの情報

#### ① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

#### ② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

### (3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

## 3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

## 4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

## 5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

### 1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

## 2. 関連情報

### (1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	61,471,271	8,978,419	1,273,386	231,218	71,954,296

### (2) 地域ごとの情報

#### ① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

#### ② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

### (3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

1. 関連当事者との取引

(1) 兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	㈱三井住友銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	—	投資の販売委託 役員の兼任	委託販売手数料	4,727,024	未払手数料	1,098,966
親会社の子会社	SMBG 日興証券㈱	東京都千代田区	10,000,000	証券業	—	投資の販売委託 役員の兼任	委託販売手数料	8,397,864	未払手数料	1,661,614

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三井住友フィナンシャルグループ (東京証券取引所、名古屋証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

当事業年度(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1. 関連当事者との取引

(1) 兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	㈱三井住友銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	—	投資の販売委託 役員の兼任	委託販売手数料	5,279,199	未払手数料	1,265,651
親会社の子会社	SMBG 日興証券㈱	東京都千代田区	10,000,000	証券業	—	投資の販売委託 役員の兼任	委託販売手数料	7,030,381	未払手数料	1,288,749

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三井住友フィナンシャルグループ (東京証券取引所、名古屋証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

## (1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
1株当たり純資産額	2,613.28円	2,587.21円
1株当たり当期純利益	121.61円	61.91円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益 (千円)	4,119,040	2,097,028
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益 (千円)	4,119,040	2,097,028
期中平均株式数 (株)	33,870,060	33,870,060

#### 4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- イ 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ロ 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ハ 通常の実取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ニ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ホ 上記ハ、ニに掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5 【その他】

- イ 定款の変更、その他の重要事項
  - (イ) 定款の変更  
該当ありません。
  - (ロ) その他の重要事項  
該当ありません。
- ロ 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実  
該当ありません。

追加型証券投資信託

グローバル資産分散オープン

約 款

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

# 運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

## 1. 基本方針

この投資信託は、投資信託証券への投資を通じて、世界の債券、株式、不動産投資信託(REIT) およびコモディティ等へ実質的に分散投資することにより、安定した利子・配当収益の確保とともに、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

## 2. 運用方法

### (1) 投資対象

主として別に定める投資信託証券を主要投資対象とします。

### (2) 投資態度

- ① 投資信託証券への投資を通じて、先進国から新興国までの幅広い地域の債券、株式、不動産投資信託(REIT)およびコモディティ等へ実質的に分散投資し、安定した利子・配当収益の確保とともに、信託財産の中長期的な成長を目指します。
  - 分散投資にあたっては、資産の分散・地域の分散などを考慮します。
  - 投資信託証券への投資は、主に別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）の中から行います（指定投資信託証券は追加または変更になる場合があります。）。
- ② 各資産への配分は、信託財産の純資産総額に対し、概ね債券：50%程度、株式：30%程度、不動産投資信託（REIT）・コモディティ：20%程度を基本資産配分とします。ただし、実質組入れ有価証券の値動きや資金流入などによっては上記の比率は変動します。また、投資環境の変化や各資産の利回り水準などを考慮して配分を調整することがあります。
- ③ 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
- ④ 資金動向、市況動向等によっては、あるいはやむを得ない事情が発生した場合には上記のような運用ができない場合があります。

### (3) 投資制限

- ① 投資信託証券、短期社債等およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。
- ② 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ③ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ④ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

## 3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づいて分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益も含みます。）等の範囲内とします。
- ② 収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託者が決定します。ただし、

分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

- ③ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。



## 追加型証券投資信託

### (グローバル資産分散オープン)

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三井住友DSアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律第62号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

③ 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。))を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金30億円を上限に受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者との合意のうえ、金2兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行われたときは、受託者はその引受を証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第40条第8項、第42条第1項、第43条第1項、第44条第1項および第46条第2項の規定による信託終了の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に規定される募集であり、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属するものとします。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については、30億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第20条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則とし

てわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ③ 第22条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があつた場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 委託者は、第7条第1項の規定により分割される受益権を取得申込者に対し、1口の整数倍の口数をもって、取得の申込みに応じることができるものとします。

- ② 委託者の指定する証券会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を取得申込者に対し、1口の整数倍の口数をもって取得の申込みに応じることができるものとします。

- ③ 前項の取得申込者は委託者の指定する証券会社または登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込の代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

- ④ 第1項および第2項の規定にかかわらず、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、別に定める日と同日の場合には、受益権の取得に応じません。

- ⑤ 第1項および第2項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、第6項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」と

いいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得の申込みにかかる受益権の価額は、1口につき1円とします。

⑥ 前項の手数料の価額は次の通りとします。

委託者および委託者の指定する証券会社および登録金融機関がそれぞれ定める手数料率を取得申込日の翌営業日の基準価額(信託契約締結日前の取得申込については、1口につき1円とします。)に乗じて得た額とします。

⑦ 第5項の規定にかかわらず、受益者が委託者の指定する証券会社および登録金融機関との間で別に定める累積投資約款に基づく契約(以下「別に定める契約」といいます。)に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第32条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ. 金銭債権

ハ. 約束手形(金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。)

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(運用の指図範囲)

第16条 委託者は、信託金を主として、別に定める投資信託証券(三井住友DSアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託(以下「マザーファンド」)を含みます。)に投資するほか、次に掲げる有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します(別に定める投資信託証券を以下「指定投資信託証券」といいます。)

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により設立された法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)

4. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)

5. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

なお、第3号の証券を「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。また、第4号および第5号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みません。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

（受託者の自己または利害関係人等との取引）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条および第23条において同じ。）、第23条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および第2項に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。

② 前項の取扱いは、第20条、第22条、第27条、第28条における委託者の指図による取引についても同様とします。

（運用の基本方針）

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

（同一銘柄の投資信託証券への投資制限）

第19条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の50を超えることとなる投資の指図をしません。

（公社債の借入の指図）

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁するものとします。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第21条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約の指図および範囲）

第22条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

（信用リスク集中回避のための投資制限）

第22条の2 委託者は、投資信託証券を組み入れる場合において、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該

当しないときは、信託財産に属する当該同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(信託業務の委託等)

第23条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
  2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
  3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
  4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限りません。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
  2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
  3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
  4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(有価証券の保管)

第24条 <削除>

(混蔵寄託)

第25条 金融機関または証券会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第26条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第27条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第28条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払い資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第30条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替)

第31条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第32条 この信託の計算期間は、原則として1月28日から3月27日、3月28日から5月27日、5月28日から7月27日、7月28日から9月27日、9月28日から11月27日、11月28日から翌年1月27日までとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成19年7月27日までとします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下、「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第33条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第34条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に

相当する金額等（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬の額および支弁の方法）

第35条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第32条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の144の率を乗じて得た金額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。
- ④ 第16条第1項に規定する指定投資信託証券のうち別に定めるマザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けたものが受ける報酬額は、信託財産に属するとみなされる当該マザーファンドの時価総額に別に定める率を乗じて得た金額とし、第1項に基づいて委託者が報酬を受け取った後、当該報酬から支弁するものとします。
- ⑤ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（収益の分配）

第36条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、別に定める収益分配方針に従い、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第37条 受託者は、収益分配金については、原則として第38条第1項に規定する支払開始日および第38条第2項に規定する交付開始日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については、第38条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第38条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつきその責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第38条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として扱います。）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間の終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する証券会社および登録

金融機関へ交付されます。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ④ 一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項は除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行うものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第39条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

（信託の一部解約）

第40条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 委託者は、別に定める日と同日の場合は、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを行わないものとします。
- ⑤ 第3項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑥ 委託者は、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、組入れ投資信託証券の取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受



け付けたものとして第5項の規定に準じて計算された価額とします。

- ⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、信託財産の受益権の残存口数が、30億口を下回るようになった場合には、受託者と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
- ⑨ 委託者は前項の規定により、この信託を解約しようとするときは、第42条の規定に従います。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第41条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託契約の解約)

第42条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第43条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第44条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第45条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第46条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第47条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第47条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第48条 第42条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第42条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第48条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(公告)

第49条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.smd-am.co.jp>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第50条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定められます。

附則1 この約款において「累積投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する証券会社および登録金融機関が締結する「累積投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「累積投資約款」は別の名称に読み替えるものとします。

附則2 第38条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

平成19年5月22日

委託者 東京都千代田区霞が関三丁目2番1号  
大和住銀投信投資顧問株式会社

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号  
三井住友信託銀行株式会社

(付表)

## I 別に定める投資信託証券

約款第16条および別に定める運用の基本方針における「別に定める投資信託証券」とは次の投資信託及び投資法人(外国のものも含む)の、受益証券又は投資証券(振替受益権または振替投資口を含む)をいいます。

### マザーファンド

日本好配当株マザーファンド  
グローバル好配当株マザーファンド  
欧州債券マザーファンド  
アジア・オセアニア債券マザーファンド  
新興国債券マザーファンド  
世界REITマザーファンド  
コモディティ・マザーファンド

### 外国籍投資証券

T.Rowe Price Funds SICAV - US Aggregate Bond Fund  
T.Rowe Price Funds SICAV - Global High Yield Bond Fund  
T.Rowe Price Funds SICAV - Emerging Markets Equity Fund

## II 別に定めるマザーファンド

約款第35条第4項における別に定めるマザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けたものが受け取る報酬額は、信託財産に属するとみなされる当該マザーファンドの時価総額に以下に定める率を乗じて得た金額とします。

### マザーファンド

欧州債券マザーファンド：年10,000分の33以内  
新興国債券マザーファンド：年10,000分の33.6以内  
世界REITマザーファンド：年10,000分の45以内

## III 別に定める日

約款第12条および第40条における別に定める日は、次のいずれかに該当する日とします。  
現時点で該当ありません。